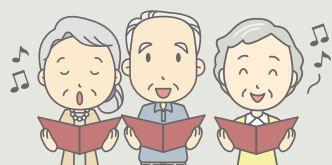
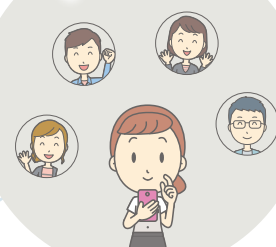
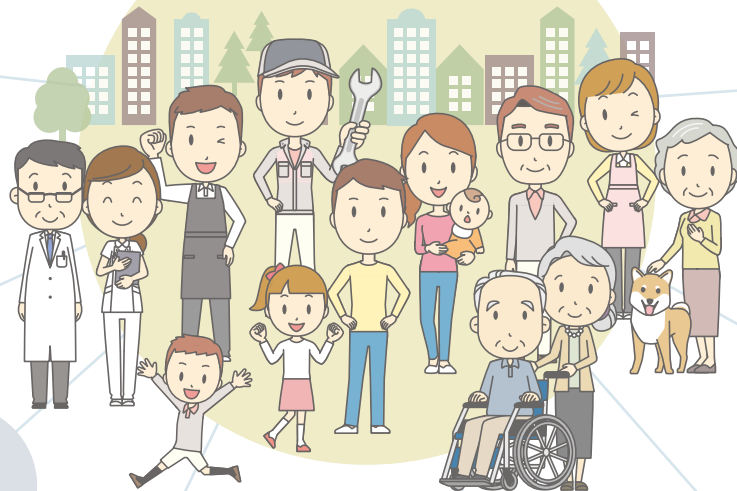


ともに生き、 支えあうまちへ

せんだい支えあいのまち推進プラン

令和3年度～令和8年度



仙 台 市

目次

第1章	計画の策定について	2
1	策定の趣旨	2
2	位置づけ	3
3	期間	4
4	策定の方法	5
第2章	地域の福祉に関する現状	6
1	国の動向	6
2	本市の現状	7
3	第3期地域保健福祉計画の振り返り	12
4	本市の福祉分野の取り組みについて	14
5	今後の取り組みに必要な視点	16
第3章	計画の方向性	19
1	基本的な考え方	19
2	基本理念、基本目標	20
3	基本的方向	21
第4章	施策の展開	22
○	基本的方向1 多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進	23
○	基本的方向2 地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化	26
○	基本的方向3 多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進	31
第5章	生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止推進	35
1	一人ひとりに寄り添い、自立まで伴走する支援	36
2	その人の意思に沿った、その人らしい暮らしを支える	40
3	犯罪や非行からの立ち直りを支援し、再犯による新たな被害を防ぐ	46
第6章	計画の推進	53
	事業一覧	55
	資料	83
○	各種データ	84
○	市民参加の取り組み	90
○	審議経過	105
○	関係法令等	113
○	用語説明	119

計画の策定について

1 | 策定の趣旨

本市では、平成17年に第1期仙台市地域保健福祉計画を策定し、第3期計画まで地域において支えあい、助けあう力（地域の「福祉力」）を高めていく取り組みを進めてきました。

この間、取り組みの一定の成果も見られる一方で、社会状況の変化等により人々の抱える課題は複雑化・複合化しています。地域では自分や家庭内だけでは解決が難しい課題を抱えていても、自ら支援を求めることができずに生活をしている人がいます。そうした課題の解決は、社会とのつながりや身近な支えあいの関係が糸口となり得ます。震災を機に地域のつながりや住民の支えあいの大切さは再認識されましたが、少子高齢化や核家族化の進展、価値観や生活様式の多様化等により地域の支えあいの力は弱くなってきています。

国は平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）において、安心につながる社会保障を目指して「地域共生社会」の理念を掲げました。その理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。

地域共生社会の実現に向け、平成30年の社会福祉法の改正では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える、多様で複合的な生活課題に地域住民や福祉関係者が気づき、関係機関等との連携により、制度や分野の枠にとらわれず解決が図られるよう、包括的な支援体制の整備に努めることを定め、新たに地域福祉計画に盛り込むべきこととされました。生活困窮者自立支援制度においても、平成30年の関係法の改正により、自立支援の強化を図ることとされました。

また、認知症や知的障害、精神障害等のある方の財産と権利を守る成年後見制度の利用促進、罪を犯した人の円滑な社会復帰を図る再犯防止推進を目的に、それぞれ関係法が施行され、地方計画の策定が努力義務とされました。

成年後見制度の利用促進や再犯防止の推進のいずれにおいても、支援を必要とする方に適切な支援を行うことで地域での暮らしを支えるという点で地域福祉との関連が深いことから、本市では、市町村地域福祉計画と市町村成年後見制度利用促進基本計画、地方再犯防止推進計画を一体の計画として策定することとします。この計画を、本市における支えあいのまちづくりのビジョン「せんだい支えあいのまち推進プラン」とします。

2 | 位置づけ

法的な位置づけ

- 本計画は、第3期までの地域保健福祉計画と同様、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。
- 平成19年8月の厚生労働省社会・援護局長通知に基づく「要援護者支援方策」や、平成26年3月の同通知に基づく「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むとともに、仙台市ホームレス自立支援等取組方針を包含するものとします。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」と一体的に策定する計画として位置づけます。

☞ 関係法令等（113～115頁参照）

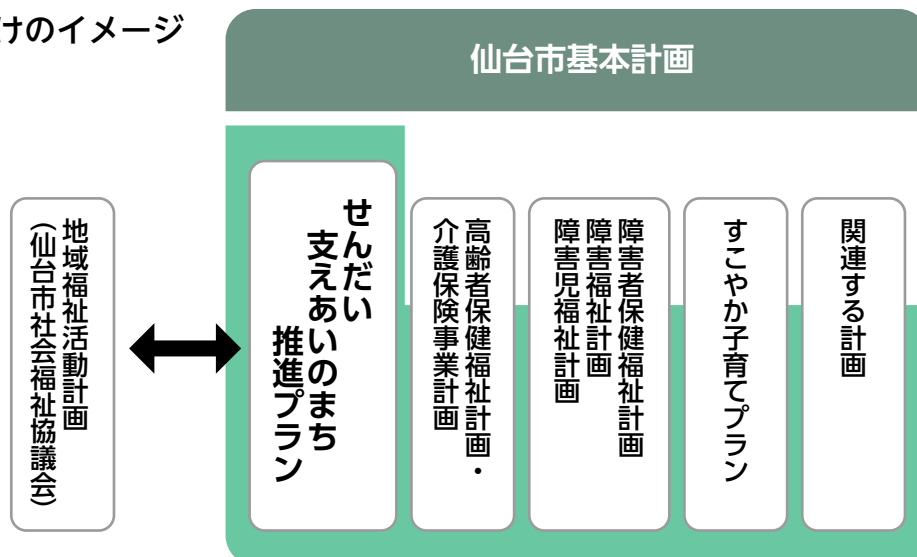
本市関連計画との関係

- 本計画は令和3年3月策定の「仙台市基本計画」を上位計画とし、高齢、障害、子ども・子育て等、福祉の分野別計画と整合を図り策定します。
- 平成30年の社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、本計画に地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、地域のさまざまな福祉活動やその支援等について、充実を図っていくための施策を盛り込みます。

地域福祉活動計画との関係

- 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）の策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や地域のさまざまな機関・団体が、連携・協働しながら地域福祉活動を進めるための活動計画です。
- 本計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものです。本計画の策定にあたっては、理念や目標を共通のものとするとともに、住民座談会や市民フォーラムを合同で開催するなど相互に連携を図っています。

■計画の位置づけのイメージ



SDGs との関係

○ SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年までの国際目標です。

○ この SDGs の理念は、国の目指す地域共生社会の理念や本市の目指すまちづくりの理念とも重なることから、本計画では SDGs の理念や目標等を踏まえながら、基本的方向ごとに関連する主な目標を示しています。

■ SDGs の 17 のゴール



3 | 期間

○ 計画期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とします。法改正の動向や計画に盛り込んだ各種施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画名	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
せんだい支えあいのまち推進プラン							第 1 期						
市地域保健福祉計画	第 2 期	第 3 期											
市成年後見制度利用促進基本計画													
市再犯防止推進計画													
市ホームレス自立支援等取組方針													
市ホームレス自立支援等実施計画	第 3 期												

※せんだい支えあいのまち推進プランとして一体的に策定

4 | 策定の方法

○本計画は、福祉、医療、ボランティア活動、NPO、町内会活動に携わる団体や、学識経験者など17名の委員で構成する仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会による審議をいただくとともに、市民の皆様、関係機関のご意見を踏まえ策定を進めました。

仙台市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

市民の参加

市民アンケート ☞9～10、90～97☞参照

- ・16歳以上の市民5,000人に調査
- ・令和元年9～10月
- ・有効回収数2,002人（40.0%）

住民座談会 ☞11、98～102☞参照

- ・地域特性の異なる6地区で、支えあい活動など地域の福祉活動の現状や課題を一緒に確認しました
- ・令和2年8～10月
- ・市社会福祉協議会と共催

市民フォーラム (地域福祉セミナー) ☞103☞参照

- ・住民座談会で確認した地域福祉活動の課題や方向性を整理し、地域福祉活動の主役は地域住民であるという認識を共有しました
- ・令和2年11月6日
- ・市社会福祉協議会と共催

市民意見募集 ☞104☞参照

- ・令和2年12月中旬～令和3年1月下旬

関係機関等の 意見

関係機関等からの情報把握

- ・市社会福祉協議会と合同で実施した関係機関等への聞き取り、各機関が行う会議やセミナー、研修等への参加、市関係部局との意見交換等を通して、現状や課題を把握しました

仙台市成年後見サポート 推進協議会 検討部会

- ・弁護士会や司法書士会、社会福祉士会など7つの専門職団体等とこれからの権利擁護の取り組みや成年後見制度の利用促進について協議し、報告書を作成しました
- ・令和元年7月～令和2年3月

再犯防止推進計画 策定に向けた協議会

- ・保護観察所や刑務所、保護司会等の関係機関・団体、更生支援等に関わる団体と、罪を犯した人の立ち直り支援の取り組みについての意見交換を行い、計画の策定過程で意見をいただきました
- ・令和元年9月～令和2年11月

せんだい支えあいのまち推進プランの策定

地域の福祉に関する現状

1 | 国の動向

社会福祉法の改正

- 国においては、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして地域共生社会の実現を掲げ、取り組みを進めています。
- 平成30年4月施行「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年6月公布）において社会福祉法が改正されました。これにより地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。
- 同改正法の附則で、公布後3年を目途に、市町村における包括的な支援体制を整備するための方策について検討し、所定の措置を講ずることとされました。それに基づき令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、包括的な支援体制の整備のための新たな事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。

生活困窮者自立支援の推進

- 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への包括的な支援を強化するため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。
- 法に基づく生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むこととされました。

成年後見制度の利用促進

- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で、財産の管理や日常生活等に支障がある方々を支援する重要な手段である成年後見制度の利用を促進するため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。
- 同法第14条で、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、市町村計画を定めるよう努めることとされました。

再犯防止の推進

- 犯罪や非行をした人には、安定した仕事や住まいがない、高齢であったり、障害、依存症があったりする、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする人が多くいます。適切な支援を受けることで、犯罪を繰り返してしまうことを防ぎ、地域の安全・安心にもつながることから、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。
- 同法第8条により、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

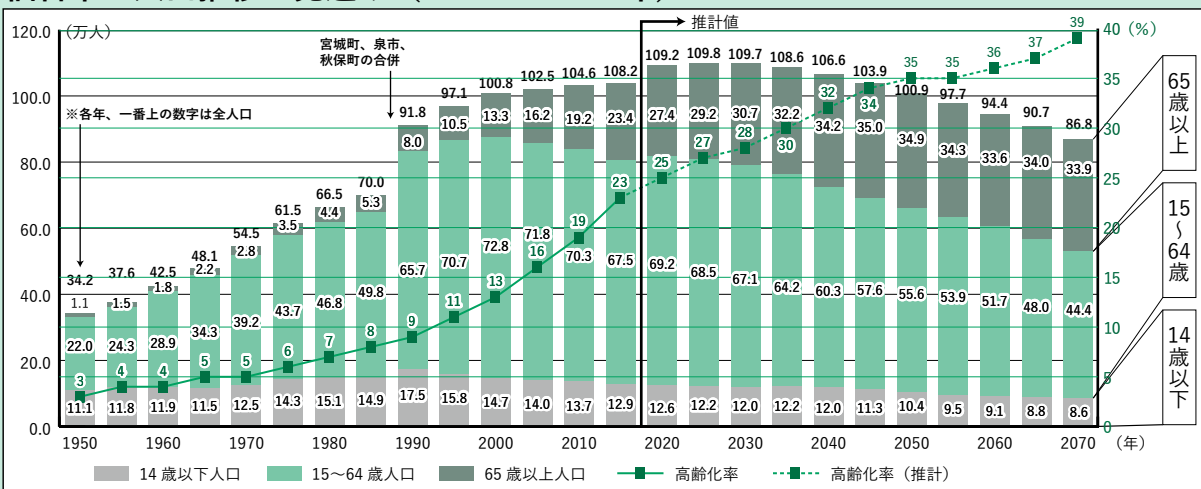
☞ 関係法令等 (113～115頁参照)

2 | 本市の現状

(1) 各種統計などから

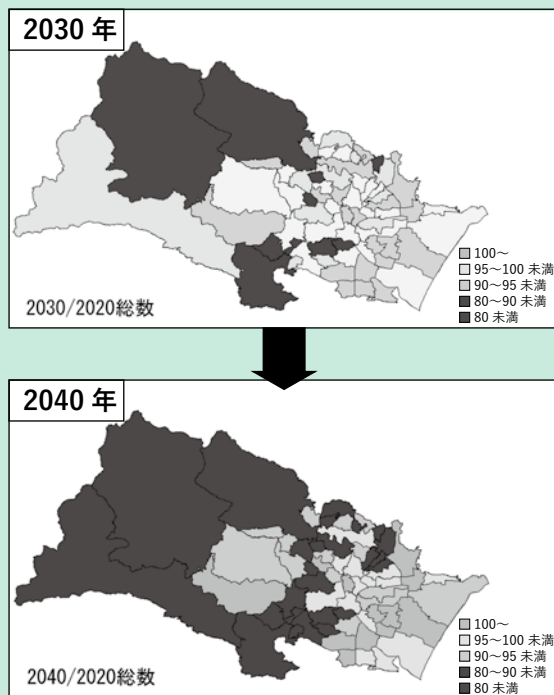
○仙台市の人口は近い将来にピークを迎えた後、緩やかに減少を続ける見込みです。全国的な傾向と同様、少子高齢化が進んでおり、今後も進むものと予想されます。こうした人口減少や少子高齢化の地域差の進行は、今後、地域によってその程度の差が広がっていくことも見込まれます。

仙台市の人口推移と見込み（1950～2070年）

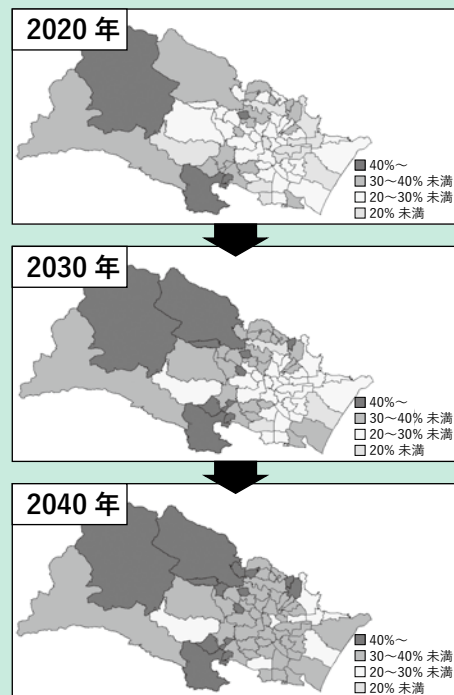


【資料】2015（H27）までは国勢調査結果、2020（R2）は10月1日時点の推計人口、2025（R7）以降は仙台市まちづくり政策局資料

中学校区別の人口増減（2020年を100とした場合）

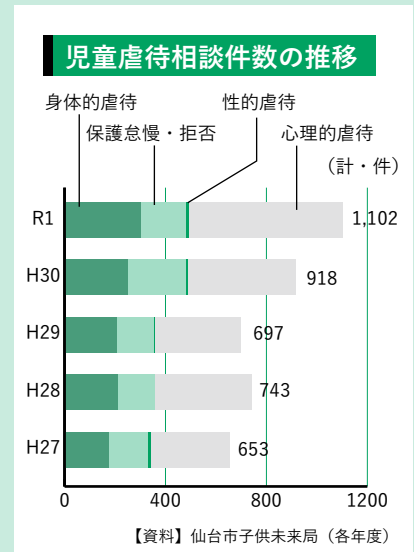
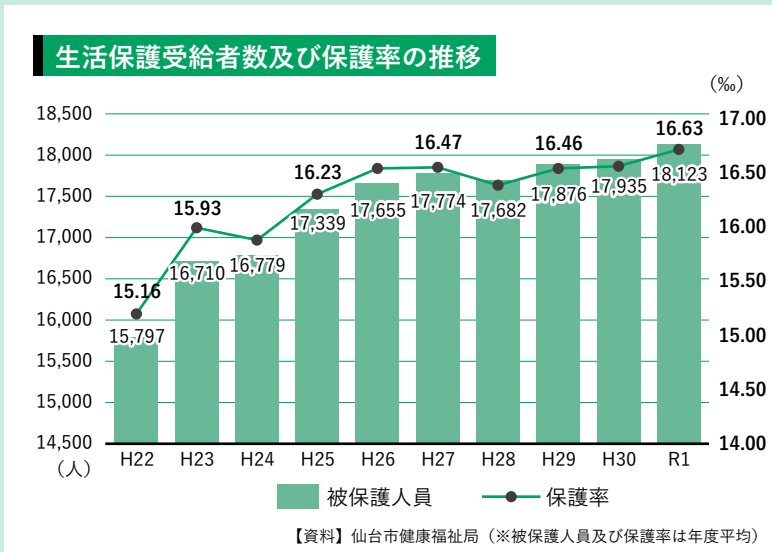
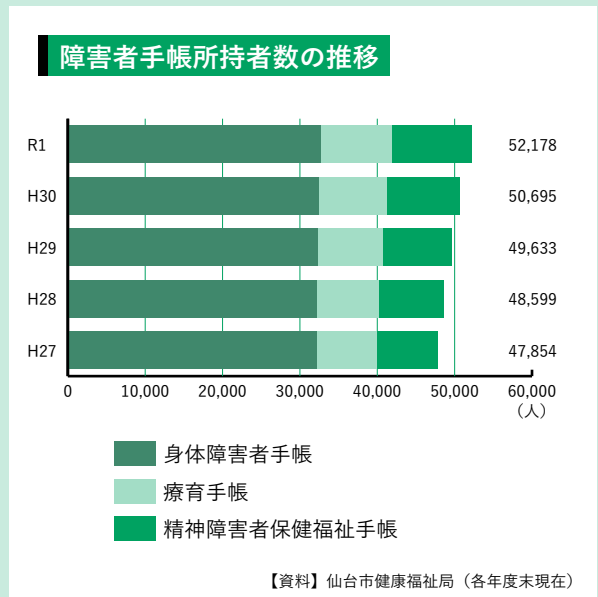
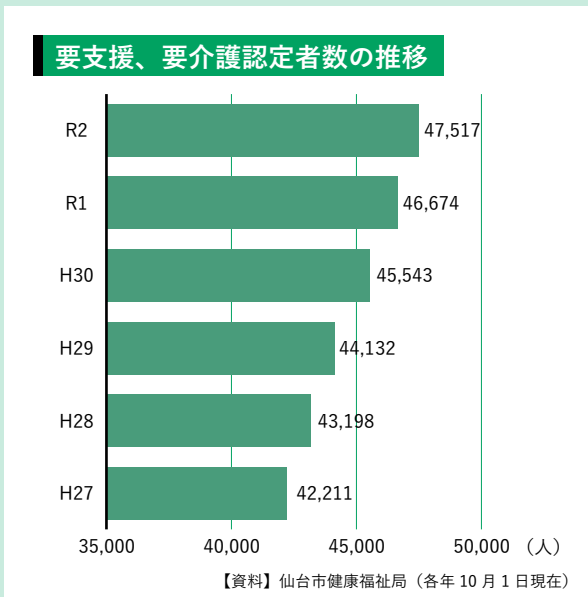


中学校区別の高齢化率（65歳以上）



【資料】仙台市まちづくり政策局（H27国勢調査結果をもとに作成）

○要支援、要介護認定者、障害者手帳所持者、生活保護受給者など地域で支援を必要とする方は増えています。また児童虐待に関する相談件数も増加傾向にあります。



○町内会加入率や民生委員児童委員、保護司充足率は低下しており、地域活動の参加者や担い手の減少傾向が見られます。

町内会加入率 (%)

年度	H29	H30	R1	R2
加入率	79.7	79.1	78.2	77.5

【資料】 仙台市市民局 (各年 6月1日現在)

民生委員児童委員充足率 (%)

年度	H22	H25	H28	R1
充足率	97.1	97.0	95.8	94.0

【資料】 仙台市健康福祉局 (※過去4回の一斉改選時(12月1日現在)の状況)

保護司充足率 (%)

年度	H29	H30	H31	R2
充足率	92.3	89.3	85.8	85.4

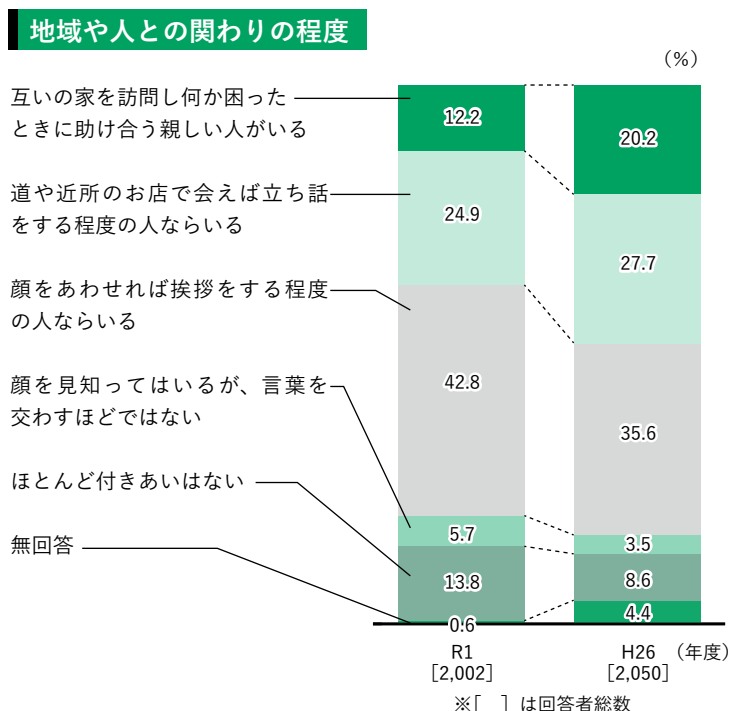
【資料】 仙台保護観察所 (各年 1月1日現在)

その他のデータ (84～89頁参照)

(2) 市民アンケート調査の結果より

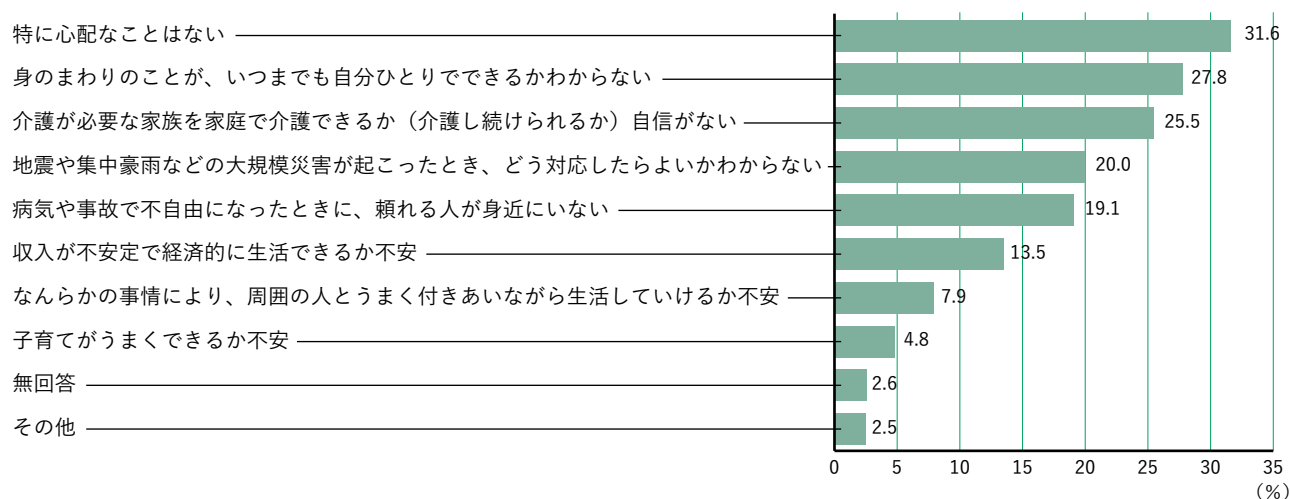
○地域の福祉に関する市民の活動状況や意向、課題等を把握するため、令和元年度に、16歳以上の市民から無作為抽出した5,000人を対象として、「地域の福祉に関するアンケート調査」を実施しました（有効回収数2,002人（回収率40.0%））。

主な内容は次のとおりです。



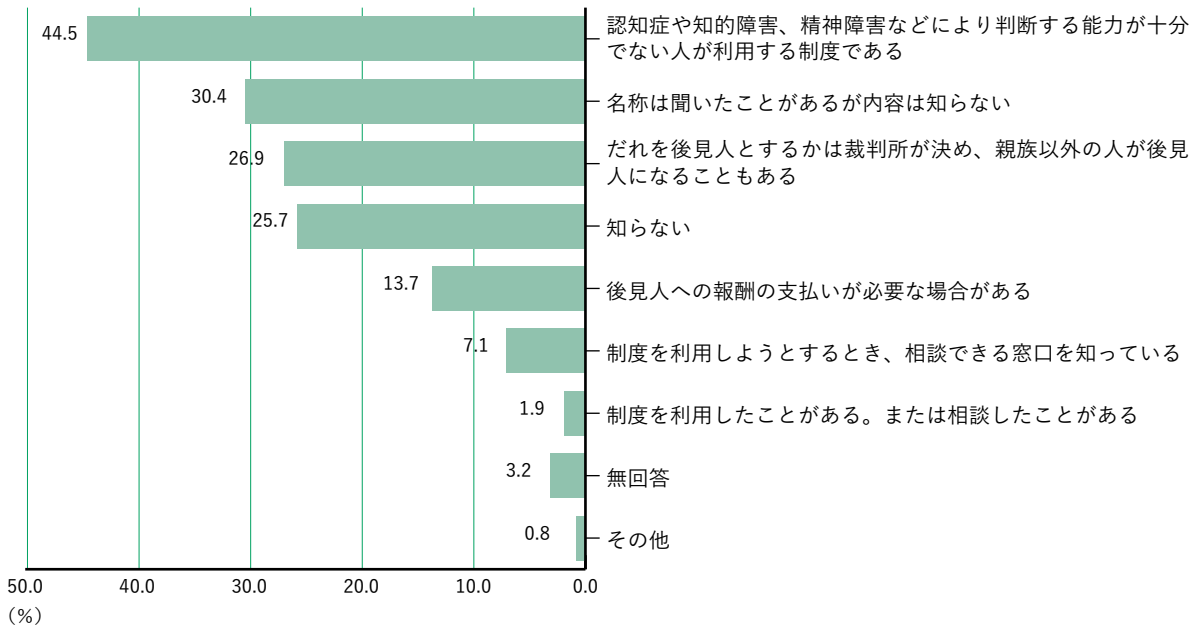
震災を経た平成26年度の調査時に比べ、近所の付き合いが少なくなっています。他の設問への回答では近隣での支えあいの経験も少なくなっていることもわかります。それでも、日頃からの交流は大切である、「困ったとき」の助けあいが必要という回答も多くありました。人々の多様化する価値観やライフスタイルに合わせ、地域のさまざまな活動を工夫していくことで地域住民と地域とのつながりづくりを進めることが重要です。

地域で生活していく上での心配事（複数回答）



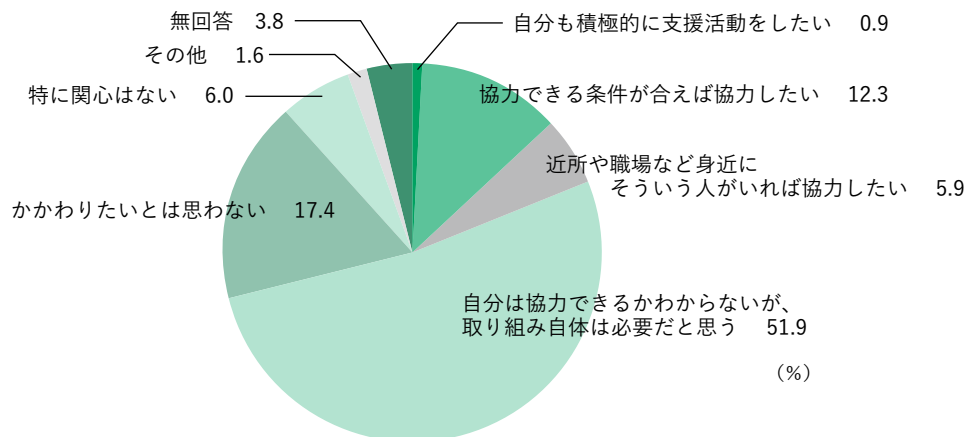
「心配なことはない」とする人が3割程度いる一方、介護のことや災害が起きたときのこと、病気や事故で不自由になったときのことを心配する方も多くいます。そうした方の安心のためには身近な相談窓口や福祉サービス等の充実、保健や福祉に関する情報発信、地域での見守り、支えあい活動を進める必要があることがわかります。

成年後見制度について知っていること（複数回答）



どのような人が利用する制度かということも多く知られていますが、具体的な内容はあまり知られておらず、「知らない」も4分の1を占めます。相談窓口についてはほとんど知られていません。利用意向を聞く設問では制度利用の必要性やメリットが十分には理解されていないことが分かり、制度の周知の工夫が必要です。

刑務所や少年院を出た人の社会復帰支援についてのあなたのかかわり方



刑務所や少年院などを出た後の生活のしづらさにより再び犯罪に手を染めてしまう人がいることから、地域の安全安心のためにもそういった方たちへの支援が必要だということは一定程度理解されています。しかしながら、その支援に自分自身も関わりたいとする回答は限定的でした。支援の裾野を広げる取り組みが必要であることが分かります。

その他のデータ (90～97頁参照)

(3) 住民座談会での声

概要

開催地区 6地区で開催（地区社会福祉協議会の圏域）
 八幡地区（青葉区）
 南吉成地区（青葉区宮城総合支所管内）
 幸町地区（宮城野区）、南小泉南地区（若林区）
 長町地区（太白区）、将監地区（泉区）



当日の様子（幸町地区）

開催時期 令和2年8月～10月

参加者 地域活動に携わる方々
 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会、地域の医療・福祉関係施設、社会福祉法人、企業、NPO、地域包括支援センター、学校など

進め方 支えあい活動を進める上での課題や工夫などを、ヒアリング形式で共有・抽出（※コロナ禍での開催のため、グループワークではなくヒアリング形式で実施）

テーマ

- ・地域内での支えあい活動の現状と課題の把握
- ・課題の解決につながる取り組み、アイデアの抽出

内容

地域の状況・地域課題

- ・地域活動の担い手不足、高齢化
- ・若い世代の地域活動への参加が少ない、若い世代とのつながりが薄い

- ・複合的な課題を持つ世帯の増加
- ・支援機関や地域とうまくつながれず、孤立している方がいる
- ・地域に暮らす障害のある方や認知症の方とのつながりが薄い

- ・新型コロナウイルスの影響で活動が停滞・休止している

課題解決につながる仕組み

- ・将来を見据えて地域活動の負担軽減や運営の効率化を図る
- ・回覧板、チラシ、インターネット等、さまざまな手法で活動のPRを行い、活動を知ってもらう
- ・学校や企業など、将来的な担い手となりうる方々が所属する組織等をうまく巻き込む
- ・参加してほしい対象者層に合わせた企画の検討
- ・「きっかけ」をつくり、地域に愛着をもってもらう
- ・子どもから大人まで、いろんな経験を通して、支えあいの精神やボランティア精神を育てていく

- ・地域団体と専門機関等が日頃から顔の見える関係を築き、情報共有できるようにする
- ・地域団体の長同士が集まる機会をつくる
- ・障害の有無や年齢ではなく、地域の人として捉えて支える体制をつくる
- ・障害や認知症への理解を深める場、当事者と交流する機会を創出する

- ・少人数や「密」にならないよう活動を工夫し、地域の方とのつながりを切らさないようにする

📄 住民座談会の詳細（98～102頁参照）

3 | 第3期地域保健福祉計画の振り返り

○平成28年3月に策定した第3期計画では、地域において支えあい・助けあう力（地域の「福祉力」）をさらに高め、未来へとつないでいくための取り組みとして、特に核となる5つの重点施策に取り組むことで、その他の施策もあわせて推進してきました。

○第3期計画の5つの重点施策ごとの評価は、次のとおりです。

重点施策1 仙台の強みを活かした新たな担い手の育成

<主な成果>

- ・地域防災リーダーの養成講座や市民センターにおける各種事業、区ごとに開催したリーダーやコーディネーター向けの研修会等により、地域活動者の育成を進めました。
- ・協働型の事業への助成や支援を通じ、多様な主体の協働によるまちづくりを進めました。
- ・ネットワーク会議により、ボランティアや市民活動団体間の連携を図りました。

<課題>

- ・新たな担い手の育成の取り組みを進めているものの、依然として地域活動の担い手不足や高齢化が課題となっています。後継者の育成やノウハウ継承の取り組み、団体間や活動者間のつながりづくりを進め、若い世代や多様な主体が地域活動へ参加しやすい環境の整備や仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

重点施策2 地域団体による福祉活動の充実・強化

<主な成果>

- ・ボランティア保険加入への支援制度を創設し、助成により活動者支援の充実を図りました。
- ・小地域福祉ネットワーク活動のメニュー体系見直しにより、地域課題やニーズの把握、解決に向けた取り組みを進めました。
- ・地域活動マップ等による活動の「見える化」や、地域団体間の交流会、研修等により、活動の好事例の共有を図りました。

<課題>

- ・地域活動が活発な地域とそうでない地域の差が広がっているため、市内各地域での活動の底上げを図っていく必要があります。また地域活動が特定の担い手に頼りきりになってしまっているところもあり、地域活動に参加する人やリーダーの負担感が課題となっています。このため、地域活動に参加する人への活動のノウハウや情報の提供等による支援の充実や、地域団体と関係機関、行政等の連携強化により、地域団体や活動者が活動しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

重点施策3 コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援活動と人材育成の促進

（※コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。））

<主な成果>

- ・復興公営住宅整備地域における支えあいの体制づくりや、平成29年度からは毎年重点地区を

設定し、住民と協働して地域課題解決に向けた取り組みを進めました。

- ・ CSW の活動内容やノウハウの「見える化」により、地域住民や関係機関等に対する理解の促進を図りました。
- ・ CSW 同士や関係機関との連絡会、各種研修等により CSW の支援力を高めてきました。
- ・ 平成 30 年度からモデル事業として、関係機関のコーディネートや地域の支援者への支援等の強化に取り組みました。

<課題>

- ・ CSW のスキルアップを図りながら、CSW 同士でノウハウや手法を蓄積していく必要があります。また、地域活動の場に積極的に出向いて地域との関係を構築し、地域を基盤に活動する支援者間のネットワークづくりを進めることで地域活動に参加する人を支える体制づくりが必要です。取り組みの状況を踏まえ、CSW の人員強化についても検討していく必要があります。

重点施策 4 災害に強い地域づくり

<主な成果>

- ・ 災害対策の普及啓発の取り組みにより、地域の自主防災活動支援を進めました。
- ・ 災害時要援護者の取り組み事例集や手引き等を作成し、要援護者の支援体制について周知を図ったほか、アンケート調査等により地域の取り組み状況や課題の把握を進めました。
- ・ 避難所の環境整備やマニュアルの整備を進めました。

<課題>

- ・ 災害時の要援護者支援体制づくりが進んでいない地域には、関係機関と連携してその地域の状況や課題に応じた必要な支援を進めていく必要があります。また、災害ボランティアや地域防災リーダーなど災害時の担い手育成による地域の防災力向上が必要です。

重点施策 5 地域を構成するさまざまな主体間の重層的ネットワークの強化

<主な成果>

- ・ 生活支援コーディネーターなど、地域支援の専任職員の配置等により、専門相談機関や区役所等の総合相談機能の充実を図りました。
- ・ 企業や学校、医療機関など地域のさまざまな主体と連携し、地域づくりや支援体制づくりを進めました。
- ・ 地域ケア会議等により地域全体のネットワークづくりを進めました。

<課題>

- ・ 分野別の相談機関では対応が難しい複合的な課題等を抱える世帯が増加しているため、分野横断の支援ネットワークを強化していく必要があります。また身近な地域と多様な関係機関の連携を強化し、課題が深刻化する前に日頃の見守りの中で異変に気付き支援につなげたり、課題を抱えながらも地域で暮らしていくための継続的な支援の仕組みづくりに取り組んだりしていく必要があります。

4 | 本市の福祉分野の取り組みについて

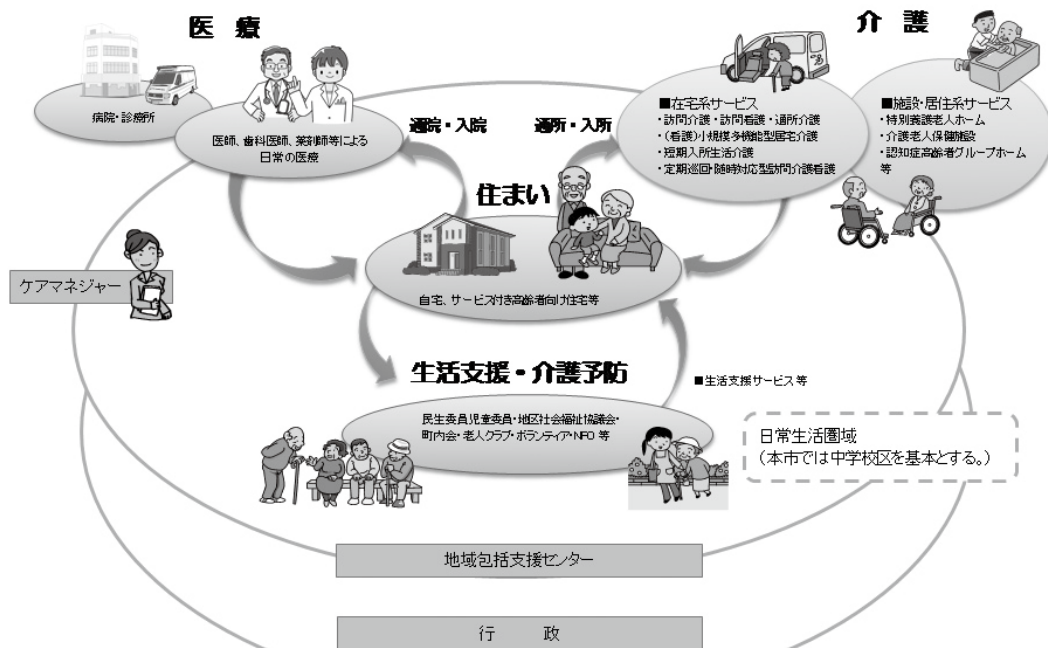
○本市では、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮といった福祉の各分野において、各制度に基づく支援の充実に加え、本人や世帯の状況に応じて生活上の課題を把握し、解決していくため支援の包括化や地域づくり、ネットワークづくりを進めています。

- ・ 高齢分野：「地域包括ケアシステム」の充実に向けた取り組み等
- ・ 障害分野： 障害者自立支援協議会等を中心とした相談支援体制の充実、ひきこもり支援や自殺対策計画に基づく取り組み等
- ・ 高齢・障害： 各区保健福祉センターにおける高齢者と障害者の会議の合同開催
- ・ 児童分野： 「子ども家庭応援センター」の設置等
- ・ 生活困窮： 生活困窮者自立支援制度に基づく取り組み

○地域共生社会の実現に向け、地域を基盤とする包括的支援の強化が求められています。「必要な支援を包括的に確保する」という地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者だけではなく、すべての住民が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的な支援が連携し、地域を支える包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

<参考：地域包括ケアシステムについて>

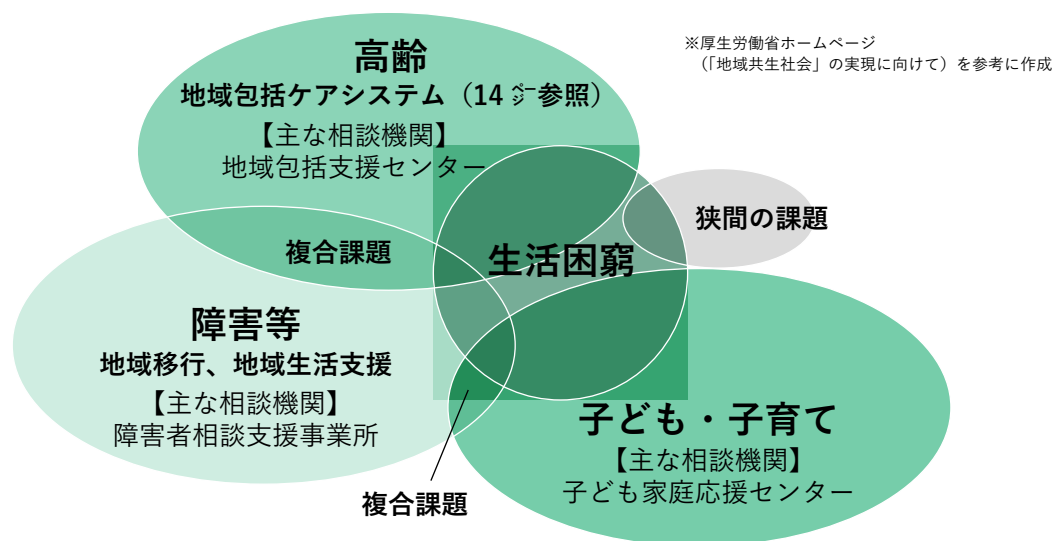
急速に社会全体の高齢化が進行していく中で、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。



出展：平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書（厚生労働省ホームページ）をもとに作成
 （仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より）

■本市の福祉分野の取り組みイメージ

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制



土台としての地域力の強化

主な相談機関と関係機関による協議体

【高齢】

○相談機関

高齢者総合相談（区役所）（※1）
地域包括支援センター（52 か所）
居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

○関係機関による協議体

地域ケア会議（介護保険法第 115 条の 48 第 1 項）

【障害等】

○相談機関

障害者総合相談（区役所）（※1）
障害者総合支援センター
精神保健福祉総合センター（自殺対策推進センター）
北部・南部発達相談支援センター
障害者相談支援事業所（16 か所）
計画相談支援事業所
視覚障害者支援センター
難病サポートセンター
自閉症児者相談センター
障害者就労支援センター
ひきこもり地域支援センター

○関係機関による協議体

障害者自立支援協議会（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項）

【子ども・子育て】

○相談機関

子ども家庭応援センター（区役所）（※2）
児童相談所
子供相談支援センター
ひとり親家庭等相談支援センター
のびすく（子育てふれあいプラザ等）
保育所等地域子育て支援センター（室）
児童館、児童センター
いじめ等相談支援室 S-KET
教育相談室、適応指導センター

○関係機関による協議体

要保護児童対策地域協議会
（児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項）

【生活困窮】

○相談機関

生活保護担当課（区役所）
仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」

○関係機関による協議体

支援会議（生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項）

※1 高齢者総合相談、障害者総合相談は各区役所、総合支所で対応しています。
※2 子ども家庭応援センターは各区役所、宮城総合支所において体制を整えています。

5 | 今後の取り組みに必要な視点

仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の意見や第3期計画の振り返り、市民意見、関係者間の協議等から、今後の取り組みの視点を以下のように整理します。

<取り組みの視点>

- ・多様性を理解し、認めあう
- ・地域の多様な主体の協働
- ・住民の支えあい活動の推進
- ・総合相談の充実
- ・社会とつながる機会づくり
- ・身近な地域の特性を踏まえた事業の強化
- ・支援ネットワークの強化
- ・市役所内の連携体制

これらの視点は、地域に住む人々が何かしらの「生きづらさ」や「生活のしづらさ」を抱えたときにも、その人がその人として尊重され、安心して暮らしていける地域をつくっていくために必要な視点です。



■今後の取り組み

上記を踏まえ、本市では、地域の多様な主体と協働し、庁内の連携体制を強化しながら、次の取り組みを進めることで包括的な支援体制の構築を目指していきます。

<取り組みの方向>

- ・多様な価値観を地域や社会が受けとめるための取り組みや、地域や社会からの孤立を防ぐ、または孤立してしまった方のつながりを結ぶことを意識した施策
- ・地域住民の参加と地域の多様な資源の連携を図り、その地域の実情にあった手法と手順で、地域の強みを活かして地域の課題の解決に取り組める地域づくり
- ・誰もが必要とする支援を受けることができるよう、地域と関係機関、行政の連携による、相談を受けとめる機能の強化や困難な課題の解決に向けた仕組みづくり

～新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて～

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人との接触や外出が制限されたことは、地域のさまざまな活動に大きな影響を及ぼしました。
- ・こうした中、改めて人とのつながりの大切さが認識され、つながりを切らさないための活動の工夫を図るなど、新たな形の支えあい活動に取り組んでいる地域や団体も見られます。
- ・これからも地域のさまざまな活動によるつながりづくりが継続されるよう、地域や団体等への支援を一層充実していく必要があります。

圏域の考え方

○本市では、地域の福祉課題解決に向けた活動を進めるための圏域を、次のように段階的に捉えています。

	圏域	主な活動
身近な範囲 ↑	隣近所・町内会の班	隣近所での挨拶や付き合いによる、日常的な見守り、支えあいの範囲
	町内会・自治会	町内会活動や民生委員児童委員活動など、日常的な地域活動の範囲
より広い範囲 ↓	小・中学校区	連合町内会や地区社会福祉協議会などさまざまな地域団体の活動や、身近な福祉サービスが展開されている範囲 ※地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域は中学校区を基本
	区・総合支所管内	区域を対象とした総合的な施策の企画・推進、福祉サービス等の提供範囲
	市全域	市全域を対象とした総合的な施策を企画・推進、福祉サービス等の提供範囲

○それぞれの圏域にはさまざまな団体、機関、公共施設など多くの地域資源があります。地域の福祉課題解決のためには、各圏域の活動主体それぞれの活動を継続していくことに加え、各主体の強みや多様性を活かしながら、活動主体同士の連携を深めていくことが重要です。

○地域の人々の変化にいち早く気づき、適切な支援につなぐためには、身近な範囲での日常的な声かけや見守り活動が大切です。一方、地域のさまざまな活動の担い手となる人材の育成や団体間のネットワークの構築などは、より広い範囲で取り組みを進めていくことが必要です。

○地域で支援を必要とする方を支援していくにあたり、身近な圏域の地域住民や団体、機関等だけでは解決が難しい課題がある場合は、市・区レベルのより専門的な相談機関やネットワークにつないで解決を図ることが必要です。また専門相談機関や広域のネットワークで把握した課題の解決のために継続的につながり続ける必要がある場合は、身近な圏域の支援者やネットワークと連携することが必要です。こうした圏域を超えたネットワークづくりを進めていくことも重要です。

～ 生活の圏域を超えたつながり ～

- ・価値観やライフスタイルの多様化等により、今日では、身近な地域だけではなく、職場や学校、趣味・サークル活動、SNS など多様な形で人や社会とのつながりを持つ例が見られます。
- ・また、生活圏域とは別の場所で地域活動をする方もいます。
- ・このような多様なつながりや参加の機会の充実も、地域の福祉課題解決に向けた大切な視点です。



一つの「つながり」から幾重もの支援へ

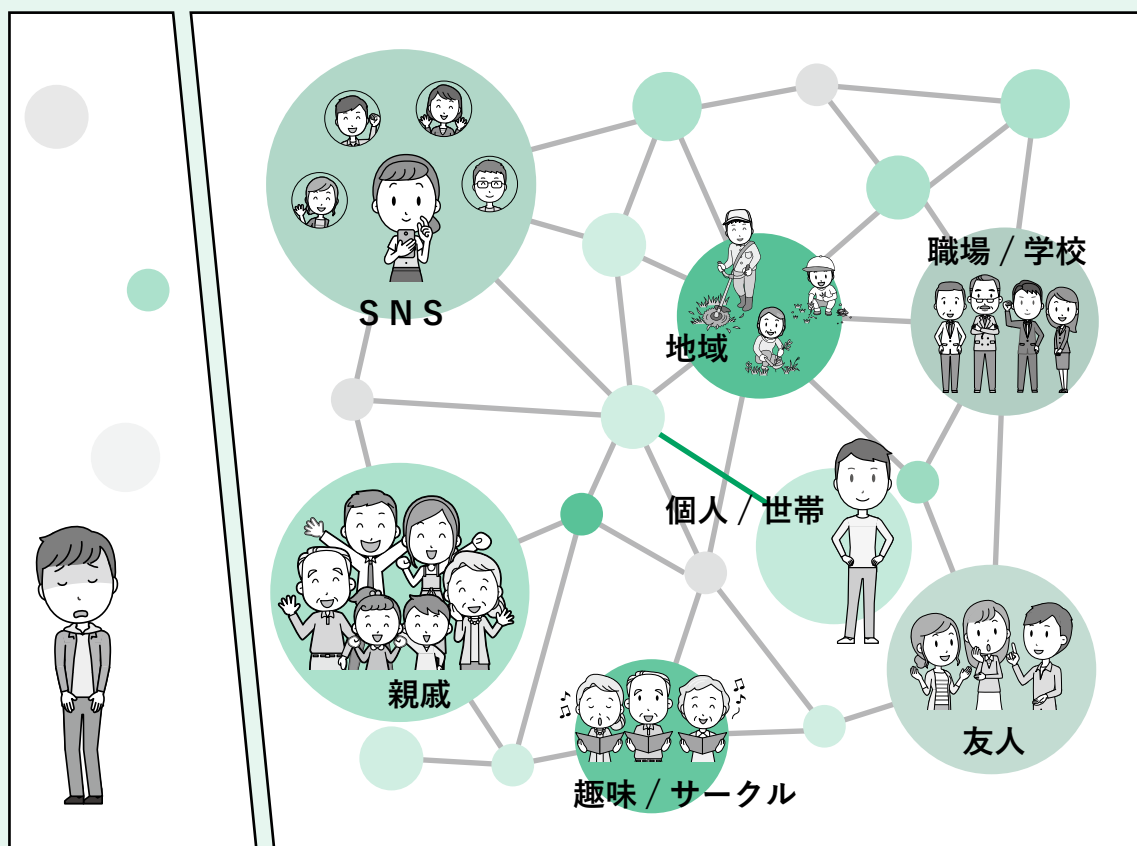
「生きづらさ」を抱えたとき、どこかに一つでも「つながり」があれば、沈んだ気持ちを少し軽くしてくれたり、解決のヒントが見つかったりすることがあるかもしれません。

一つのつながりの先がまた別のつながりを持っていることで、つながりの輪が広がり、いくつもの支援が重なり合っていくこともあります。

つながりの形やつながり方は人によって違います。さまざまなつながりの中から一つでも手を伸ばしたいつながりを見つけられることが大切です。

つながりが見つけられない、自分から手を伸ばせない人もいます。その人に気づいたり、支援のきっかけとなったりできるのはあなただけかもしれません。その人にとっての最初のつながりになって、手を貸せることなら手を貸して、必要なら周りの人にも協力を呼びかける。その人のために専門的な支援が必要なら、相談できる場所がある一。そういう地域の関係や仕組みを住民や関係機関・団体、行政が一緒につくっていく意識を持ち、実践につなげていくことが大切です。

つながりの機会が多くあり、つながった先も互いに重層的につながりあっている▼



▲つながりの機会そのものが少ない

計画の方向性

1 | 基本的な考え方

- 本市ではこれまで、「誰もがそれぞれの地域で、自立し、安心して、自分らしい充実した生活を送ることができるまち」を基本理念に、地域福祉を推進してきました。
- この間の地域を取り巻く状況の変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが社会の一員として役割を持ち、地域づくりに参加し、ともに地域をつくっていく地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 地域共生社会の実現に向け、本市のこれまでの地域福祉推進の理念や考え方、取り組みを大切にしながら、さらにさまざまな事情により社会的孤立など生活上の課題を抱えた方等への支援を充実させていきます。
- 本計画の対象者は、地域で暮らす「すべての住民」です。そして本計画の担い手は、地域の「みんな」です。一人ひとりの住民をはじめ、町内会、民生委員児童委員、市・地区社会福祉協議会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体、企業、社会福祉法人、福祉サービス事業者、関係機関、行政など、地域の多様な主体の「みんな」が担い手として参加することが地域共生社会の実現につながります。
- 本人や家族による「自助」の取り組み、地域住民や地域団体等による支えあい、助けあいの「互助・共助」の取り組み、行政による公的なサービスである「公助」の取り組みが相互に組み合わせ、地域の「みんな」が一体となって一人ひとりを支えるセーフティネットの構築を推進していきます。それにより、地域共生社会や、仙台市基本計画において目指す都市の姿の一つ、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」の実現を目指します。

2 | 基本理念、基本目標

第1期(平成17～22年度)/ 第2期(平成24～27年度)/ 第3期(平成28～令和2年度)
 仙台市地域保健福祉計画

基本理念

誰もがそれぞれの地域で、自立し、安心して、
 自分らしい充実した生活を送ることができるまち

→年齢や障害の有無に関わらず、誰もが地域でその人らしく自立し、充実した生活を送ることができるよう、地域に関わるさまざまな担い手が力を合わせ、ともに生き、支えあう社会を実現していくことを目指してきました

→この間の地域福祉を取り巻く状況の変化により、これまでどおりの支援のあり方や地域づくりの考え方では対応しきれないことも出てきています

→誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、住民一人ひとりが地域や社会に参加するとともに、困りごとを抱えた人を孤立させることなく、みんなで支えあう地域をつくっていくことを、改めて意識することが必要です

地域共生社会と地域福祉の推進

成年後見制度の利用促進

再犯防止の推進

仙台市基本計画 (目指す都市の姿の1つ「多様性が社会を動かす共生のまちへ」)

令和3～8年度 せんだい支えあいのまち推進プラン

基本理念

ともに生き、支えあうまち

基本目標

誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、
 自分らしく安心して暮らせる地域をみんなで作る

3 | 基本的方向

基本理念、基本目標の実現に向け、本計画では次の3つの基本的方向を掲げ、下図の各施策を展開していくことで、包括的な支援体制の整備を推進していきます。

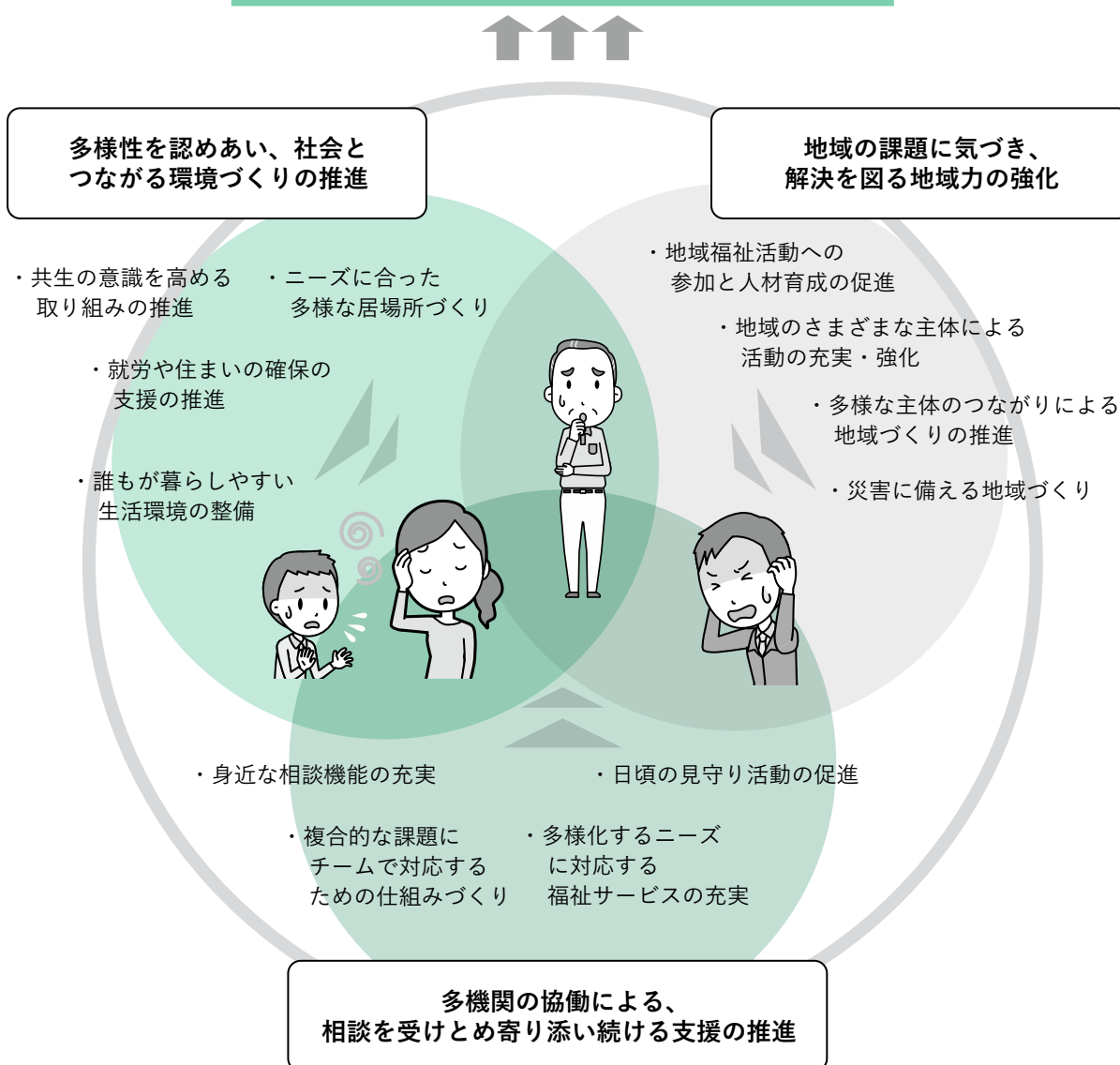
基本的方向1 多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進

基本的方向2 地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

基本的方向3 多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進

■取り組みのイメージ

包括的な支援体制の整備の推進



施策の展開

基本理念

ともに生き、支えあうまち

基本目標

誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなで作る

基本的方向

1

多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進

2

地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

3

多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進

施策の方向

共生の意識を高める取り組みの推進

ニーズに合った多様な居場所づくり

就労や住まいの確保の支援の推進

誰もが暮らしやすい生活環境の整備

地域福祉活動への参加と人材育成の促進

地域のさまざまな主体による活動の充実・強化

多様な主体のつながりによる地域づくりの推進

災害に備える地域づくり

日頃の見守り活動の促進

身近な相談機能の充実

複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり

多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実

基本的方向 1

☞ 関連事業は 56～60 号

多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進



<考え方>

- 人はそれぞれ多様な価値観や背景を持っています。こうした多様性をみんなが理解する機会や場づくりを進め、お互いを認めあう社会を醸成していくことが必要です。
- 何らかの事情により地域や社会とのつながりが弱まってしまった方が、そのつながりを結び直したり、または新たなつながりをつくったりできるよう、安心できる居場所づくりや住民相互の交流を促進していくことが必要です。
- 年齢や性別、障害の有無、国籍の違い等にかかわらず、誰もが必要な情報を得られ、誰にとっても利用しやすい生活環境を整備する取り組みを進めることが必要です。

施策の方向

(1) 共生の意識を高める取り組みの推進

■現状や課題

- ・地域や人との関わりの機会が減り、また、地域の日頃の交流に対する市民の意識の低下がみられる。
- ・障害や認知症などが誰にでも起こりうることと知る機会が必要。
- ・子どもの頃から高齢者や障害のある方と交流する機会や、当事者から話を聞く機会を設けることなどにより、多様性についての正しい理解を進めることが大切。

■方向性

- 一人ひとりが互いに尊重しあい、社会と関わりながら生きていく意識を育む取り組みを推進します。

(主な取り組み)

- ★地域福祉活動やボランティア活動に関する広報・啓発や活動参加の機会を通じ、幅広い市民に対する地域福祉への理解促進に取り組みます。
- ・障害や認知症、国籍、性別、多様な性のあり方、罪を犯したこと等を理由とした差別や偏見をなくし、正しい理解を深めるための広報・啓発を進めます。
- ・子どもの頃からの人権教育や福祉教育、防災教育を推進します。

★は重点的な取り組み（以下、「重点」）

(2) ニーズに合った多様な居場所づくり

■現状や課題

- ・年齢や性別、障害の有無等により、支える側と支えられる側を固定することなく、誰もが何らかの役割を持てる場所や機会が必要。
- ・気軽に参加しやすい雰囲気づくりが必要。
- ・公共施設に加え、法人の地域交流スペースなど地域資源を有効活用する取り組みが必要。



■方向性

○本人や世帯の状態やニーズに応じた、多様な形の居場所づくりを推進します。

(主な取り組み)

- ・子どもや子育て家庭の地域の居場所づくりの充実を図ります。
- ・障害や認知症、性的少数者、不登校やひきこもり、依存症など、何らかの事情を抱えた方本人やその家族が悩み等を共有したり、当事者同士で交流したりすることができる場づくりを進めます。
- ・生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所の提供、保護者の相談支援等を行います。
- ・子どもから高齢者までの幅広い世代、多様な方が参加、交流できるサロン・サークル活動の充実を図ります。

(3) 就労や住まいの確保の支援の推進

■現状や課題

- ・少子高齢化や核家族化の進展により、一人暮らし高齢者や親亡き後の障害のある方の住まいの問題が顕在化し、また、外国人やドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）被害者、刑務所等から出所した人など、住まいの確保が困難な方への支援の必要性が高まっている。
- ・制度の狭間への対応が必要。



■方向性

○さまざまな事情で就労や住まいの確保に課題を抱える方に対し、多様な分野の取り組みと連携した支援の充実を図ります。

(主な取り組み)

- ・失業や家庭の問題等により住まいを失った方や失うおそれのある方に対し、一時的な

- 住まいの提供や家賃補助を行いながら、新たな住まいの確保等に向けた支援を行います。
- ・ 経済的に困窮した方等への就労機会の提供や就労支援を行います。
 - ・ 障害のある方へ、生きがいや働きがいのある生活のための就労支援や、安心した暮らしのための居住支援の取り組みを進めます。
 - ・ 住宅確保要配慮者居住支援法人や不動産団体など関係者と相互に協力した居住支援体制を構築し、年齢や所得、障害の有無等により住まいの確保に課題を抱える方の民間賃貸住宅への円滑な入居を進めます。
 - ・ 住宅に困窮する世帯の居住の安定を図るため、市営住宅による入居支援を行い、民間賃貸住宅と連携した重層的かつ柔軟な住宅セーフティネット機能の構築を目指します。

(4) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

■現状や課題

- ・ 障害の特性により、限られた伝達方法だけでは情報が届きにくい方がいることを考慮する必要がある。
- ・ 外国人にも適切に情報を伝えるため、多言語による情報発信等を進める必要がある。
- ・ バリアフリーやユニバーサルデザインを推進する必要がある。



■方向性

○誰にとっても利用しやすい施設や交通環境の整備を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上を図ります。

(主な取り組み)

- ・ 交通施設や建築物等のバリアフリー化を進めるとともに、バリアフリーに関する普及・啓発活動に取り組みます。
- ・ 必要な情報が届くよう、障害の特性に応じた情報保障の取り組みを進めるとともに、外国人への多言語での情報提供等の充実を図ります。

基本的方向 2

地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

関連事業は 61～67 号



<考え方>

- 地域によってその成り立ちや文化、住民の年代や世帯構成の傾向、有している資源は異なります。多様な人々が地域の一員として安心して生活していくためには、身近な日々の暮らしの場である地域の強みや魅力、抱える課題に住民自身が気づき、その強みを活かして課題の解決を図るための取り組みを進める必要があります。
- 地域課題を解決するためには、特定の担い手に頼るのではなく、誰もが主体的に地域社会と関わりを持ち、ともに地域をつくっていくことが必要です。
- これまでに積み重ねてきた取り組みや関係性を活かし、多様な地域の担い手が連携・協働し、分野を超えてつながりながら地域づくりを進めていくことが必要です。日常生活の中で培われた住民同士の支えあいの力は、災害時にも力を発揮します。

施策の方向

(1) 地域福祉活動への参加と人材育成の促進

■現状や課題

- ・地域で活動する方の高齢化や担い手不足が進んでいるため、新たな担い手の育成や、若い世代が参加しやすい環境や仕組みづくり、多様な媒体による情報発信が必要。
- ・共働き世帯の増加や定年延長などにより、地域活動と関わりがある人が少なくなっている。将来の担い手となりうる方とのつながりを持ち、必要な時に協力をお願いできる土台づくりを進めるとともに、参加する方の負担を減らし、参加しやすくする工夫が必要。
- ・育成した担い手が活躍できる場づくりや活動参加の促進が必要。
- ・地域のさまざまな取り組みや好事例の共有により、支えあい活動の参加への機運を高めることが必要。



■方向性

- 地域福祉活動に対する市民の関心を高め、理解や参加を促進するとともに、地域活動をする方や団体の意欲を高めるため、地域福祉活動に関する広報の充実や活動事例の共有を図ります。
- 新たな担い手の育成や活動者のスキルアップのため、各種講座等により人材育成を進めます。

(主な取り組み)

- ・ 市民や地域活動をする方が地域の福祉活動等に関する情報を入手しやすいよう、広報紙やホームページ等さまざまな媒体や方法による地域情報の発信を進めます。
- ・ 地域活動やボランティア活動等の事例の発表の場や、活動者間で課題を共有する場づくりを進めます。
- ・ 幅広い地域福祉活動やボランティア活動に参加し、体験し、学ぶことができる機会を設けることで、地域づくりをはじめ、介護予防、認知症対策、市民後見、子育て支援、地域防災などさまざまな分野で活躍する担い手の育成を進めます。

(2) 地域のさまざまな主体による活動の充実・強化**■現状や課題**

- ・ 地域活動のリーダーやコーディネーターの高齢化や担い手不足が進んでいるため、組織の運営や活動の継続が難しくなっている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで地域において行われてきた対面による住民同士の交流や見守り活動が難しくなったり、差別や偏見により心の距離が生じたりと、地域のつながりに大きな影響が出ている。

**■方向性**

- 地域のさまざまな団体等による多様な支えあい活動の活性化を図るため、活動への支援充実を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動の制約や住民の意識の変化を踏まえ、これまでの取り組みに加え、新しい形の活動を進めていくための支援を行います。

(主な取り組み)

- ★地区社会福祉協議会が実施する「小地域福祉ネットワーク活動」について、各地域での取り組みが進むよう、CSW が中心となり地域の実情に合わせた活動支援を進めます。
- ★民生委員児童委員活動の広報・啓発を強化し、活動に対する地域住民への理解浸透を図るとともに、人材確保に向けた取り組みを進めます。また各種研修や情報提供等により、活動支援を進めます。
- ・ 一人暮らし高齢者等への支援団体や子育て支援団体、町内会、老人クラブ、自主グループやボランティア団体等、地域のさまざまな支援団体の活動の継続に向け、活動費の助成等による支援を行います。
- ・ 地域団体が新たな取り組みを行えるよう、適切な支援方法を検討していきます。

★は重点



小地域福祉ネットワーク活動について

小地域福祉ネットワーク活動は、市内104地区（令和3年3月現在）すべての地区社会福祉協議会で実施されている、住みよい地域づくりや身近な地域での課題解決を行おうとする取り組みです。

[主な活動内容]

- ・ 安否確認活動（訪問、声かけ、電気の消点灯や新聞受けの確認などのさりげない見守り）
- ・ 日常生活支援活動（ごみ出し、買い物、草取り、通院付き添い、雪かきなど）
- ・ サロン活動（地域の高齢者、子育て中の方、障害のある方などの交流や仲間づくりの場）
- ・ 連絡調整会議、調査、福祉マップづくり、研修、広報活動など



▲太白地区のサロン
「ふれあいサロンいこい」

こうした活動を通じて地域主体の支えあい活動の充実が図られており、住民が安心して暮らせる地域づくりにつながっています。

～地域の大切なつながりを切らさないために～



▲作成したリーフレット

市社会福祉協議会では、コロナ禍の地域福祉活動の再開・展開に向け、活動上の感染症予防についてわかりやすくまとめたリーフレットを発行しました（令和2年10月）。

コロナ禍においても各地域の活動者の方々が感染症予防をしながら工夫して取り組んでいる活動事例をホームページ等で紹介すること等により、つながりを切らさないための活動の継続を支援しています。

(3) 多様な主体のつながりによる地域づくりの推進

■現状や課題

- ・ 世代を超えて多くの住民や団体が主体的に活動に参加し、工夫しながら地域課題解決に向けて取り組んでいるところがある一方、さまざまな事情により活動を広く展開できずにいる地域もあるなど、地域活動の地域差が広がっている。
- ・ 地域の多様な主体間で地域の強みや魅力、課題を共有し、それぞれの役割を活かしながら連携・協働し、地域の課題解決に向け、一緒に考え行動していく必要がある。
- ・ 団体間をつなぐためのコーディネート機能が重要。



■方向性

- 福祉分野とまちづくりに関する分野が一体となった取り組みを推進していきます。
- 地域のコーディネーターによる、住民主体の地域課題の解決に向けた活動のサポートや、地域のネットワークづくりを進めていきます。

(主な取り組み)

- ★ CSW による住民主体の地域福祉活動への支援の充実のため、事例検討や情報共有等により CSW のスキルアップを図るとともに、体制のあり方の検討を進めます。
- ・ 地域課題解決に多様な主体の力を活かし、協働して取り組んでいくための仕組みづくりや事業を一層進めていきます。
- ・ 学校や企業、事業者等、地域のさまざまな主体と地域団体等が日頃から顔の見える関係をつくり、団体間のつながりを充実させながら、地域が一体となった取り組みを進めていきます。
- ・ CSW や生活支援コーディネーター、市民センター等による、地域団体同士をコーディネートする機能や活動支援等の充実を図ります。

★は重点

(4) 災害に備える地域づくり

■現状や課題

- ・災害時の支援体制づくりの取り組みが進んでいない地域の状況把握や普及啓発が必要。
- ・平常時における取り組みが災害時に活かされることを意識することが必要。
- ・災害ボランティアや専門ボランティア、地域防災リーダーや自主防災組織等の担い手育成が必要。



■方向性

○災害時要援護者の支援体制づくりや円滑な避難所運営の確保、地域における防災・減災の取り組みへの支援を推進するとともに、日頃の地域の支えあい活動から災害時の地域の支援体制づくりにつながるよう、多様な主体と連携した取り組みを進めていきます。

(主な取り組み)

- ★災害時における要援護者の支援体制づくりを一層普及させていくため、地域への周知啓発や地域の実情に応じた支援を進めていきます。
- ・地域防災リーダーや災害時のボランティアの養成、防災教育の推進、防災意識の普及啓発により、地域住民の防災意識と対応力の向上を図ります。
- ・福祉避難所の機能強化や避難所運営マニュアルの作成、地域の自主防災活動への支援により、避難所の運営体制の強化と地域の防災力の向上を図ります。

★は重点



災害時要援護者支援の取り組み

大きな災害が発生したときは、行政による支援が間に合いません。いざというときに頼りになるのは、町内会などの地域の方々や、隣近所をはじめとした住民同士の助けあいです。

本市では、平成24年度より、災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に「災害時要援護者」として事前に登録の申込をしていただき、その情報を町内会などの地域団体に提供する「災害時要援護者情報登録制度」を実施しています。

(令和3年3月現在の登録者数：約11,150名)

災害時に支援を円滑に行うためには、日頃から地域の中で住民同士が顔の見える関係をつくりながら、災害時の対応をイメージして地域ごとの支援のルールづくりを進めていくことが大切です。



▲災害時要援護者支援に関する手引き、事例集

基本的方向 3

関連事業は 68 ～ 73 頁

多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進



<考え方>

- 本人や世帯の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、個々の状況に応じた柔軟かつ継続的な対応が必要です。
- 本人を中心として寄り添う意識を持ちながら、地域住民等による緩やかな見守り活動等と、専門職による具体的な支援をともに充実させていく必要があります。
- 地域住民や相談機関、医療機関、福祉関係者など多職種や多機関がつながり、連携を強化しながらそれぞれの支援力を高め、さらに支援の“輪”を広げながら支援機能全体を高めていくことが必要です。

施策の方向

(1) 日頃の見守り活動の促進

■現状や課題

- ・個人や世帯に関する課題が深刻化する前に、日頃からの見守り活動等により早期に課題を把握することが必要。
- ・特定の支援者が一人だけで抱え込むことがないよう、地域の福祉関係団体などが一緒に支援することが必要。
- ・本人や世帯の状況の変化に柔軟かつ継続的に対応するためには、公的サービスだけでは十分でなく、地域の力が必要。



■方向性

- 地域における見守り活動等を通じ、支援が必要な事案の早期発見や早期対応を進めるとともに、継続した支援の取り組みの充実を図ります。

(主な取り組み)

- ★民生委員児童委員による見守り活動を充実していくため、活動しやすい仕組みづくりを進めます。
- ・地域団体、ボランティア団体、企業等、地域の多様な主体による見守り活動等を促進するため、情報提供や連携体制の強化等による支援を行います。

★は重点

(2) 身近な相談機能の充実

■現状や課題

- ・地域の身近な相談機関等で世帯の相談を受け止めて対応し、そこでの対応が難しい場合は、適切な関係機関につなぎ、連携していくことが必要。
- ・支援につながりにくい人を把握し、支援する仕組みが必要。
- ・さまざまな事情に柔軟に対応できる相談機能の充実が必要。



■方向性

- 地域の身近な相談場所、相談機関等において、相談者の課題を幅広く受け止め、支援する機能の充実を図ります。
- 関係機関や地域の支援者等とのネットワークから支援が必要な方を把握し、支援を届けるアウトリーチ支援の推進を図ります。

(主な取り組み)

- ★ CSW が各専門機関と協働で、地域の会議やサロン活動等へ出向き、地域のさまざまな相談を受けとめながら課題の把握を進め、関係機関と連携して必要な支援へのつなぎや伴走型の支援を行います。
- ・高齢者や障害のある方、子ども・子育て家庭、生活困窮者、刑務所出所者、DV・性暴力被害、いじめに関する悩み等、各分野の相談機関における相談支援機能の充実を図るとともに、必要に応じて適切な支援につなぐ仕組みづくりに取り組みます。

★は重点



民生委員児童委員の活動について

民生委員児童委員は、地域の身近な相談相手として、高齢者や子育て家庭など、援助を必要とする方への見守りや相談助言を行ったり、支援が必要な方を行政や専門機関につないだりしています。民生委員法に基づく地方公務員で守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

市全体で1,547名（令和3年3月現在）が委嘱され、地域住民や関係機関・団体と連携、協力しながら、誰もが安心して生活できる地域づくりのために日々活動しています。



▲民生委員が高齢者等の自宅を訪問する様子



コミュニティソーシャルワーカー (CSW) について

本市のCSWは市社会福祉協議会5区1支部事務所の職員が担っています。誰もが暮らしやすい地域づくりのために、地域住民の想いを受け止めながら、地域のみなさんや関係機関等と一緒に活動を進めています。

具体的には地域の新たな取り組みや担い手の育成に関すること、地域活動に関することを幅広くサポートしたり、暮らしの困りごとの相談を受け止め、必要な支援につないだりするなど、地域の支えあい・助けあい活動の充実を図っています。



▲CSWが福祉委員に研修をする様子

活動事例

民生委員
児童委員

CSWによる高齢者の相談をきっかけとした見守り支援

「近隣の高齢者の行動に心配な点がある。感情の波があり、声をかけづらい。サービス利用の状況もわからず、どうすればよいのかわからない。」

支援の内容

CSWが地域包括支援センターと状況の確認をしたところ、親族からの支援が見込めない認知症の初期症状と思われる方だったことから、関係者による会議を開催することにしました。

会議の席では、地区社協、民生委員児童委員、町内会、行政等が集まり、本人の状況やそれぞれができることについて情報を共有しました。

支援の結果

本人への理解が深まることで見守り体制ができ、また専門機関が関わり、緊急時の対応などが確認できたことで、近隣住民や地域の支援者の不安が解消されました。

さらに住民の皆さんが、この事例を地域の問題として受け止め、本人への関わり方の見直しや住民対象の研修会開催の検討につながりました。

▲社協だよりせんだい（令和元年8月1日発行）をもとに作成

(3) 複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり

■現状や課題

- ・対応するケースが複雑化、複合化している。複合的な課題を抱えているケースは地域とのつながりが薄い世帯が多く、支援を受けることに拒否的な場合もある。
- ・支援者間での情報共有において個人情報の取り扱いが難しい。
- ・本人の状況や状態の変化により支援機関が変わる場合などに、支援が途切れないように、関係機関をつなぐ役割が必要。
- ・分野を超えた連携を進めていくため、他の相談機関の事業や制度を学ぶ機会、他の相談機関へのつなぎ方、分野横断の取り組みを推進する組織のあり方などを検討する必要がある。

■方向性

○多職種・多機関による支援ネットワークの充実と、多機関の協働による包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めます。

(主な取り組み)

- ★各分野で進めている相談支援や地域づくりに関する取り組みを連携させながら総合的に推進していくためのあり方について、現状を分析しながら保健福祉センターをはじめとした庁内関係課や関係機関等との協議を進め、検討していきます。
- ・複雑なケースや制度の狭間のケースへの対応を強化するため、各相談支援機関と連携した支援体制の充実を図ります。
- ・地域の支援者と関係機関、行政との支援のネットワークづくりを進めるため、事例検討や研修会等により、困難なケースへの支援のあり方の検討を進めます。

★は重点

(4) 多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実

■現状や課題

- ・既存の取り組みをうまく活かしながら、新たな課題に対応していくことが必要。
- ・福祉サービスや福祉に関する相談先がわかりづらいという声があるため、デジタル化への対応が難しい方等へも配慮しながら、さまざまな媒体を用いて福祉に関する情報の発信を強化する必要がある。
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進する必要がある。



■方向性

- 福祉サービスを必要とする市民が利用・選択しやすいよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、デジタル化推進に向けた検討を行います。
- 福祉の専門人材育成の取り組みを推進します。
- 市民ニーズを把握しながら、さまざまな福祉サービスの基盤の整備を進めます。

(主な取り組み)

- ・福祉に関する各種情報提供の充実やさまざまな媒体による情報発信を検討します。
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進するための指導助言をし、福祉サービスの充実を図ります。
- ・社会福祉従事者の人材確保や育成の取り組みを進めます。

生活困窮者自立支援、 成年後見制度利用促進、再犯防止推進

本章では、第 3 章・第 4 章で示した内容のうち、本市において、これまで分野別計画として定めのない生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止推進の取り組みについて再整理します。

生活困窮者自立支援

平成 30 年の生活困窮者自立支援法の改正により、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が図られました。本市では生活に困窮する方への支援については、高齢や障害といった本人の属性にとらわれない横断的な支援を展開する重要な取り組みとして本計画に位置づけています。

成年後見制度利用促進、再犯防止推進

本計画をそれぞれの法に基づく市町村計画として位置づけており、本章において、改めて現状と課題、必要な課題を整理することとします。

成年後見制度利用促進に関しては、特に専門職団体などの関係機関との連携に関する取り組みを、また、再犯防止推進については、保護観察所や刑務所などの国の機関や更生保護に関わる団体などとの連携に関わる取り組みを中心とした視点で再構成するものです。

～本章の考え方（地域のみなさまへ）～

何らかの事情により経済的に困窮してしまったり、認知症や障害等により日常生活等に支援が必要な状態になってしまったりすることは、いつでも、誰の身のまわりでも起こりうることです。

また、そうした「生きづらさ」を抱えながらも、適切な支援につながらなかったために罪を犯してしまう人もいます。

本章の施策においては、特に行政と関係機関等による専門的な支援の推進に主眼を置いています。その土台となるのは、地域のみなさまの取り組みに対する「理解」や、日頃の見守り活動等における「気づき」を適切な支援機関につないでいただく等の「協力」です。

本市では、地域のみなさまの理解と協力をいただきながら、関係機関等と連携して、誰もが孤立することなく安心して暮らしていけるよう、取り組みを進めていきます。

▶▶ 生活困窮者自立支援

1

一人ひとりに寄り添い、
自立まで伴走する支援

🔗 関連事業は74～75🔗

平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されて以降、本市では生活全般にわたるさまざまな課題について、相談者の話を聞き、関係機関と連携しながら、課題の解決と自立までの支援を推進してきました。

生活困窮者自立支援では、働きたくても働けない、住むところがないなど、生活に困りごとや不安を抱えた時に、どのような支援が必要かを一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

関係機関とのさらなる連携を図り、一人ひとりに寄り添いながら、自立への最初の一步を踏み出す支援が求められています。

■これまでの取り組み

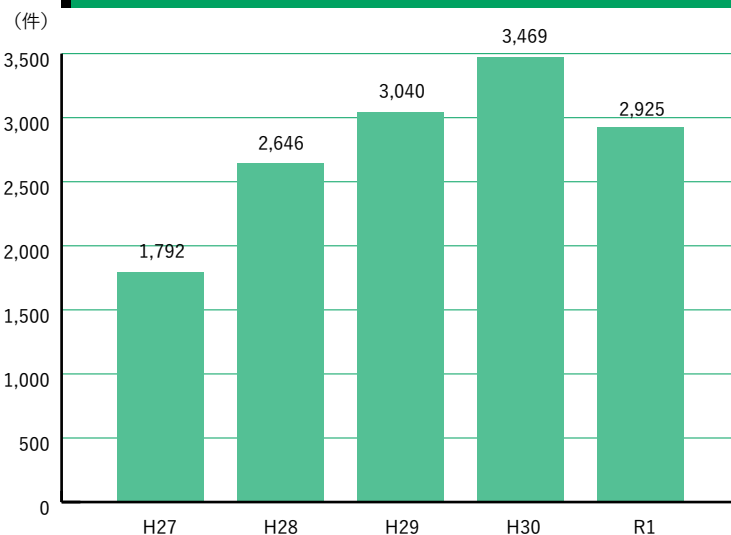
本市では、生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援事業を行う機関として、平成27年4月に仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」を設置し、生活困窮者の複合化した課題を包括的に受け止める支援を展開してきました。

長い期間にわたりひきこもりの状態にあった方や日常生活に課題がある方などに、社会とのつながりを築きながら、日常・社会生活における自立や就労を支援する事業（就労準備支援事業）や、その方のコミュニケーション上の課題などを理解し、就労訓練を実施する企業（認定就労訓練事業所）への普及啓発や運営支援を行ってきました。

また、生活困窮世帯の子どもの学習の機会の確保と保護者への相談支援（子どもの学習・生活支援事業）や、離職等により住まいを失うことがないように家賃を補助し、就労の機会を確保すること（住居確保給付金の支給）、ホームレス等住まいが不安定な方への支援（一時生活支援事業）を行っています。

令和2年度からは、家計管理に課題を抱える世帯が自ら家計を管理できるよう家計改善支援事業を実施しています。

支援団体等へ制度の周知を図っていることなどにより、関係機関等から仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」につながる方や、自ら相談に来る方が増えてきています。

仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」
における新規相談件数の推移

【資料】仙台市健康福祉局（各年度）

(1) 自立相談支援体制の充実

生活に困窮した方から自立相談支援機関に相談があった場合は、支援員と一緒に自立までのプランを作り、伴走しながら支援します。本市の自立相談支援機関では、支援プランを作るだけでなく、就労、就労準備、家計改善の支援も一か所で行っていることから、プランに沿ってそれぞれの段階に応じた支援メニューを適切な時期に選択することができます。自立へのステップアップを円滑に行うことができます。

支援につながるものが自立への入口となりますが、長い期間にわたりひきこもりの状態にあった方や、人とのつながりが少なく社会的に孤立している方などにとっては、自ら声を上げ、相談に訪れることが難しい場合があります。

また、家族以外の人とのコミュニケーションに慣れていないことから、福祉サービス等の手続きに行っても、自分の意思を十分に伝えることができず、支援の手前で立ち止まり必要なサービスや機関につながるできない方もいます。

こうした方が相談に訪れるのを待っているだけではなく、生活に困窮している方がいるとの情報を得て、支援員が本人のもとへ足を運んだり、福祉サービスの窓口へ同行して手続きを支援したりするなど、積極的に出向いていく支援の必要性も高まっています。

(主な取り組み)

- ★仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において一体的に実施してきた支援を引き続き推進します。
- ★支援を必要としている方に積極的につながり、効果的な支援を推進します。

★は重点



仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」と家計相談プラザの一体実施

仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」では、生活困窮者やその家族、関係者からの就労や住まいなどの相談に応じ、必要な支援を一緒に考えながら、関係機関への同行や、就労支援などを行っています。

「わんすてっぷ」内には、レシートや通帳と一緒に整理しながら、簡単な家計簿をつけることから始め、自分自身で家計管理を行う意欲を引き出していく家計相談プラザも設置しています。

自立相談支援員と家計改善支援員と一緒に相談に応じることができるようになっており、スムーズな課題解決を支援しています。



▲自立相談支援員と家計改善支援員と一緒に相談に応じている様子

生活困窮者自立支援

(2) 住まいが不安定な方への支援の充実

ホームレスの方については、仙台市路上生活者等自立支援ホームにおける就労支援などを行っています。

また、巡回相談員によるホームレスの方の生活場所への訪問や、シャワーや洗濯場所を提供する衛生改善事業、結核健診等によって、生活状況や健康状態を把握するとともに、民間の支援団体と連携しながら支援を進めています。

一方、終夜営業店舗等に寝泊まりしながら日雇労働に従事する方や、家庭不和によって家庭に居場所を失っている方など、生活実態の把握が困難な方、精神障害や知的障害があり、集団生活が困難な方からの相談も増えてきています。

日常生活支援住居施設など住まいが不安定な方が自立を目指すための制度が整備されてきていることから、これらの制度に対応するとともに、支援を必要とする方の多様なニーズに配慮しながら、地域での生活を続けられるようになるまでの支援が求められています。

(主な取り組み)

- ★ホームレスの方への支援を引き続き行うとともに、住まいが不安定な方の多様なニーズに配慮し、地域生活を継続できるよう支援します。
- ・民間の支援団体と連携し、協働で支援に取り組みます。
- ・住まいが不安定な方が自立を目指すための制度に対応し、活用できる環境を整えていきます。

★は重点



ホームレス支援団体とのネットワーク

ホームレスの方の自立支援のため、毎月1回、定例ミーティングを開催しています。ミーティングには、ホームレス支援団体の代表者、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」職員、路上生活者等自立支援ホーム職員、路上生活者巡回相談員、健康福祉局職員などが参加し、ホームレスの方の健康状態や支援の状況など、さまざまな情報交換をしています。



▲定例ミーティングの様子

(3) 支援機関、部署等が連携した支援とネットワークの強化

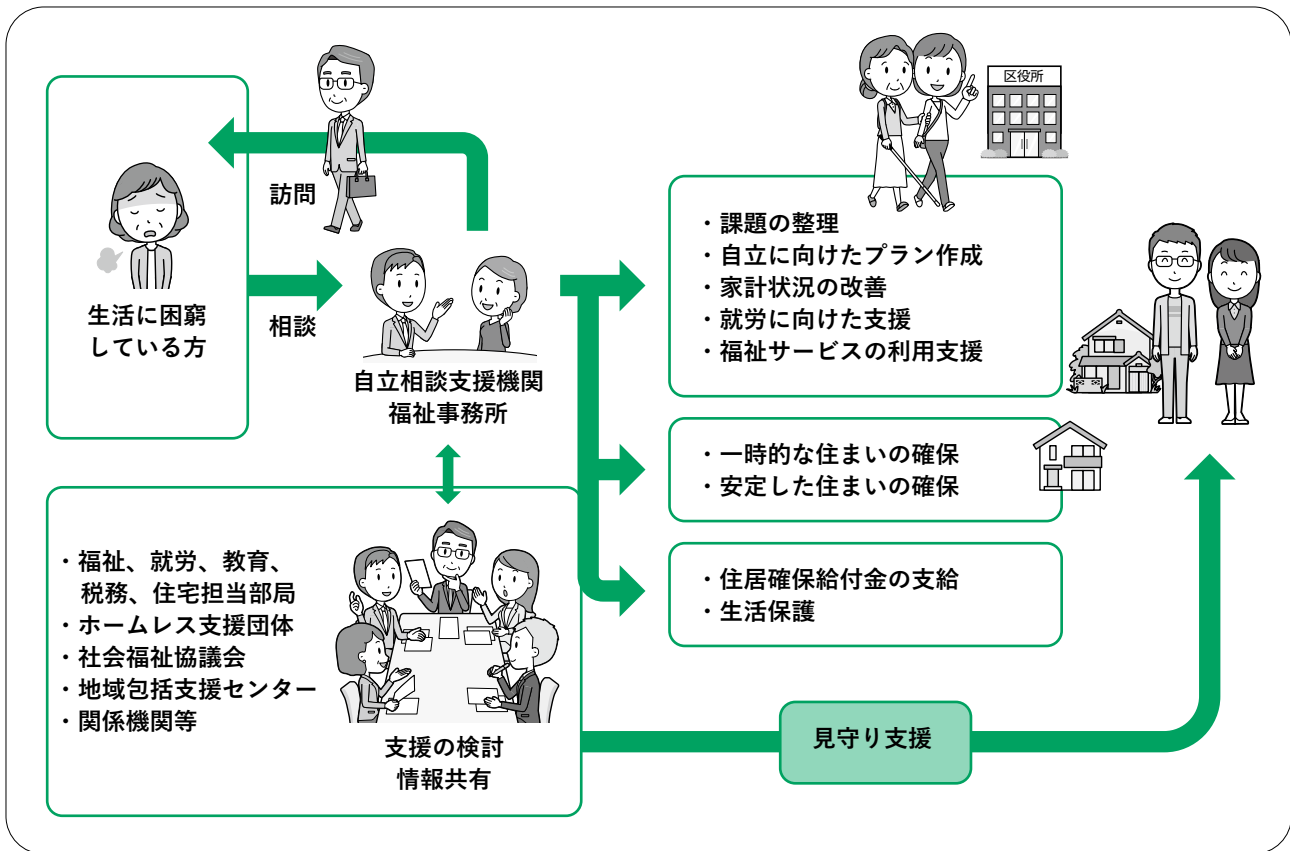
生活に困窮している方を把握した場合には、その状態が深刻化する前に自立相談支援機関につなぐことが、早期自立の鍵となります。

特に、課題が複雑化・複合化している場合は、これまで築いてきたネットワークを活かしつつ、複数の支援機関、部署等が連携し、互いの役割を認識しながら機能する支援体制の充実が必要となります。

(主な取り組み)

- ・生活に困窮している方の課題を共有し、連携して支援する仕組みの周知と活用を図ります。
- ・各支援機関、部署等で築いてきたネットワークの強化と更なる充実を図ります。

■生活困窮者自立支援のイメージ



▶▶ 成年後見制度利用促進

2

その人の意思に沿った、 その人らしい暮らしを支える

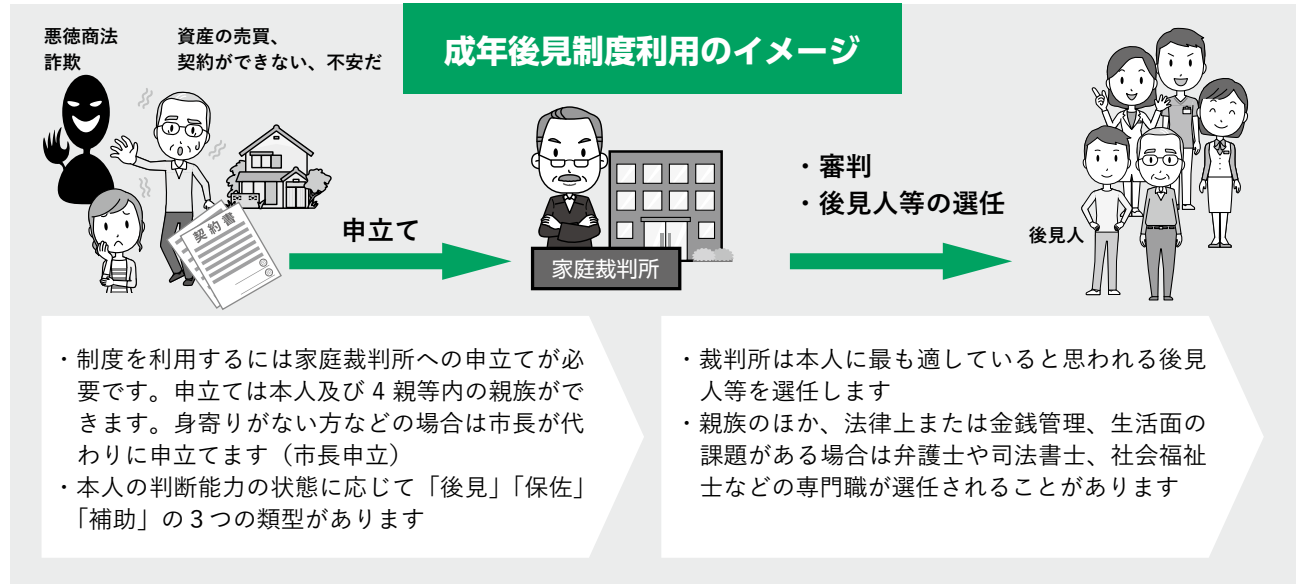
🔗 関連事業は 76～77 頁

認知症や知的障害、精神障害などにより、自分の思いを伝えることや自分にとっての利益・不利益を理解するのが難しくなると、親族や周囲の人、あるいは悪意のある第三者によって、身体的・精神的な虐待や、金銭・財産の搾取など、その人の権利が侵害されることが起きやすくなります。

誰もが個人として尊重され、自分の思いや考えにもとづき、自分らしく暮らしていくことは憲法に保障された権利です。障害の有無やそれぞれの置かれた環境によらず、身体や財産が安全に守られ、自分の暮らし方について、自分で考え、自分で選び、自分らしい生活を続けられる地域をつくっていくことが必要です。

■ 成年後見制度の概要

認知症や障害などにより、自分の思いを伝えることが難しい人の権利を守る（虐待への対応を含む）ための方法の一つに成年後見制度があります。制度の対象となる方（以下、「本人」という。）や親族が家庭裁判所に申立てをし、裁判所が選任した親族や専門職などの後見人が本人に代わり、本人の意思に沿って財産管理や必要な福祉サービス利用等の契約を行います。制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがないなど申立てをする親族がない場合は市長が申立てを行います（以下、「市長申立」という）。



類型	対象者のイメージ
後見	簡単なことについて何度説明を受けても全く理解できない。契約は不可能。
保佐	簡単なことについて説明を受けると少しは理解できる。契約内容の理解が不十分で、支援が必要。
補助	簡単なことについて説明を受ければほぼ理解できる。契約はできるが支援があったほうが安心。

後見人等の権限は大きく以下の2つです

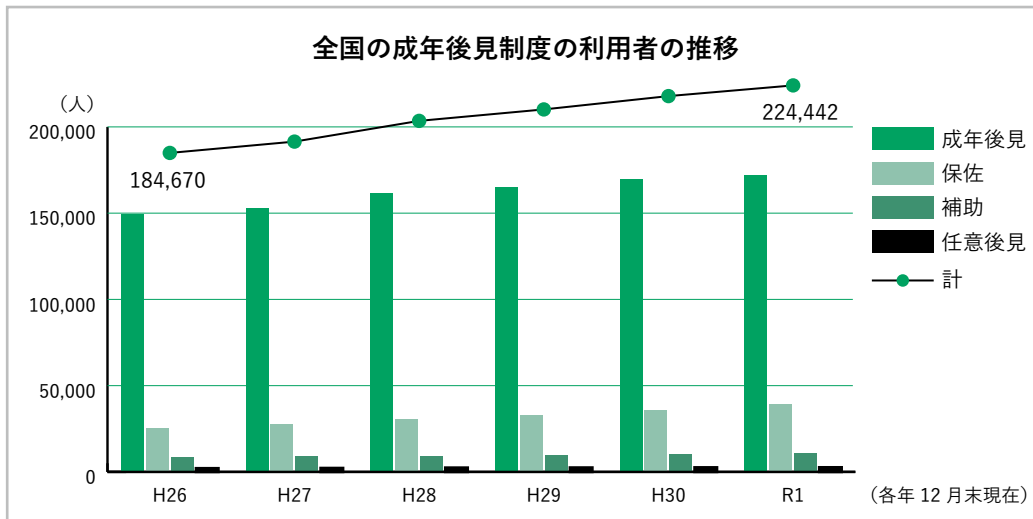
- ①本人が行う（行った）行為について同意する、または取り消すことができる
- ②財産の管理や契約などを代理することができる

※保佐や補助類型の場合、同意や代理権は本人の判断能力に応じて必要な範囲で定められます

■現状

認知症高齢者をはじめ制度の利用の対象となる方は増加していますが（87頁参照）、その増え方に比べ、成年後見制度の利用者は増えていない状況です。また、利用されているのは後見類型がほとんどとなっています。

つまり、制度の利用が必要にもかかわらず、制度を利用できていない人が多くいるのではないかと、本人の状態にあった制度の利用のされ方がされていないのではないかと考えられます。このことは仙台市の状況を見ても同様です。



【資料】厚生労働省「成年後見制度の現状」（令和2年6月）より作成

仙台家庭裁判所管内の申立件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	(年)
後見	305	300	299	292	338	
保佐	42	56	60	57	63	
補助	9	12	4	7	12	
任意後見監督人選任	17	18	8	9	17	
合計	373	386	371	365	430	

【資料】仙台家庭裁判所

市長申立件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	(年度)
認知症高齢者	27	18	16	30	27	
知的、精神障害者	7	5	4	5	5	

【資料】仙台市健康福祉局

その他のデータ（87～89頁参照）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）では、「成年後見制度がこれらの者（認知症や知的障害、精神障害のある方）を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない」とし、制度の利用促進を総合的、計画的に進めることを掲げています。

▶▶ 成年後見制度利用促進

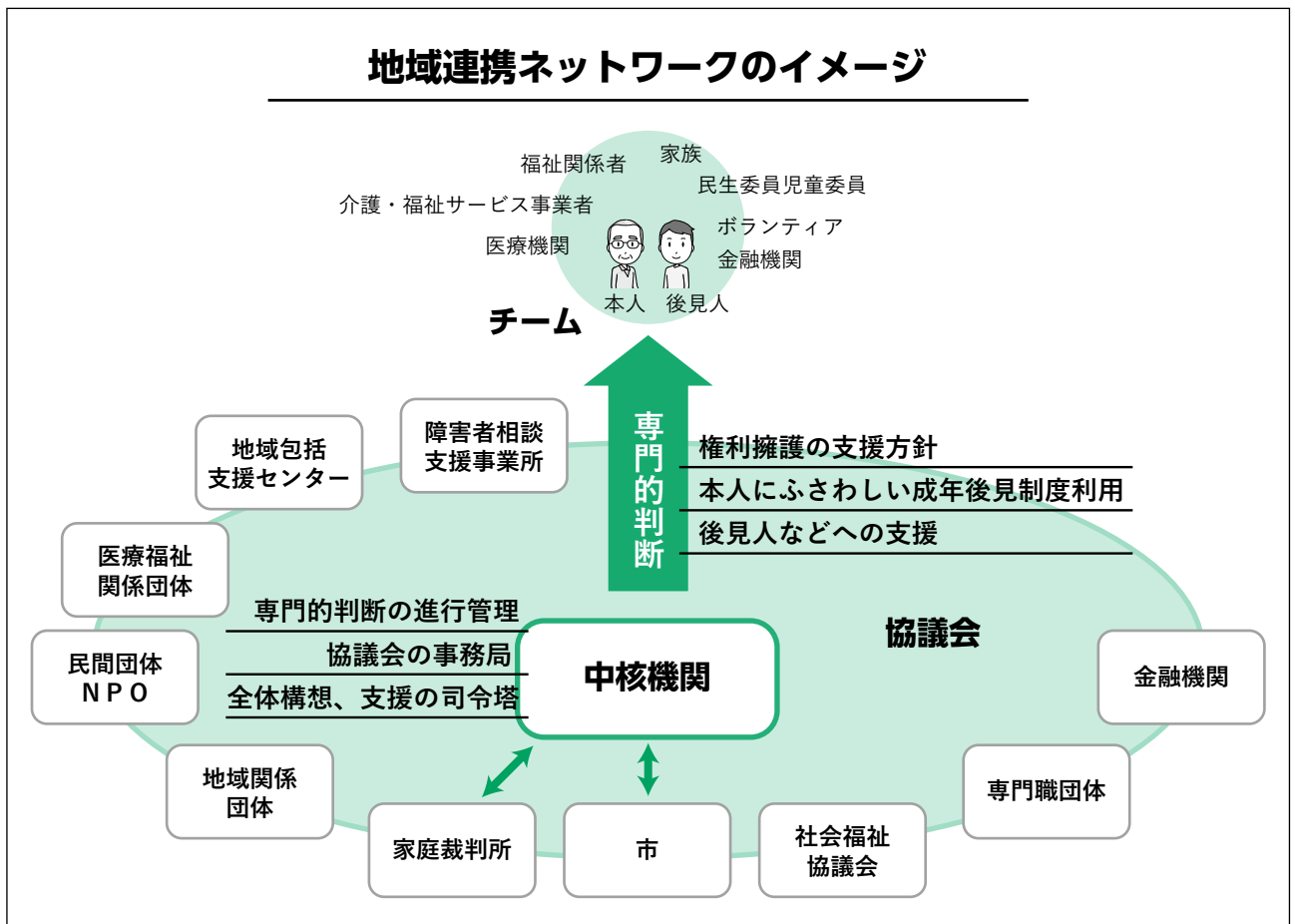
法にもとづいて策定された国の成年後見制度利用促進基本計画は、全国どの地域においても必要な人が制度を利用し、その権利が守られるよう、各地域で地域連携ネットワークの仕組みづくりに取り組むことを推進しています。

地域連携ネットワークは、本人と本人に日常的にかかわる支援者による「チーム」と、支援の各段階で本人の状況にふさわしい支援方法について、専門職団体や関係機関がチームに助言等を行える仕組みである「協議会」からなります。

チームへの専門的な助言は次の三つの場面で行うことが期待されます。

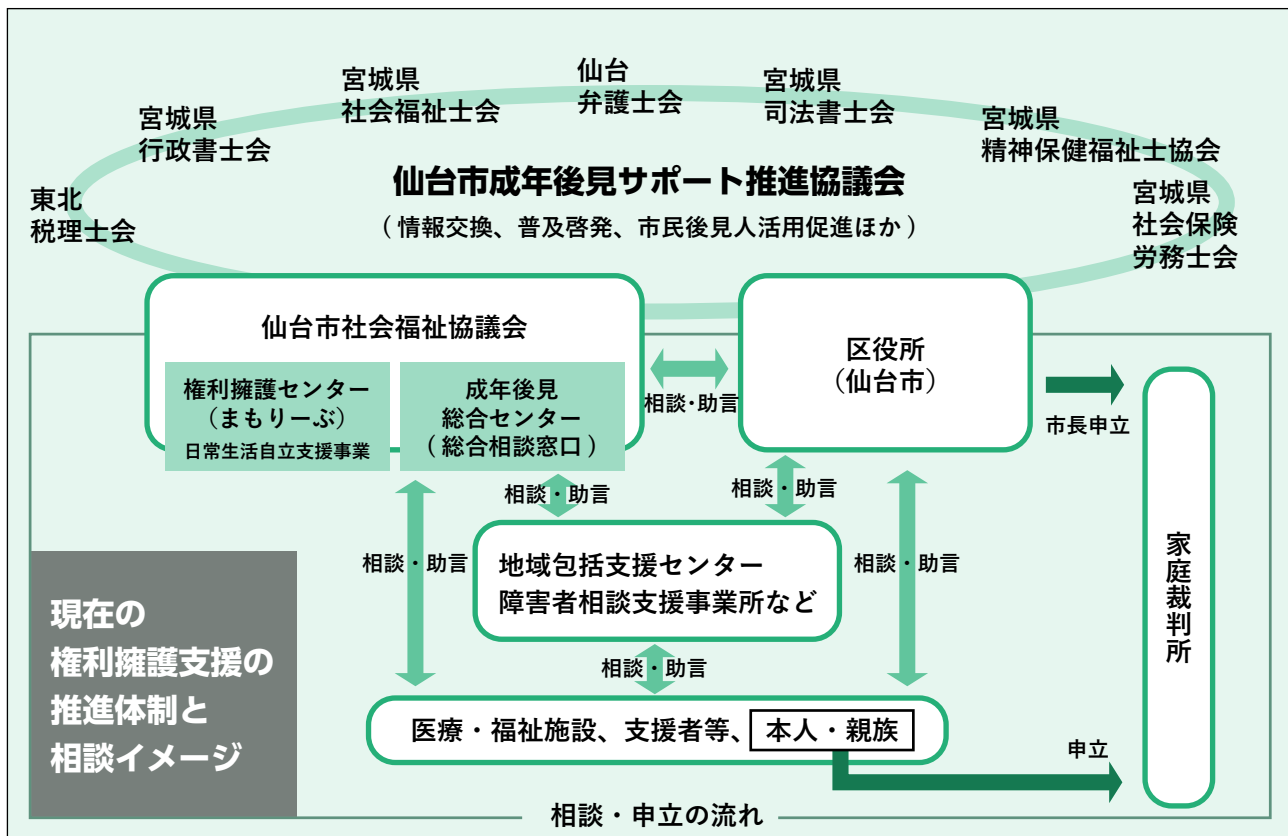
- ①権利擁護の支援方法を決めるとき
- ②権利擁護の方法として成年後見制度を利用するにあたり、本人にふさわしい制度利用（類型の選択や後見人候補者の推薦）を考えるととき
- ③後見人が付いて制度の利用が始まった後、状況の変化や課題が生じたとき

こうした各場面で確実に専門的な助言を行うために、協議会を動かす「中核機関」が必要となります。中核機関は協議会の事務局を担い、また、地域の権利擁護支援、成年後見制度利用促進に向けた全体構想を描き、その実現に向けた進捗管理、コーディネートも行うと想定されています。



成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」を参考に作成

■仙台市の現在の体制、取り組み



仙台市成年後見サポート推進協議会（平成17年設置、以下「サポ協」という）

成年後見制度と日常生活自立支援事業の円滑な活用を図ることを目的に、専門職団体と市社会福祉協議会、仙台市で構成しています。必要に応じて検討部会を設置し協議を行っており、仙台市成年後見総合センターの設置や市民後見人の養成・支援の取り組みにもつながっています。

109で関係団体等を紹介しています

仙台市成年後見総合センター（平成19年設置）

仙台市の成年後見制度に関する総合相談窓口で、市社会福祉協議会に設置しています。相談に対し、制度の説明や申立手続きへの助言、広報啓発、市民後見人の活動支援を行っています。サポ協の事務局を担っています。

市民後見人養成・支援

市民後見人は親族でも専門職でもない一般市民で、養成研修により成年後見制度に関する知識と技術を身に付け、専門機関の支援を受けながら活動する後見人のことをいいます。市社会福祉協議会が養成と活動支援に取り組み、平成21年度から養成研修を実施しており、これまで計49名を養成し、令和元年度末までに22名が後見人等となっています。

日常生活自立支援事業

成年後見制度の利用前の段階では、本人による契約が可能な方を対象に市社会福祉協議会の権利擁護センターで、本人との契約にもとづき福祉サービス利用の援助や金銭管理等を実施しています。

各機関、団体等

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所では権利擁護に関する業務を担い、各区役所でも高齢者や障害のある方の総合相談を行っています。また、各専門職団体で成年後見制度等の相談窓口を設けているほか、高齢者や障害のある方を金銭的被害や権利の侵害から守るさまざまな官民の取り組みを行っています。

成年後見制度利用促進

(1) 積極的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

制度の周知を一層進めるとともに、成年後見制度に限らず、本人の権利を守るのにふさわしい方法を選ぶことや、成年後見制度利用の手続き、親族が後見人となった場合にその親族が安心して後見人としての役割を果たせるような支援の充実も必要です。

権利の侵害への対応だけでなく、意思表示が難しい状況になっても本人の意思に沿った、本人らしい暮らしを続けるための意思決定支援、積極的な権利擁護を進めることが求められています。そのためには身近な地域の理解と支えあいの関係づくりに加え、その人の状態にあった権利擁護のサービスや制度を利用できるよう、関係機関等が連携した地域の相談支援の仕組みづくりが必要です。

(主な取り組み)

- ★サポ協をはじめ関係機関等とともに、積極的な権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます。
- ★地域連携ネットワークを構成する「協議会」、及び協議会を運営し具体的な支援の進行管理等を行う「中核機関」について、これまでの取り組みや現在ある機能の充実を図りながら段階的に整備していきます。

★は重点

(2) 市民後見人が活躍できる環境づくり

市民後見人には被後見人と同じ地域に住む市民の目線で細やかで密度の濃い後見活動と、社会の各分野で積んださまざまな経験を活かした後見活動が期待されています。

これまで本市では、市民後見人候補者が受任できるケースは、市民後見人が過度の負担なく後見活動が行える場合としてきました。このため市民後見人の受任は年に数件程度に留まっているのが現状です。今後は、専門的に解決すべき課題がある場合でも、市民後見人が専門職等と関わりながら後見活動ができる仕組みを検討するなど、受任の機会拡大に向け関係機関等と調整を進める必要があります。

また、市民後見人の高い社会貢献意識や養成研修で培った知識や技術は地域の大きな財産であり、市民後見人の活躍の場を広げることも必要です。

(主な取り組み)

- ・市民後見人の受任機会拡大に向け、家庭裁判所等関係機関との協議を進めます。
- ・市民後見人の活動支援の充実を図ります。
- ・地域福祉活動などでの市民後見人の活躍の場を広げます。



市民後見人の活動の思い

「わたしたちは、あなたの生涯を支える人生の伴走者でありたい」

これは、仙台市の市民後見人養成研修の第1期生たちで作成した「市民後見人倫理綱領」の主題です。

仙台市では、原則として一人の市民後見人は一人のみ受任することとしているため、きめ細やかで親身な支援を行うことができます。活動報告からも、対象となる方に寄り添い、たとえその方の意思表示が難しい場合でも、その意思をさまざまな方法でくみ取ろうとし、思いに応えようとする真摯な姿が伝わってきます。まさに意思決定支援の形を具体的に見せてくれる活動となっています。

仙台市の市民後見人養成研修は、活動の実務について80時間以上のカリキュラムがあり、修了後も毎年、継続研修を行い、知識と技術、受任するまでの意欲の維持・向上に努めています。さらに、修了生同士で自主グループをつくり、活動内容について相談し、学び合い、成年後見制度の広報啓発にも取り組んでいます。

市民後見人綱領から

わたしたち市民後見人は地域の中で

- 1 あなたの思いを大切にし
- 2 大きな目で視て
- 3 大きな耳で聴き
- 4 約束を守り
- 5 皆さんと協力し

あなたに寄り添います。

活動の心がけ

再犯防止推進

3

犯罪や非行からの立ち直りを支援し、再犯による新たな被害を防ぐ

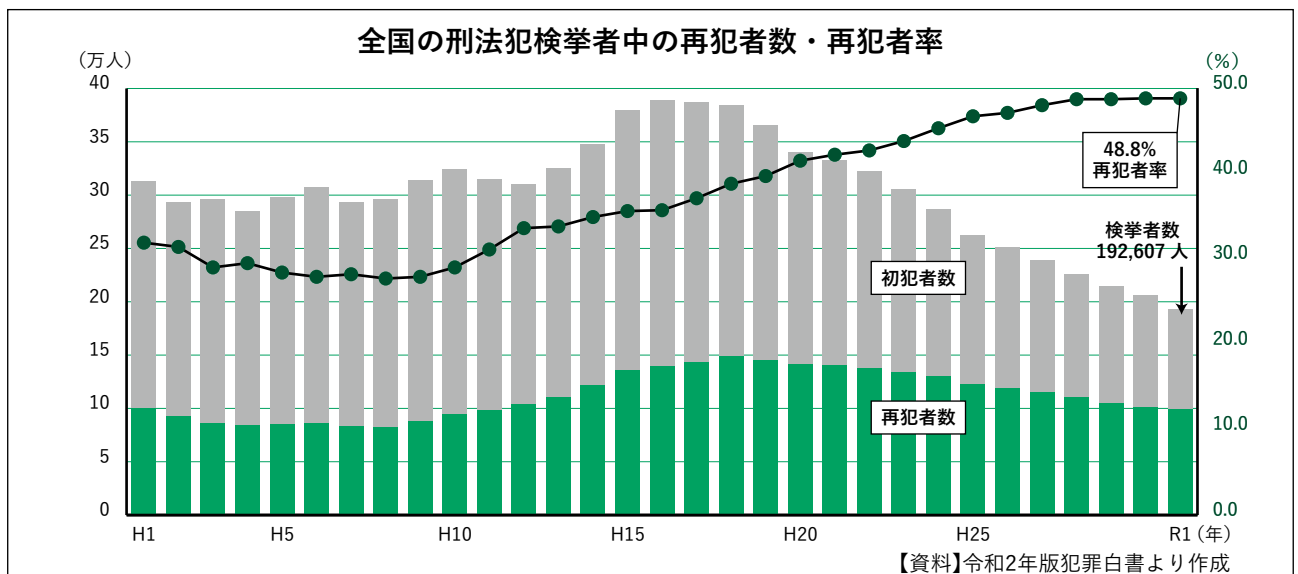
関連事業は78～82頁

犯罪被害のない、安全に安心して暮らせる地域づくりは市民の共通した願いです。刑務所や少年院を出た人が再び罪に手を染めることのないよう、立ち直りを支えることは、新たな犯罪被害を防ぐことにつながります。また、それは誰一人取り残さない社会の実現に向けた大切な取り組みでもあります。

罪を犯した人(※)は社会的に孤立しやすく、例えば刑務所から社会に戻っても生活基盤を築くことや必要な支援を受けることが難しく、それが更生を妨げる要因の一つにもなっています。このため、立ち直ろうとする人やその人を支える取り組みへの市民の理解が重要となります。こうした市民の理解のもと、保護観察所や刑務所など国の機関との役割分担を踏まえつつ、関係機関が連携を一層深め、必要な支援につながる環境づくりを進めていくことが必要です。

■現状

窃盗や傷害・暴行、恐喝などの刑法犯で、全国の警察に逮捕などされた人のうち、以前にも犯罪をしたことのある人(再犯者)の割合は、初犯者が大幅に減っていることから相対的に上昇し、5割に迫っています。宮城県警察においても同様の傾向となっています。



宮城県警察の刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

	H27	H28	H29	H30	R1	(年)
検挙者数(人)	3,457	3,209	3,205	3,205	3,113	
内)再犯者数(人)	1,734	1,578	1,557	1,517	1,582	
再犯者率	50.2%	49.2%	48.6%	47.3%	50.8%	

【資料】法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

その他のデータ(88～89頁参照)

※ 本計画において「罪を犯した人」とは、法及び法成立時の附帯決議を踏まえ、有罪判決の言い渡しもしくは保護処分(※)の審判を受けた人、または微罪処分や起訴猶予処分など犯罪の嫌疑がないという以外の理由で公訴の提起を受けなかった人を言います(47頁図参照)

▶▶ 再犯防止推進

(1) 支援へのつなぎと、息の長い支援のための連携促進

釈放後の生活は本人の意思が尊重されるため、支援をするには本人の同意が必要です。しかし、なかには公的機関への拒否感や犯罪をした自分自身への低い自尊感情、支援を受けることの必要性の理解が困難なことなどにより、支援を受けようとならない人もいます。このため、釈放の前後で、支援を受けながら立ち直ろうとする本人の意識の醸成を図ることが重要です。

社会生活を送る上で複雑な課題がある場合は、さまざまな角度から解決の糸口を探ることとなります。そのためには地域のさまざまな機関や団体の活動を有効に活かせるよう、地域資源の情報を共有しておくことが大切です。

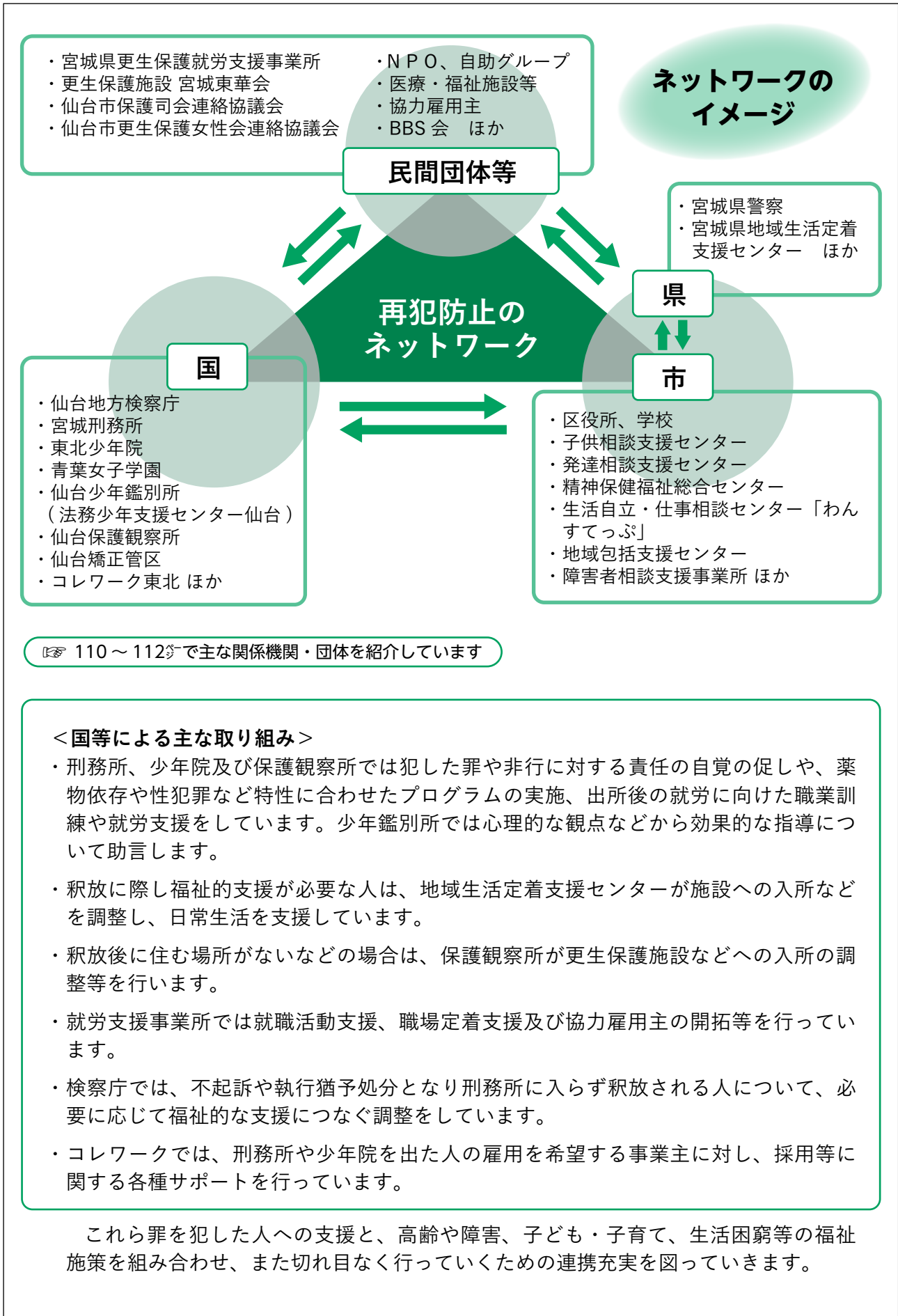
立ち直りの支援は、刑務所や少年院などを出て社会に戻る前後から、地域での生活が軌道に乗るまで、本人が孤立することのないよう息長く続けていくことが必要です。それは一人の支援者で行えるものではありません。支援者が一人で困難な課題を抱え込んでしまうことのないよう、関係機関・団体が相互に関わり続けることが大切です。関係機関が連携を密にしながら支援していくことが必要です。



(主な取り組み)

- ・関係機関、団体の活動や、立ち直り支援に資する地域資源の情報共有を図ります。
- ★関係機関団体による支援のネットワークをつくり、支援の現場での円滑で継続した連携、協力関係づくりを進めます。

★は重点



再犯防止推進

(2) 立ち直り支援への理解と協力を広げる

立ち直ろうとする意欲を持って再び社会に戻っても、罪を犯した人に対する根強い偏見などにより、住居や就労といった生活の基盤の確保や人間関係づくりが困難な場合があります。孤立感を抱え、適切な社会とのかかわりがなくなっているところで、犯罪や非行を誘発しやすい環境に取り込まれていってしまうこともあります。

犯した罪を反省し、立ち直ろうとしている人を受け入れる社会をつくるためには、その人たちの置かれた状況や、その人の持つ特性、自分の意思だけでは回復が難しい病気としての薬物やアルコール依存症などへの正しい理解を広げることが大切です。

また、法務大臣の委嘱を受け、保護観察所と協力しながら罪を犯した人の改善更生を支える保護司をはじめ、更生保護女性会、BBS会（青年ボランティア団体）、協力雇用主などさまざまな支援活動を広く市民に知ってもらい、活動への理解を広め、新たな協力者が増えていく環境をつくることも必要です。



(主な取り組み)

- ・ 共生の意識を高める取り組みを推進します。【基本的方向 1(1) ほか】
- ・ 社会を明るくする運動の推進やさまざまな媒体による広報等により、更生支援への啓発や、保護司等の更生保護を支えるボランティア等の活動の周知を進めます。
- ・ セーフティネット住宅登録制度や協力雇用主の制度等の周知を進めます。
- ・ 依存症等についての理解を広げます。

立ち直りへの壁

(法務省リーフレットを参考に作成)

孤独 相談相手がいない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな生活環境の中で、立ち直りに必要な指導や助言が十分に受けられず、生活が再び乱れてしまう。
薬物依存等がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な治療や相談支援を受けることができず、薬物依存症等からの回復ができない。
高齢である 障害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な福祉的支援が得られず、生活が立ち行かなくなる。 ※高齢者や障害を有する者の場合、出所してから再犯までの期間が短いことが明らかとなっています。
住むところがない 仕事がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身元保証人を得られず、適当な住居を確保できない。 ※出所後に帰住先のない者は短期間で再犯に及ぶことが明らかとなっています。 ・ 前科があることや知識・技能等の不足により、就職や就労の継続ができない。 ※無職者は有職者に比して再犯率が約3倍です。

(3) 地域での立ち直りを支える取り組みの推進

罪を犯した人への支援は、本人の同意のもと、釈放後一定の期間内において、国の責任、国の制度により実施されます。しかし、その後の長い社会生活は、一市民として地域の中で暮らしていかななくてはなりません。

また、釈放後の受け入れ先の一つとなる家族も「加害者の家族」などとして偏見や差別により地域での生活が困難になっていたり、そもそも世帯として複雑な課題を抱えていたりすることもあります。

本人やそうした家族も含め、生活のしづらさを抱える市民の一人として、必要な支援につなげていかななくてはなりません。

(主な取り組み)

- ・就労や住まいの確保の支援を推進します。【基本的方向1(3)ほか】
- ・多様な居場所づくりを推進します。【基本的方向1(2)ほか】
- ・関係機関等との連携や地域での気づき等により、高齢や障害、生活困窮等で支援を必要とする罪を犯した人への支援を実施します。【基本的方向3ほか】
- ・薬物依存症等を抱える本人や家族からの相談対応やミーティングに取り組みます。
- ・学校等との連携により学びを支援します。



保護司 ～犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア

保護司は、犯罪をした人や非行をした少年の地域での立ち直りを支えるボランティアです。保護司法に基づき法務大臣の委嘱を受け、非常勤の国家公務員の身分がありますが、必要な経費の支給以外に給与等はありません。


主な役割としては、生活環境の調整と保護観察があります。生活環境の調整では、刑務所や少年院を出る際に、住居や家庭環境、就学・就労などについて、健全な生活を送ることができるよう関係者に協力を求めるなど環境を整えます。

保護観察は、保護観察処分を受けた少年や少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者などを対象に、保護司や対象者の家のほか、更生保護サポートセンター等で面接をして、生活状況を把握し、必要なアドバイスをを行い、その内容を保護観察所に報告しています。

また、社会を明るくする運動や、学校と連携した地域の犯罪・非行防止活動に取り組んでいます。



▲ユアテックスタジアムで行われた社会を明るくする運動泉区推進委員会の啓発活動
(令和2年8月)

 再犯防止推進**(4) 被害者支援、地域の安全安心の推進**

犯罪により、心や体が傷つき、描いていた夢や希望を奪われ、また、大切な人を失い苦しんでいる人がいます。国の計画は、「(再犯防止施策は) 犯罪被害者等が存在することを十分認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解」することの重要性を踏まえて行うこととしています。

本市でも当然にこれらの考えを踏まえ、再犯防止の施策の前提として犯罪被害者への支援や地域の安全安心の取り組みを推進します。

**(主な取り組み)**

- ・ 犯罪被害者等総合相談窓口による各種支援施策の情報提供を行うなど、被害者やその家族を適切な支援につなぎます。
- ・ 配偶者暴力相談支援センター事業等により DV 被害者への支援充実を図ります。性暴力等への相談対応、性暴力防止のための啓発を実施します。
- ・ 犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

計画の推進

計画の進行管理、評価

- 本計画策定にあたっては、本市の附属機関である「仙台市社会福祉審議会」に諮問し、同審議会地域福祉専門分科会（以下、「地域福祉専門分科会」という。）での審議を踏まえ、その意見等を参考としています。
- 本計画の進行管理にあたり、地域福祉専門分科会に毎年度取り組み状況を報告し、その意見・評価結果等を市ホームページで公表します。
- 成年後見制度の利用促進や再犯防止の推進については、別途関係者間で協議を行い、その内容について、地域福祉専門分科会に報告することとします。
- また、地域の実情やニーズを捉えて施策を展開するため、地域福祉専門分科会による意見・評価結果を踏まえて、施策内容の見直しや拡充に関する検討を行います。

市の関係部局内の連携

- 本計画は、高齢、障害、子ども・子育て等、福祉の分野別計画と密接に関連するとともに、まちづくりや防災、安全安心の取り組み等、幅広い分野との関わりがあります。そのため、庁内のさまざまな関係部局と連携しながら、分野の枠を超えた組織横断的な施策展開や市民協働により、本計画の施策を総合的に推進していきます。

市社会福祉協議会との連携

- 本計画と市社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」の推進にあたっては、両者が密に連携を図るとともに、相互にそれぞれの役割を活かし、現場の声を共有しながら、身近な地域での地域福祉の推進を図ります。

事業一覽

基本的方向 1

基本的方向 2

基本的方向 3

生活困窮者自立支援

成年後見制度利用促進

再犯防止推進

基本的方向 1

多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進

(1) 共生の意識を高める取り組みの推進

No	事業名	事業概要	担当局等
1	多様な性のあり方についての理解促進、性的少数者への支援	多様な性のあり方を理由とした社会的偏見や差別をなくすため、ホームページへの情報掲載やリーフレット配布等により適切な理解の促進に取り組むとともに、安心して過ごせる居場所づくりなど性的少数者への支援に取り組む。	市民局
2	DVや性暴力の防止と被害者支援に向けた取り組み	DV被害者への充実した支援を図るため、関係機関と連携し、配偶者暴力相談支援センター事業を実施する。また、DV以外にも性暴力、セクハラ等への相談対応及びDVや性暴力防止のための啓発などを実施する。	市民局
3	男女共同参画に関する学習・啓発事業の実施及び各種情報の収集・提供	男女共同参画推進センター等において、男女共同参画をさまざまな観点から捉えた、地域の課題解決につながる講座等を実施するほか、男女共同参画社会の実現のために役立つ情報を収集し発信する。	市民局
4	ボランティアセンターによる福祉学習の推進	人間尊重・生命尊重の精神の下、他者への思いやりや、社会連帯の意識及び奉仕の心を、教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を通して深める。	健康福祉局 市社会福祉協議会
5	ボランティアセンターによる夏のボランティア体験会	市内在住、または、市内に通勤通学する中学生以上を対象に、地区社会福祉協議会や地域福祉団体、福祉施設等の受入協力を得て、夏休み期間中にボランティア活動体験会を開催する。誰かのために貢献することの大切さや達成感を感じることでボランティア活動の輪を広げる。	健康福祉局 市社会福祉協議会
6	ボランティアフォーラム	ボランティアへの理解と活動への参加啓発を目的として、ボランティア同士の交流や情報交換及び市民へボランティア活動の情報発信を行うフォーラムを開催する。	健康福祉局 市社会福祉協議会
7	地域福祉セミナー	地域福祉への理解を深めることを目的に、幅広い市民を対象に地域福祉の現状や課題についての情報提供を行うセミナーを開催する。	健康福祉局 市社会福祉協議会
8	成年後見セミナー	成年後見制度や市民後見人に関心のある市民を対象に、講演や事例報告のほか趣向を凝らした分かりやすい解説により、制度を身近なものとして理解を促し、利用促進を図る。	健康福祉局 市社会福祉協議会
9	障害者差別解消の推進	障害を理由とする差別の解消を推進するため、普及啓発・交流等の各種事業を行うとともに、個別相談への対応に着実に取り組む。	健康福祉局
10	障害者週間に合わせた「心のバリアフリー」理念の普及促進	12月3日から9日までの障害者週間にあわせて、障害や障害のある方に対する理解を深めるとともに、障害のある方の社会参加への意欲を高めることを目的に、福祉まつりウエルフェア（障害者週間記念式典）やウエルフェアスポーツ、ウエルフェアアート展等を開催する。	健康福祉局
11	認知症サポーター養成講座及びキャラバン・メイト養成研修	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支える認知症サポーターを養成する。また、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成する。	健康福祉局

12	いじめ防止等対策推進事業	児童生徒の「いじめをしない、させない、許さない」意識の向上に取り組むとともに、市民に対して広報啓発を行い、社会全体で子どもをいじめから守る意識の醸成を図る。また、いじめに関する各相談窓口において、悩みを抱える児童生徒や保護者に寄り添いながら、解決に向けた支援を行う。	子供未来局 教育局
13	社会を明るくする運動	「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ～」として、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的に、広報啓発等を行う。	子供未来局
14	外国人が暮らしやすい社会の形成推進事業	国籍・民族など、多様な文化的背景をもつ人々が互いに認め合い、平常時・災害時に関わらず地域社会の構成員として共生できるよう、多言語による情報発信や、地域社会における意識啓発、関係機関との連携強化を図る。	文化観光局
15	人権教育研修会	仙台市立学校・園の教職員が、人間尊重の精神や基本的人権に関する考え方を深め、人権教育の実践者としての資質向上を図ることをねらいとした研修会を開催する。	教育局
16	人権教育の推進	児童生徒が発達の段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が実感でき、人権が尊重される社会づくりに向けた行動をとれるようにすることを目指す。	教育局
17	仙台版防災教育の推進	平常時から災害に備え、災害時に自分の命を守り、安全を確保する自助の力、そして、平常時から他の人や地域の力となり、災害時の対応や地域の復興に協力し参画する共助の力を児童生徒に育むことを目指す。	教育局
18	学校における福祉教育	人間尊重・生命尊重の精神の下、他者への思いやりや、社会連帯の意識及び奉仕の心を、教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を通して深める。	教育局
19	不登校対策推進事業	学校における不登校の未然防止や早期発見・早期対応を推進するため、不登校児童生徒の個々の状況に応じた環境づくりや適切な支援に向け、適応指導センターや適応指導教室、在籍学級外教室の取り組みを推進するなど、さまざまな視点から、家庭と学校・関係機関などの連携に取り組む。	教育局
20	「交通バリアフリー教室」の実施	小学生を対象に、高齢の方や身体の不自由な方の疑似体験及び介助方法を体験する「交通バリアフリー教室」を実施し、手助けが必要な方への声掛け等の大切さについて理解を深め、「心のバリアフリー」を促進する。	交通局

(2) ニーズに合った多様な居場所づくり

No	事業名	事業概要	担当局等
1	多様な性のあり方についての理解促進、性的少数者への支援【再掲】	多様な性のあり方を理由とした社会的偏見や差別をなくすため、ホームページへの情報掲載やリーフレット配布等により適切な理解の促進に取り組むとともに、安心して過ごせる居場所づくりなど性的少数者への支援に取り組む。	市民局

2	小地域福祉ネットワーク活動への支援	住民主体のさまざまな支えあい活動の基盤であり、今後ますます重要となる小地域福祉ネットワーク活動について、若い世代や多様な主体が担い手として幅広く参加できるよう、CSWが中心となり、人材の発掘や育成、コーディネート等の支援を進め、活動の活性化を図る。また、活動の推進役を担う地域福祉活動推進員への支援を進める。	健康福祉局 市社会福祉協議会
3	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の子どもに対し、基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施することなどにより、貧困の連鎖を防止する。	健康福祉局 子供未来局
4	ひきこもり者地域支援事業	ひきこもり地域支援センターなどにおける相談対応やひきこもりの問題に関係する機関の連携による継続的なチーム支援の取り組み（拠点機能）を通じ、ひきこもりの方やその家族の状態に応じた適切な支援の提供を進める。	健康福祉局
5	依存症関連問題を抱える本人並びにご家族の相談	アルコール・薬物関連問題等を有するご本人やご家族を対象とした個別相談に加え、ご家族向けのミーティングや教室を実施する。	健康福祉局
6	精神障害者家族教室事業	各区保健福祉センターにおいて、精神障害者の家族を対象に、お互いの経験を共有したり、病気に対する適切な知識を学んだりする機会として家族教室を開催し、家族同士の交流とつながりを深める。	健康福祉局
7	認知症カフェの推進	認知症の人やその家族が地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置・運営を支援する。	健康福祉局
8	のびすく（子育てふれあいプラザ等）運営事業	親子が気軽に立ち寄り交流できる場や子育て支援に関するさまざまな情報を提供し、また、専門の相談員による保育サービスや子育て支援に関するきめ細かな相談支援を行うことで、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子育ての楽しさを実感する機会を提供する。また、本市の子ども家庭支援ネットワークの中核施設として、地域の子育て支援施設、機関及び関係者との連携や事業支援を図る。	子供未来局
9	子どもの居場所づくり	仙台市内において地域団体等が、「子ども食堂」を実施する場合に、これに要する経費を助成することにより、子どもが地域とつながり、健やかに育つ環境整備を促進する。	子供未来局
10	児童館事業の充実	健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設として、児童クラブの開設や自由来館児童の受入のほか、地域に根差した子育て支援施設として、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭への支援の充実を図る。	子供未来局
11	ふれあい広場	不登校児童生徒及び日中居場所がない青少年が、日常的に通所できる場所として「ふれあい広場」を設置し、アウトリーチや就学・就労支援も行いながら、青少年の社会的自立を目指し継続的に相談・支援を行う。	子供未来局
12	市民センターによる交流事業	各市民センターにおいて、子育て世代・高齢者の交流を主な目的としたサロンなどを開催する。	教育局

(3) 就労や住まいの確保の支援の推進

No	事業名	事業概要	担当局等
1	就業自立相談	就業に関する悩みや課題を整理し、今後の働き方を共に考えることを通じ、困難な状況にある女性の自立を側面から援助する。	市民局
2	仙台市路上生活者等自立支援ホーム運営事業(清流ホーム)	失業や家族問題等によりホームレス状態となった生活困窮者等に対して、宿泊場所や衣食等の提供を行いながら、自立意欲の喚起・助長を図るとともに、就労等の支援を行う。	健康福祉局
3	生活困窮者等住まいの確保緊急支援事業	住まいを失った生活困窮者等に、個室型の宿泊場所や食事等を提供するとともに、居宅確保の支援、居宅確保後の日常生活の見守り等を行い、安定した生活が営めるよう支援する。	健康福祉局
4	住居確保給付金	離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対し、家賃の全部または一部を補助するとともに、就労支援を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	健康福祉局
5	生活困窮者就労準備支援事業	就労経験がない等の理由で、すぐに就労することが難しい方に、日常生活や社会生活の確立(生活習慣の形成、コミュニケーション等の社会的能力の習得、職業体験等)、その後の一般就労に向けた準備プログラムを提供する。	健康福祉局
6	生活困窮者就労訓練推進事業	生活困窮者に就労体験・支援付き就労を提供する「就労訓練事業」を実施する企業等への制度周知、支援プログラムの作成支援のほか、利用希望者とのマッチングを行うことで、生活困窮者に就労機会を提供する。	健康福祉局
7	障害者就労支援体制の充実	障害者が生きがいや働きがいのある生活を送ることができるよう、多様な就労の場の創出、就労支援に向けた普及啓発、就労支援ネットワークの推進など、障害者就労支援体制の充実を図る。	健康福祉局
8	地域生活支援拠点事業	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう住居支援のための機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支える体制を構築する。	健康福祉局
9	青少年の就労・就学支援活動	日常的に通所できる居場所「ふれあい広場」に通所登録した不登校生徒のうち、中学校卒業後あるいは高校を卒業または中退後、職に就いていない青少年を対象に、就労相談に応じ支援する。	子供未来局
10	セーフティネット住宅登録制度	住宅確保要配慮者(高齢者、低額所得者、障害者等)の方が入居できる民間賃貸住宅として、規模、構造等の一定の基準に適合する住宅を登録し、登録住宅情報をインターネット等で公開する。	都市整備局
11	住宅確保要配慮者居住支援法人等の関係団体との連携による入居支援	住宅確保要配慮者居住支援法人や不動産団体など関係団体等と連携して、住宅確保要配慮者(高齢者、低額所得者、障害者等)の方の民間賃貸住宅への円滑な入居を進める。	都市整備局

(4) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

No	事業名	事業概要	担当局等
1	「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」との連携・協力による市民や事業者への啓発活動	施設を整備する事業者と施設を利用する市民が連携・協力し、バリアフリー整備を進めることを目的として設立された民間有志による団体「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」と連携し、バリアフリーに関するさまざまな普及・啓発活動を行う。	健康福祉局
2	「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく建築物等のバリアフリー化の促進	市民が利用する公益的施設を対象に、高齢者や障害者などが利用しやすい施設とするための整備基準等を設け、バリアフリー化の促進を図る。	健康福祉局
3	障害のある方への情報保障・意思疎通支援の取り組み	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領」に基づき、市事業等において障害のある方に適切な情報保障を行うとともに、手話通訳相談員を市役所・各区役所等に配置するほか、障害のある方の意思疎通支援を行う支援者の養成研修・派遣を行い、障害特性に応じた意思疎通支援の拡充を図る。	健康福祉局
4	外国人が暮らしやすい社会の形成推進事業【再掲】	国籍・民族など、多様な文化的背景をもつ人々が互いに認め合い、平常時・災害時に関わらず地域社会の構成員として共生できるよう、多言語による情報発信や、地域社会における意識啓発、関係機関との連携強化を図る。	文化観光局
5	バリアフリー法に基づく交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進	仙台市バリアフリー推進協議会を継続的に開催するとともに、バリアフリー法に基づく基本構想を策定し、この基本構想に基づいて各施設管理者が特定事業計画を策定することにより、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図る。	都市整備局

基本的方向 2

地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

(1) 地域福祉活動への参加と人材育成の促進

No	事業名	事業概要	担当局等
1	地域防災リーダー養成・支援事業	地域の自主防災活動の核となり町内会長等を補佐し、災害予防活動の中心的役割を担うとともに、災害時の応急活動の指揮等を行う地域防災リーダーを養成し、養成後も知識や技能の向上を目的に、講習や訓練を実施するなど継続的に支援する。	危機管理局
2	地域活動に関する情報提供	仙台市のホームページなどにより、地域活動に対する各種助成制度及び地域活動の事例など、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みを進めていく上で役立つ情報を提供する。	市民局
3	若者が活躍するまちづくり事業	若者が参加する実践型プログラムである「仙台まちづくり若者ラボ」を実施するほか、若者団体の社会貢献活動を表彰する「仙台若者アワード」を実施する。	市民局
4	女性と防災まちづくり人材育成事業	災害に強いまちづくりのためには、女性が平常時から地域の中でリーダーシップを発揮することが必要との考えから、女性がマネジメント力を高め、リーダーシップを発揮するための研修などの人材育成事業を行う。	市民局
5	地域福祉セミナー【再掲】	地域福祉への理解を深めることを目的に、幅広い市民を対象に地域福祉の現状や課題についての情報提供を行うセミナーを開催する。	健康福祉局 市社会福祉協議会
6	ボランティアセンターにおけるボランティアに関する各種講座	地域の人材発掘を目的に、市民を対象にしてボランティアの基礎的な知識や心構え、援助技術の習得など、テーマに応じた各種ボランティア研修を開催する。	健康福祉局 市社会福祉協議会
7	地域のボランティア育成講座	地域活動を支援する人材確保を目的としてボランティア講座を開催し、活動の意義や心構えについて理解を深めるとともに必要な技術、知識を習得する。	健康福祉局 市社会福祉協議会
8	ボランティアセンターにおけるボランティア活動相談、情報提供、コーディネート等	市社会福祉協議会及び各区・支部事務所内に設置されているボランティアセンター等を通して、市民からの「ボランティア活動をしたい」「活動をしてもらいたい」というニーズや各種のボランティアに関する相談について、調整を行うとともに、各種の情報提供を行うことで幅広い活動の選択肢の提案・提供や広報啓発活動を行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会
9	ボランティアセンターによる夏のボランティア体験会【再掲】	市内在住、または、市内に通勤通学する中学生以上を対象に、地区社会福祉協議会や地域福祉団体、福祉施設等の受入協力を得て、夏休み期間中にボランティア活動体験会を開催する。誰かのために貢献することの大切さや達成感を感じることでボランティア活動の輪を広げる。	健康福祉局 市社会福祉協議会
10	ボランティアフォーラム【再掲】	ボランティアへの理解と活動への参加啓発を目的として、ボランティア同士の交流や情報交換及び市民へボランティア活動の情報発信を行うフォーラムを開催する。	健康福祉局 市社会福祉協議会
11	社会福祉協議会による社協だより、ボランティアセンターだよりの発行	市社会福祉協議会及び各区・支部事務所から社協だより、ボランティアセンターだよりを発行し、各種団体や市民に対し、地域の住民が主体となった福祉活動やボランティア活動、イベントの情報提供などを行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会

12	市民後見人養成・支援事業	市社会福祉協議会が設置する「成年後見総合センター」において、複雑な問題を抱える方への支援を行う専門職後見人とは異なる、普段の見守り等に主たるニーズを持つ方への支援を行う市民後見人の養成・支援を行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会
13	介護予防運動サポーター養成研修	高齢者が住みなれた地域で介護予防に取り組めるよう、住民主体で介護予防に取り組む自主グループの企画・運営を行うボランティア（介護予防運動サポーター）を養成する。	健康福祉局
14	認知症サポーター養成講座及びキャラバン・メイト養成研修【再掲】	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支える認知症サポーターを養成する。また、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成する。	健康福祉局
15	児童館事業の充実【再掲】	健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設として、児童クラブの開設や自由来館児童の受入のほか、地域に根差した子育て支援施設として、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭への支援の充実を図る。	子供未来局
16	市民センターによる地域づくり支援事業	市民自ら地域課題に向き合い、住み良いまちづくりにともに取り組むことができるよう、地域に身近な社会教育施設である市民センターにおいて、地域の多様な活動を担う人材の育成、地域におけるネットワークづくり、学習情報・地域情報の提供などを行う。	教育局
17	地区社協活動の見える化促進事業	各地区社会福祉協議会の活動をもっと身近に幅広い世代の方々に具体的に理解していただくために、地区社協活動シートやサロンマップ、広報紙を市社会福祉協議会ホームページで公開する。	市社会福祉協議会

(2) 地域のさまざまな主体による活動の充実・強化

No	事業名	事業概要	担当局等
1	地域情報ファイル	小学校区単位での人口データや地域活動団体等の情報などの基礎資料を取りまとめた地域情報ファイルを作成し、仙台市ホームページで公表する。	市民局
2	町内会等住民自治組織支援・体力強化	地域の福祉向上のために日常的に活動を行っている町内会等の活性化・持続性の強化を図るための支援を行う。	市民局
3	市民活動サポートセンターにおける市民活動、ボランティア活動支援	市民活動やボランティア活動を行う団体への活動の場の提供、情報の収集・提供、相談対応などを通して、多様な主体が取り組む市民活動やボランティア活動を支援する。	市民局
4	市民活動補償制度	市民が安心かつ自立して地域社会づくりに取り組めるよう、市民活動中に発生した事故に対して、一定の補償を行う。	市民局
5	地域団体連携促進	市民センターを拠点として、地域団体との協働による課題解決の取り組みを通じ、地域づくりのためのネットワークの形成を図る。	市民局

6	男女共同参画に関する学習・啓発事業の実施及び各種情報の収集・提供【再掲】	男女共同参画推進センター等において、男女共同参画をさまざまな観点から捉えた、地域の課題解決につながる講座等を実施するほか、男女共同参画社会の実現のために役立つ情報を収集し発信する。	市民局
7	地域福祉を担う民生委員への活動支援	地域福祉において重要な役割を担う民生委員の活動の活性化を図るため、各種研修会や民生委員児童委員協議会の会議で地域福祉に関する情報提供等を行うほか、地域の理解を深める取り組み等により、民生委員の活動を支援する。	健康福祉局
8	小地域福祉ネットワーク活動への支援【再掲】	住民主体のさまざまな支えあい活動の基盤であり、今後ますます重要となる小地域福祉ネットワーク活動について、若い世代や多様な主体が担い手として幅広く参加できるよう、CSWが中心となり、人材の発掘や育成、コーディネート等の支援を進め、活動の活性化を図る。また、活動の推進役を担う地域福祉活動推進員への支援を進める。	健康福祉局 市社会福祉協議会
9	ボランティアセンターにおけるボランティア活動相談、情報提供、コーディネート等【再掲】	市社会福祉協議会及び各区・支部事務所内に設置されているボランティアセンター等を通して、市民からの「ボランティア活動をしたい」「活動をしてもらいたい」というニーズや各種のボランティアに関する相談について、調整を行うとともに、各種の情報提供を行うことで幅広い活動の選択肢の提案・提供や広報啓発活動を行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会
10	ふれあいデイホーム事業	一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者を対象として、介護予防活動や食事等の提供を行うボランティア団体等へ助成を行う。	健康福祉局
11	給食サービスボランティア助成	65歳以上の一人暮らし等の方で、食事の用意が困難な方に、栄養バランスの取れた食事を届ける、給食サービスを行うボランティア団体等に対して、助成を行う。	健康福祉局
12	地域福祉を担う老人クラブへの活動支援	さまざまな分野において地域福祉活動を行う団体等に対し、活動の活性化を図るための支援を行う。	健康福祉局
13	介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者に対し日常生活支援等のサービスを提供する介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、地域の多様な主体が参画するための仕組みづくりを進める。	健康福祉局
14	介護予防自主グループ支援事業	地域の住民主体で介護予防に取り組む介護予防自主グループの育成とその企画・運営を行うボランティア（介護予防運動サポーター）の養成、質の向上のためのスキルアップ研修、活動継続のための後方支援を行う。	健康福祉局
15	地域の子育て支援団体への支援	育児サークルや子育てサロンなどの子育て支援活動の活性化を図るため、ホームページへの掲載による情報提供等の支援を行う。	子供未来局
16	のびすく（子育てふれあいプラザ等）における子育て支援ボランティア活動に対する支援	地域で活動している子育て関係団体に対する企画援助やグループづくりの支援、リーダー育成研修などを実施する。また、子育て支援センターや児童館などと連携し、地域での子育て支援活動へのサポートを行う。	子供未来局
17	仙台すくすくサポート事業	育児の援助を受ける方（利用会員）と育児の援助を行う方（協力会員）が会員となって行う市民相互の育児援助活動（有償ボランティア活動）のサポート（会員登録や仲介等）を行う。	子供未来局

18	子どもの居場所づくり【再掲】	仙台市内において地域団体等が、「子ども食堂」を実施する場合に、これに要する経費を助成することにより、子どもが地域とつながり、健やかに育つ環境整備を促進する。	子供未来局
19	地域ごみ出し支援活動促進事業	ごみ出しが困難で一定の要件を満たす高齢者や障害のある方に対して、ごみ出し支援活動を行う地域の団体を対象に、活動実績に応じ、奨励金を交付する。	環境局
20	地区社協活動の見える化促進事業【再掲】	各地区社会福祉協議会の活動をもっと身近に幅広い世代の方々に具体的に理解していただくために、地区社協活動シートやサロンマップ、広報紙を市社会福祉協議会ホームページで公開する。	市社会福祉協議会
21	安心の福祉のまちづくり事業	地区社会福祉協議会による被災者支援活動や地域コミュニティの再生強化（コロナ禍を含む）につながる活動に対して活動費を助成するとともに、市社会福祉協議会及び各区・支部事務所による活動支援を通して地域住民がともに支えあう地域づくりを進める。	市社会福祉協議会
22	地域福祉活動推進のための活動拠点づくり事業	各地域の福祉ニーズに対応した活動等を進めていくため、町内会集会所、コミュニティ・センター等の地域の施設の一角を活用して、地区社会福祉協議会、町内会等の地域団体が主体的に地域福祉活動を進めていけるように活動拠点を確保する。	市社会福祉協議会

(3) 多様な主体のつながりによる地域づくりの推進

No	事業名	事業概要	担当局等
1	区民協働まちづくり事業	個々の地域特性を踏まえ、市民と行政との協働により地域課題の解決や地域の活性化・魅力創出に取り組む。	市民局
2	未来につなぐ地域力推進事業	地域が置かれたフェーズや課題の性格を踏まえながら、各区役所・総合支所が個性を発揮し、地域が中心となった課題解決を支援する取り組みを展開していく。	市民局 (各区役所、総合支所)
3	地域診断・課題発掘等支援	区役所・総合支所が地域の課題解決を図る上で必要と判断された際に、例えば勉強会開催の為に講師謝礼や、先進事例を学ぶための出張旅費など、取り組みを円滑に行えるよう資金援助を行う。	市民局
4	町内会相談窓口機能強化	町内会の中心的な活動をきめ細かく支援するため、テーマ別に専門家等による相談会の実施やFAQの作成を行う。	市民局
5	市民協働事業提案制度	市民活動団体や地域団体、企業等から地域の課題解決や魅力向上に資する事業の提案を募集し、提案団体と市の関係部局の協働により、多様な主体が持つ専門性を活かした事業を実施する。	市民局
6	地域協働サポートプログラム	まちづくり活動に関する専門的人材（コーディネーター）を派遣し、住民や多様な主体が行う地域課題解決の取り組みや、区役所・総合支所と地域が協働し進める事業への支援を行う。	市民局
7	地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業	地域の実情やまちづくりの各段階に応じ、課題の現状分析・調査や、複数団体が連携・協働で行う取り組みなどに対して、必要な経費を助成する。	市民局

8	地域課題解決プロボノ活用	活動や組織運営上の課題を抱える地域団体や市民活動団体に対し、一定の専門性やスキル、経験等を持ち社会貢献活動に取り組みたいと考える市民（プロボノ）を派遣し、課題解決に協働で取り組む仕組みをつくる。	市民局
9	地域福祉活動推進のためのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	市社会福祉協議会各区支部事務所にCSWを配置し、地域の主体的な活動支援の充実を図る。また、各関係機関と協働しながら地域の福祉課題の多様化・複雑化に対応するため、CSWの育成や体制のあり方検討を進める。	健康福祉局 市社会福祉協議会
10	ボランティア・市民活動ネットワーク会議	市ボランティアセンターが中心となって、大学のボランティアセンター、仙台市民活動サポートセンター、エル・ソーラ仙台、エル・パーク仙台、市民センター等で構成される会議を開催し、地域密着型の活動をする団体と専門的な活動を行う中間支援組織団体とが互いの情報を共有しながらネットワークを構築するとともに、新たな担い手の発掘・育成につなげる。	健康福祉局 市社会福祉協議会
11	ボランティアセンターによる地域福祉推進のための企業との連携事業	「地域の資源とニーズを繋ぐマッチングポータルサイト」等を活用し、社会貢献の意欲のある企業と地域の福祉団体のマッチングを進めるとともに、企業への地域貢献活動の啓発に取り組む。	健康福祉局 市社会福祉協議会
12	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを設置し、高齢者の地域における生活支援体制づくりを促進する。	健康福祉局
13	地域包括ケアシステム構築に向けた機能強化のための専任職員の配置	地域包括支援センターに、生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を担う機能強化専任職員を配置し、地域づくり、生活支援コーディネートの推進、認知症地域支援体制づくりを一体的に推進する。	健康福祉局
14	保育所地域活動事業	保育所を地域に開かれた社会資源として、地域の特性に応じて園庭開放、行事への招待、育児講座、育児相談、絵本の貸出などを行う。	子供未来局
15	まちづくり支援専門家派遣事業	地域の活性化を図る活動やまちづくり計画案を作成する活動など、地域の住民が主体となって活動を行う団体に対し、まちづくり支援の専門家を派遣することにより、専門的な助言やまちづくりに関する情報提供等を行う。	都市整備局
16	コミュニティガーデンづくり事業	地域の団体（市民・NPO・事業者）等と行政とが協働して、公共的な場所や未利用地を有効活用した花壇づくり等を実施することにより、快適な生活を支える身近なみどりを増やすとともに、地域コミュニティの活性化を図る。	建設局
17	マイスクールプラン21推進事業	学校に地域の学習資源を取り入れ、児童へ地域社会理解の機会提供のため、学校の余裕教室等を学習活動ルーム「マイスクール」として開放し、地域の社会教育団体やサークル等が自立し社会活動できる拠点を確保する。	教育局
18	学びのコミュニティづくり推進事業	子どもの健やかな育ちを支援するため、地域のさまざまな団体が連携し、地域の児童、保護者、住民などを対象とし、子どもと大人の交流や自然体験などを地域団体への委託等により実施する。	教育局

19	市民センターによる地域づくり支援事業【再掲】	市民自らが地域課題に向き合い、住み良いまちづくりにともに取り組むことができるよう、市民センターにおいて地域の多様な活動を担う人材の育成や地域の諸団体と関係機関とのコーディネート、地域情報の収集・提供などを行う。	教育局
20	コミュニティ・スクール推進事業	学校運営協議会を設置し、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともに歩む学校づくり」の一層の推進を図り、学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく。	教育局
21	学校支援地域本部事業	市民が学校を支援する活動を通して、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育成する体制を構築することにより、子どもたちの豊かな体験活動の創出や地域・家庭の教育力の向上を目指す「学校支援地域本部」の設置を推進する。	教育局

(4) 災害に備える地域づくり

No	事業名	事業概要	担当局等
1	新たな避難所運営マニュアルの作成	東日本大震災における避難所運営の反省を踏まえ、平成25年4月に作成した「仙台市避難所運営マニュアル」を参考に、地域団体、施設管理者、市の担当職員の三者協働による「地域版避難所運営マニュアル」の作成を推進する。 また、地域版マニュアルの作成後は、避難所運営訓練による検証等を通じて随時更新することとする。	危機管理局 市民局
2	地域における自主防災活動への支援	地域特性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、「自主防災活動の手引き」や「仙台防災ハザードマップ」等を用いて、地域防災力の向上を図る。また、自主防災組織を結成した町内会等に対し防災用品の助成をするなど、地域の自主防災活動を支援する。	危機管理局
3	地域防災リーダー養成・支援事業【再掲】	地域の自主防災活動の核となり町内会長等を補佐し、災害予防活動の中心的役割を担うとともに、災害時の応急活動の指揮等を行う地域防災リーダーを養成し、養成後も知識や技能の向上を目的に、講習や訓練を実施するなど継続的に支援する。	危機管理局
4	防災意識の普及啓発強化事業	幅広い年齢層を対象として、家具の転倒防止や非常食等の備蓄などの「自助」、自主防災活動等の「共助」の意識の浸透や普及啓発、震災で得られたさまざまな課題をテーマとしたシンポジウムの開催等を行うことにより、防災意識の啓発を行う。	危機管理局
5	女性と防災まちづくり人材育成事業【再掲】	災害に強いまちづくりのためには、女性が平常時から地域の中でリーダーシップを発揮することが必要との考えから、女性がマネジメント力を高め、リーダーシップを発揮するための研修などの人材育成事業を行う。	市民局

6	災害時要援護者避難支援の推進	災害時要援護者の避難支援に関する基本的な考え方や進め方を明らかにする避難支援プラン（全体計画）に基づき、地域における支援体制の構築を推進する。 支援体制の構築にあたっては、「災害時要援護者情報登録制度」について、分かりやすい地域向け説明資料等を活用し、地域の防災体制づくりにあたる地域団体や地域住民一人ひとりへの制度理解を進めながら、地域の実情に応じた避難支援体制の仕組みづくりを推進する。	健康福祉局
7	福祉避難所の機能強化	災害時に障害者や要介護者等、個々の状況に応じた対応を行うため、福祉避難所として協定を締結する施設を増やすほか、防災行政用無線をはじめとする資機材や備蓄物資の充実を図る。	健康福祉局
8	障害者災害対策推進事業（災害時ボランティア養成事業）の実施	手話奉仕員やガイドヘルパー等専門ボランティアの日常の活動を、災害時においても活かせる体制づくりを行う。	健康福祉局
9	仙台版防災教育の推進【再掲】	平常時から災害に備え、災害時に自分の命を守り、安全を確保する自助の力、そして、平常時から他の人や地域の力となり、災害時の対応や地域の復興に協力し参画する共助の力を児童生徒に育むことを目指す。	教育局
10	災害ボランティア体制整備事業の推進（運営サポーター養成講座）	災害時に設置される災害ボランティアセンターの運営スタッフや被災地域で活動する人材や地域住民の要請を災害ボランティアセンターへつなぐ人材を育成する。	市社会福祉協議会

基本的方向 3

多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進

(1) 日頃の見守り活動の促進

No	事業名	事業概要	担当局等
1	町内会等住民自治組織支援・体力強化【再掲】	地域の福祉向上のために日常的に活動を行っている町内会等の活性化・持続性の強化を図るための支援を行う。	市民局
2	高齢者等の消費者被害防止見守り事業	高齢者や障害者と接する機会の多い関係機関や事業者、警察、司法専門家等で構成される「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」を通じて情報提供や啓発を行い、地域における消費者被害の早期発見や拡大防止を図る。	市民局
3	地域福祉を担う民生委員への活動支援【再掲】	地域福祉において重要な役割を担う民生委員の活動の活性化を図るため、各種研修会や民生委員児童委員協議会の会議で地域福祉に関する情報提供等を行うほか、地域の理解を深める取り組み等により、民生委員の活動を支援する。	健康福祉局
4	小地域福祉ネットワーク活動への支援【再掲】	住民主体のさまざまな支えあい活動の基盤であり、今後ますます重要となる小地域福祉ネットワーク活動について、若い世代や多様な主体が担い手として幅広く参加できるよう、CSWが中心となり、人材の発掘や育成、コーディネート等の支援を進め、活動の活性化を図る。また、活動の推進役を担う地域福祉活動推進員への支援を進める。	健康福祉局 市社会福祉協議会
5	民間企業との連携による高齢者等の見守り活動	民間企業が行う日常の配達等の際に高齢者等の異変に気づき、必要と判断した場合には、区・宮城総合支所障害高齢課又は秋保総合支所保健福祉課へ連絡し、必要な支援につなげる。	健康福祉局
6	ふれあいデイホーム事業【再掲】	一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者を対象として、介護予防活動や食事等の提供を行うボランティア団体等へ助成を行う。	健康福祉局
7	給食サービスボランティア助成【再掲】	65歳以上の一人暮らし等の方で、食事の用意が困難な方に、栄養バランスの取れた食事を届ける、給食サービスを行うボランティア団体等に対して、助成を行う。	健康福祉局

(2) 身近な相談機能の充実

No	事業名	事業概要	担当局等
1	DVや性暴力の防止と被害者支援に向けた取り組み【再掲】	DV被害者への充実した支援を図るため、関係機関と連携し、配偶者暴力相談支援センター事業を実施する。また、DV以外にも性暴力、セクハラ等への相談対応及びDVや性暴力防止のための啓発などを実施する。	市民局
2	身近な地域での相談支援の充実	CSWが各専門機関と協働で、地域の会議やサロン等の場に出向き、地域のさまざまな相談や課題を受けとめ、スムーズな課題把握や、必要な支援等へのつなぎを充実させる。	健康福祉局 市社会福祉協議会
3	生活困窮者自立相談支援事業	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において、相談者の属性にとらわれることなく、その方が抱えるさまざまな課題に対して、支援員が一人ひとりに合った支援プランを考え、課題解決に向けた伴走支援を実施する。	健康福祉局

4	生活困窮者アウトリーチ支援員配置事業	ひきこもり等のため社会参加に向けて丁寧な関わりを必要とする生活困窮者の支援にあたり、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぶ」にアウトリーチ支援員を配置し、訪問相談体制や関係者との連携を充実させることで課題の解決を図っていく。	健康福祉局
5	障害者相談支援事業所による相談事業	市内各所の相談支援事業所のコーディネート機能を強化し、地域の事業者・支援者との連携を推進しながら、障害のある方等からの相談に応じて、必要な情報提供、助言や障害福祉サービスの利用支援等を行う。	健康福祉局
6	窓口職員ゲートキーパー養成講座	市の窓口業務に従事する職員を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催し、自死の危険を示すサインに気付き、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげる等、適切な対応をとることのできる職員を増やす。	健康福祉局
7	地域包括支援センターによる相談事業	地域包括支援センターにおいて、健康づくりや医療、介護、認知症に関することなど、生活全般に関する各種相談支援を行う。	健康福祉局
8	地域包括ケアシステム構築に向けた機能強化のための専任職員の配置【再掲】	地域包括支援センターに、生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を担う機能強化専任職員を配置し、地域づくり、生活支援コーディネートの推進、認知症地域支援体制づくりを一体的に推進する。	健康福祉局
9	いじめ防止等対策推進事業【再掲】	児童生徒の「いじめをしない、させない、許さない」意識の向上に取り組むとともに、市民に対して広報啓発を行い、社会全体で子どもをいじめから守る意識の醸成を図る。また、いじめに関する各相談窓口において、悩みを抱える児童生徒や保護者に寄り添いながら、解決に向けた支援を行う。	子供未来局 教育局
10	のびすく（子育てふれあいプラザ等）運営事業【再掲】	親子が気軽に立ち寄り交流できる場や子育て支援に関するさまざまな情報を提供し、また、専門の相談員による保育サービスや子育て支援に関するきめ細かな相談支援を行うことで、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子育ての楽しさを実感する機会を提供する。また、本市の子ども家庭支援ネットワークの中核施設として、地域の子育て支援施設、機関及び関係者との連携や事業支援を図る。	子供未来局
11	児童館事業の充実【再掲】	健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設として、児童クラブの開設や自由来館児童の受入のほか、地域に根差した子育て支援施設として、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭への支援の充実を図る。	子供未来局
12	保育所等地域子育て支援事業	保育所等を活用して「保育所等地域子育て支援センター」「子育て支援室」を設置し、子育て家庭の交流の場の提供、子育て等に関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。	子供未来局
13	幼稚園地域子育て支援事業	地域の子育て支援機能の充実を目的とし、子育てに関する相談や講演会等の実施など、子育て支援事業を行う私立幼稚園等に対して経費の一部を補助する。	子供未来局

14	親子こころの相談室業務	18歳未満の児童の精神的・心理的、及び行動上の問題について、児童心理司・保健師が相談を受け、児童とその保護者を支援する。また保護者の育児不安やストレスについての相談を通し、虐待予防及び再発防止を目指す。	子供未来局
15	太白地域丸ごと相談事業	地域住民によるサロン活動の場に高齢・障害両分野の相談員（区、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所）が出向き、包括的に相談に応じながら、地域住民による主体的な課題解決を支援する。	太白区

(3) 複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり

No	事業名	事業概要	担当局等
1	包括的な支援体制のあり方検討	社会福祉法の改正を踏まえ、各分野で進めている相談支援や地域づくりに関する取り組みを連携させながら総合的に推進していくためのあり方について、現状を分析しながら保健福祉センターをはじめとした庁内関係課や関係機関等との協議を進め、検討していく。	健康福祉局
2	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するにあたり、家庭裁判所へ申立を行う親族等がないなど、特に必要がある場合に市長が申立を行う。また、一定の条件を満たす場合、申立費用及び後見人等への報酬の助成を行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会
3	権利擁護センター（まもりーぶ仙台）による日常生活自立支援事業	市社会福祉協議会及び各区事務所内に設置されている「権利擁護センター（まもりーぶ仙台）」において、認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどを行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会
4	市民後見人監督業務の実施	市社会福祉協議会がこれまで養成した「市民後見人」が的確な後見活動ができるよう、市社会福祉協議会が市民後見人の監督業務を行い、その活動を支援する。	健康福祉局 市社会福祉協議会
5	成年後見サポート推進協議会の運営	仙台市における成年後見制度や日常生活自立支援事業の円滑な活用を図るため、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など7つの専門職団体と、市社会福祉協議会、仙台市の構成で設置。今後の取り組みについての検討や情報交換を行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会
6	成年後見総合センターによる成年後見制度の利用支援	判断能力が十分でない方の成年後見制度利用について相談を受け、地域包括支援センター等の関係機関と連携して制度の利用支援を行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会
7	生活困窮者自立支援連絡会議	生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」として設置した「仙台市生活困窮者自立支援連絡会議」を活用し、庁内外の関係機関による支援制度や対象者の情報共有を進めていく。	健康福祉局
8	障害者の相談支援体制推進事業	全市及び各区の障害者自立支援協議会の取り組みを通じて、関係機関等が相互に連携を図ることにより、障害者等への支援体制に関する地域課題を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図る。	健康福祉局

9	障害の多様化に応じた相談支援体制の整備	各専門相談支援機関において、複雑な事例等に応じた相談・支援を行うとともに、各相談支援機関と連携しながら、必要な支援をコーディネートできるようネットワーク形成を進める。	健康福祉局
10	ひきこもり者地域支援事業【再掲】	ひきこもり地域支援センターなどにおける相談対応やひきこもりの問題に関係する機関の連携による継続的なチーム支援の取り組み（拠点機能）を通じ、ひきこもりの方やその家族の状態に応じた適切な支援の提供を進める。	健康福祉局
11	自殺対策事業	仙台市自殺対策計画の基本理念に掲げた「誰も自死に追い込まれることのない仙台の実現」に向けて、関係機関と密に連携を図りながら、自死の傾向等を踏まえた総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。	健康福祉局
12	精神障害者の地域生活支援事業	長期入院者に対する退院支援、精神障害者の家族に対する相談支援、精神障害の偏見是正に向けた普及啓発活動を継続するとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に必要な課題について検討を行う。	健康福祉局
13	地域ケア会議推進事業（区地域ケア会議）の実施	地域の関係者が連携し、各区における地域包括ケアを総合的に推進することを目的として、区地域ケア会議を開催し、各地域包括支援センターの圏域を越えて区単位で取り組むべき課題の議論等を行う。	健康福祉局
14	地域包括支援センターによる包括圏域会議の開催	地域包括支援センターが担当する圏域において、地区の保健福祉医療関係者等で構成する会議を設置し、支援の必要な高齢者に関する情報交換や支援方法に関する検討会等を行う。	健康福祉局
15	地域包括支援センターによる包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域包括支援センターにおいて、高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続することができるように、関係機関との連携体制構築やケアマネジャーへの支援を行う。	健康福祉局
16	子ども家庭応援センター	区役所・宮城総合支所に、子ども・子育て家庭の相談業務を行う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健にかかる「子育て世代包括支援センター」等の機能を併せ持つ「子ども家庭応援センター」体制を構築し、妊娠期から子育て期の切れ目ない総合的相談を行うとともに、保育給付を含む必要なサービスのコーディネートを行う。 ・「子ども家庭総合支援拠点」：各区役所、宮城総合支所に設置 ・「子育て世代包括支援センター」：各区役所、各総合支所に設置	子供未来局
17	子育て支援ネットワーク事業の実施	子育て支援に関わる関係機関、関係者で構成する場を設け、子育てに関する研修会や交流会などの事業を実施する。	子供未来局
18	児童虐待予防に向けた関係機関との連携推進	要保護児童対策地域協議会の活動を通じて、関係機関や医療機関との連携を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を強化する。	子供未来局

(4) 多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実

No	事業名	事業概要	担当局等
1	社会福祉法人及び施設などに対する指導監査	社会福祉法人等への運営管理等に関する監査を実施し、適切な福祉サービスの提供に資するとともに、地域における公益的な取り組みを推進するため指導助言を行い、地域福祉のニーズに対応した福祉サービスの充実を図る。	健康福祉局
2	福祉サービス第三者評価の促進	宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員に本市職員が参画し、市内の事業者が同評価制度を活用してサービスの向上を図れるよう、環境整備を行う。	健康福祉局
3	苦情解決体制の整備状況調査を通じた指導・助言	毎年、福祉事業者に対し、苦情解決体制の制度周知及び苦情解決の状況について調査を実施し、調査結果を各事業者に対し公開することで、福祉サービスの向上を図る。	健康福祉局
4	福祉職職員の研修	福祉職職員としての心構えを身に付けるとともに、その役割を再認識し、職務遂行に必要な考え方や基礎知識等を習得することをねらいとした研修を行う。	健康福祉局
5	障害福祉分野の人材確保・定着の支援	障害福祉分野で働く人材の確保と定着のために、障害福祉サービス事業所で働く方のニーズ調査や、事業所同士の情報交換会、事業所と学生の交流会などの施策を実施する。	健康福祉局
6	地域生活支援拠点事業【再掲】	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう居住支援のための機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支える体制を構築する。	健康福祉局
7	障害者グループホーム整備促進	障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう住まいの場を確保するため、グループホーム新規開設経費に対する補助制度により、1年毎に70人ずつの定員の増加を図る。	健康福祉局
8	障害者福祉センター整備事業	障害者の地域における暮らしやすさ向上のため、地域生活を支援する拠点機能をはじめ時代のニーズに合わせた機能を有した（仮称）青葉障害者福祉センターを市民センターとの複合施設として、青葉区旭ヶ丘地区に整備する。	健康福祉局
9	医療的ケア障害児者等支援事業	痰の吸引や経管栄養、導尿等の医療的ケアが必要な障害児者等が、サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう支援を行う。	健康福祉局
10	地域リハビリテーション支援事業	高次脳機能障害、視覚障害等重度障害者を対象として、専門的な支援を行い、どのような障害があっても本人の望む場所でその人らしく生活できる地域づくりを推進するため、支援者の育成などに取り組み支援の充実を図る。	健康福祉局
11	難病患者への支援体制の充実	難病患者やその家族が地域で安心して生活できるよう、支援体制の充実を図る。	健康福祉局
12	行動障害のある障害児者支援者養成研修	行動障害のある障害児者に対して、地域で関わっている支援者の支援力向上と支援ネットワークの構築に向けた取り組みを、第二自閉症児者相談センター（なないろ）と協働で行う。	健康福祉局

13	認知症介護実践者等養成事業	認知症の人の視点に立ち、状態に応じた適切な支援が提供されるよう、認知症介護に関する研修を実施し、良質な介護を担うことができる人材の育成を図る。	健康福祉局
14	介護人材の確保	将来にわたって介護人材が質・量ともに確保され、介護サービスが安定的に提供されるよう、関係機関・団体などと連携しながら介護人材確保のための取り組みを積極的に推進する。	健康福祉局
15	冊子・リーフレット・ホームページ等による情報の提供	保健福祉に関する各種情報をさまざまな媒体でわかりやすく市民へ提供する。 ○冊子等の一例 ・保健福祉ハンドブック、シルバーライフ、せんだいふれあいガイド、精神保健福祉ハンドブック、子育てサポートブックたのしねっと、うえるびい ○市ホームページ ○子育て情報サイト等 ・ポータルサイト、スマートフォン向けアプリケーション	健康福祉局 子供未来局
16	電子メールによる子育て情報発信	乳幼児健康診査、各種教室、のびすく（子育てふれあいプラザ等）情報など、子育て支援にかかるさまざまな情報について、メールアドレスを登録した方に対して電子メールにより発信する。	子供未来局
17	区役所等における利用者支援事業	各区役所及び宮城総合支所に保育サービス相談員を配置し、窓口等において、保育サービス等に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行うことにより、保護者の希望や家庭状況に応じた適切なサービス利用につなげる。	子供未来局
18	ウェルビーイング産業振興事業	ウェルビーイング産業（健康福祉など、生活をより良くする産業）を振興し、地元中小企業に多くの事業機会を創出する。介護業界とICT業界の融合による産業振興（CareTech）、医療業界とICT業界の融合による産業振興（HealthTech）に取り組み、新産業創造、雇用創出を図る。	経済局

生活困窮者自立支援

一人ひとりに寄り添い、自立まで伴走する支援

(1) 自立相談支援体制の充実

No	事業名	事業概要	担当局等
1	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において、相談者の属性にとらわれることなく、その方が抱えるさまざまな課題に対して、支援員が一人ひとりに合った支援プランを考え、課題解決に向けた伴走支援を実施する。	健康福祉局
2	生活困窮者アウトリーチ支援員配置事業【再掲】	ひきこもり等のため社会参加に向けて丁寧な関わりを必要とする生活困窮者の支援にあたり、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」にアウトリーチ支援員を配置し、訪問相談体制や関係者との連携を充実させることで課題の解決を図っていく。	健康福祉局
3	生活困窮者就労訓練推進事業【再掲】	生活困窮者に就労体験・支援付き就労を提供する「就労訓練事業」を実施する企業等への制度周知、支援プログラムの作成支援のほか、利用希望者とのマッチングを行うことで、生活困窮者に就労機会を提供する。	健康福祉局
4	住居確保給付金【再掲】	離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対し、家賃の全部または一部を補助するとともに、就労支援を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	健康福祉局
5	生活困窮者就労準備支援事業【再掲】	就労経験がない等の理由で、すぐに就労することが難しい方に、日常生活や社会生活の確立（生活習慣の形成、コミュニケーション等の社会的能力の習得、職業体験等）、その後の一般就労に向けた準備プログラムを提供する。	健康福祉局
6	生活困窮者家計改善支援事業	家計収支の均衡が取れていないなどの課題を抱える方からの相談に応じ、レシートや通帳等を一緒に整理し、収入と支出の状況を把握することで、自ら家計管理を行う意欲を引き出し、自立を支援する。	健康福祉局
7	子どもの学習・生活支援事業【再掲】	生活困窮世帯の子どもに対し、基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施することなどにより、貧困の連鎖を防止する。	健康福祉局 子供未来局

(2) 住まいが不安定な方への支援の充実

No	事業名	事業概要	担当局等
1	仙台市路上生活者等自立支援ホーム運営事業（清流ホーム）【再掲】	失業や家族問題等によりホームレス状態となった生活困窮者等に対して、宿泊場所や衣食等の提供を行いながら、自立意欲の喚起・助長を図り、自立に向けた就労等の支援を行う。	健康福祉局
2	生活困窮者等住まいの確保緊急支援事業【再掲】	住まいを失った生活困窮者等に、個室型の宿泊場所や食事等を提供するとともに、居宅確保の支援、居宅確保後の日常生活の見守り等を行い、安定した生活が営めるよう支援する。	健康福祉局

3	ホームレス衛生改善事業	ホームレスの方の衛生状態の改善を図るためシャワー、洗濯等のサービスを提供するとともに、生活相談、健康相談等を実施し自立意欲の増進を図る。	健康福祉局
4	ホームレス巡回相談事業	ホームレスの方の起居場所を巡回し、日常生活に関する相談等を行うとともに、各種施策の活用に係る助言、必要な支援を行うことにより自立意欲の増進を図る。	健康福祉局
5	公園等清掃事業助成	ホームレスの方の就労意欲や自立意欲の維持・向上など社会復帰に向けた支援として市民団体等が行う公園等の清掃事業に対し、助成を行う。	健康福祉局

(3) 支援機関、部署等が連携した支援とネットワークの強化

No	事業名	事業概要	担当局等
1	生活困窮者自立支援連絡会議【再掲】	生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」として設置した「仙台市生活困窮者自立支援連絡会議」を活用し、庁内外の関係機関による支援制度や対象者の情報共有を進めていく。	健康福祉局

成年後見制度利用促進

その人の意思に沿った、その人らしい暮らしを支える

(1) 積極的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

No	事業名	事業概要	担当局等
1	高齢者等の消費者被害防止見守り事業【再掲】	高齢者や障害者と接する機会が多い関係機関や事業者、警察、司法専門家等で構成される「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」を通じて情報提供や啓発を行い、地域における消費者被害の早期発見や拡大防止を図る。	市民局
2	成年後見制度利用支援事業【再掲】	成年後見制度を利用するにあたり、家庭裁判所へ申立を行う親族等がないなど、特に必要がある場合に市長が申立を行う。また、一定の条件を満たす場合、申立費用及び後見人等への報酬の助成を行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会
3	中核機関、協議会等設置に向けた検討	成年後見制度を含む権利擁護支援のため、法律・福祉の専門職団体等が必要な支援を行うための「協議会」、及び「協議会」の事務局や地域連携ネットワークのコーディネート等を担う「中核機関」の設置に向けた取り組みを進める。	健康福祉局
4	成年後見セミナー【再掲】	成年後見制度や市民後見人に関心のある市民を対象に、講演や事例報告のほか趣向を凝らした分かりやすい解説により、制度を身近なものとして理解を促し、利用促進を図る。	健康福祉局 市社会福祉協議会
5	成年後見サポート推進協議会の運営【再掲】	仙台市における成年後見制度や日常生活自立支援事業の円滑な活用を図るため、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など7つの専門職団体と、市社会福祉協議会、仙台市の構成で設置。今後の取り組みについての検討や情報交換を行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会
6	成年後見総合センターによる成年後見制度の利用支援【再掲】	判断能力が十分でない方の成年後見制度利用について相談を受け、地域包括支援センター等の関係機関と連携して制度の利用支援を行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会
7	権利擁護センター（まもりーぶ仙台）による日常生活自立支援事業【再掲】	市社会福祉協議会及び各区事務所内に設置されている「権利擁護センター（まもりーぶ仙台）」において、認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどを行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会
8	身近な地域での相談支援の充実【再掲】	CSW が各専門機関と協働で、地域の会議やサロン等の場に出向き、地域のさまざまな相談や課題を受けとめ、スムーズな課題把握や、必要な支援等へのつなぎを充実させる。	健康福祉局 市社会福祉協議会
9	小地域福祉ネットワーク活動への支援【再掲】	住民主体のさまざまな支えあい活動の基盤であり、今後ますます重要となる小地域福祉ネットワーク活動について、若い世代や多様な主体が担い手として幅広く参加できるよう、CSW が中心となり、人材の発掘や育成、コーディネート等の支援を進め、活動の活性化を図る。また、活動の推進役を担う地域福祉活動推進員への支援を進める。	健康福祉局 市社会福祉協議会

10	障害の多様化に応じた相談支援体制の整備【再掲】	各専門相談支援機関において、複雑な事例等に応じた相談・支援を行うとともに、各相談支援機関と連携しながら、必要な支援をコーディネートできるようネットワーク形成を進める。	健康福祉局
11	障害者相談支援事業所による相談事業【再掲】	市内各所の相談支援事業所のコーディネート機能を強化し、地域の事業者・支援者との連携を推進しながら、障害のある方等からの相談に応じて、必要な情報提供、助言や障害福祉サービスの利用支援等を行う。	健康福祉局
12	地域包括支援センターによる相談事業【再掲】	地域包括支援センターにおいて、健康づくりや医療、介護、認知症に関することなど、生活全般に関する各種相談支援を行う。	健康福祉局
13	地域包括ケアシステム構築に向けた機能強化のための専任職員の配置【再掲】	地域包括支援センターに、生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を担う機能強化専任職員を配置し、地域づくり、生活支援コーディネートの推進、認知症地域支援体制づくりを一体的に推進する。	健康福祉局
14	地域包括支援センターによる包括圏域会議の開催【再掲】	地域包括支援センターが担当する圏域において、地区の保健福祉医療関係者等で構成する会議を設置し、支援の必要な高齢者に関する情報交換や支援方法に関する検討会等を行う。	健康福祉局
15	地域包括支援センターによる包括的・継続的ケアマネジメント支援【再掲】	地域包括支援センターにおいて、高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続することができるように、関係機関との連携体制構築やケアマネジャーへの支援を行う。	健康福祉局

(2) 市民後見人が活躍できる環境づくり

No	事業名	事業概要	担当局等
1	市民後見人養成・支援事業【再掲】	市社会福祉協議会が設置する「成年後見総合センター」において、複雑な問題を抱える方への支援を行う専門職後見人とは異なる、普段の見守り等に主たるニーズを持つ方への支援を行う市民後見人の養成・支援を行う。	健康福祉局 市社会福祉協議会
2	市民後見人監督業務の実施【再掲】	市社会福祉協議会がこれまで養成した「市民後見人」が的確な後見活動ができるよう、市社会福祉協議会が市民後見人の監督業務を行い、その活動を支援する。	健康福祉局 市社会福祉協議会

再犯防止推進

犯罪や非行からの立ち直りを支援し、再犯による新たな被害を防ぐ

(1) 支援へのつなぎと、息の長い支援のための連携促進

No	事業名	事業概要	担当局等
1	(仮称)再犯防止ネットワーク会議	犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰と地域生活継続の支援に係る情報共有や支援の際の連携の課題の把握と対応の協議のため、仙台市及び刑事司法機関、更生保護・福祉活動を行う関係団体等とのネットワーク会議を設置する。	健康福祉局
2	身近な地域での相談支援の充実【再掲】	CSWが各専門機関と協働で、地域の会議やサロン等の場に出向き、地域のさまざまな相談や課題を受けとめ、スムーズな課題把握や、必要な支援等へのつなぎを充実させる。	健康福祉局 市社会福祉協議会
3	小地域福祉ネットワーク活動への支援【再掲】	住民主体のさまざまな支えあい活動の基盤であり、今後ますます重要となる小地域福祉ネットワーク活動について、若い世代や多様な主体が担い手として幅広く参加できるよう、CSWが中心となり、人材の発掘や育成、コーディネート等の支援を進め、活動の活性化を図る。また、活動の推進役を担う地域福祉活動推進員への支援を進める。	健康福祉局 市社会福祉協議会
4	生活困窮者自立支援連絡会議【再掲】	生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」として設置した「仙台市生活困窮者自立支援連絡会議」を活用し、庁内外の関係機関による支援制度や対象者の情報共有を進めていく。	健康福祉局
5	障害の多様化に応じた相談支援体制の整備【再掲】	各専門相談支援機関において、複雑な事例等に応じた相談・支援を行うとともに、各相談支援機関と連携しながら、必要な支援をコーディネートできるようネットワーク形成を進める。	健康福祉局
6	コミュニティ・スクール推進事業【再掲】	学校運営協議会を設置し、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともに歩む学校づくり」の一層の推進を図り、学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく。	教育局
7	学校支援地域本部事業【再掲】	市民が学校を支援する活動を通して、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育成する体制を構築することにより、子どもたちの豊かな体験活動の創出や地域・家庭の教育力の向上を目指す「学校支援地域本部」の設置を推進する。	教育局

(2) 立ち直り支援への理解と協力を広げる

No	事業名	事業概要	担当局等
1	アルコール・薬物についての支援者向け勉強会	アルコール・薬物依存症について正しい理解と本人との関わり方を学ぶ支援者向けの勉強会を実施する。	健康福祉局

2	社会を明るくする運動の推進【再掲】	「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」として、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的に、広報啓発等を行う。	子供未来局
3	協力雇用主制度の普及啓発	市内企業向けに協力雇用主制度についての周知を図る。	経済局
4	セーフティネット住宅登録制度【再掲】	住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、障害者等）の方が入居できる民間賃貸住宅として、規模、構造等の一定の基準に適合する住宅を登録し、登録住宅情報をインターネット等で公開する。	都市整備局
5	人権教育の推進【再掲】	児童生徒が発達の段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が実感でき、人権が尊重される社会づくりに向けた行動をとれるようにすることを目指す。	教育局
6	学校における福祉教育【再掲】	人間尊重・生命尊重の精神の下、他者への思いやりや、社会連帯の意識及び奉仕の心を、教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を通して深める。	教育局

(3) 地域での立ち直りを支える取り組みの推進

No	事業名	事業概要	担当局等
1	出所者等を雇用する事業者の工事業名簿登載時の格付加点	刑務所出所者等の改善更生に協力する協力雇用主として保護観察所に登録されている場合、工事業名簿登載時の格付評点の主観的に加点する。	財政局
2	勤労者融資制度	勤労者の生活安定と向上を図るため、生活資金や教育資金等を融資する。	市民局
3	仙台市路上生活者等自立支援ホーム運営事業（清流ホーム）【再掲】	失業や家族問題等によりホームレス状態となった生活困窮者等に対して、宿泊場所や衣食等の提供を行いながら、自立意欲の喚起・助長を図り、自立に向けた就労等の支援を行う。	健康福祉局
4	住居確保給付金【再掲】	離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対し、家賃の全部または一部を補助するとともに、就労支援を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	健康福祉局
5	生活困窮者就労訓練推進事業【再掲】	生活困窮者に就労体験・支援付き就労を提供する「就労訓練事業」を実施する企業等への制度周知、支援プログラムの作成支援のほか、利用希望者とのマッチングを行うことで、生活困窮者に就労機会を提供する。	健康福祉局
6	生活困窮者就労準備支援事業【再掲】	就労経験がない等の理由で、すぐに就労することが難しい方に、日常生活や社会生活の確立（生活習慣の形成、コミュニケーション等の社会的能力の習得、職業体験等）、その後の一般就労に向けた準備プログラムを提供する。	健康福祉局

7	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において、相談者の属性にとらわれることなく、その方が抱えるさまざまな課題に対して、支援員が一人ひとりに合った支援プランを考え、課題解決に向けた伴走支援を実施する。	健康福祉局
8	生活困窮者家計改善支援事業【再掲】	家計収支の均衡が取れていないなどの課題を抱える方からの相談に応じ、レシートや通帳等を一緒に整理し、収入と支出の状況を把握することで、自ら家計管理を行う意欲を引き出し、自立を支援する。	健康福祉局
9	子どもの学習・生活支援事業【再掲】	生活困窮世帯の子どもに対し、基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施することなどにより、貧困の連鎖を防止する。	健康福祉局 子供未来局
10	障害者相談支援事業所による相談事業【再掲】	市内各所の相談支援事業所のコーディネート機能を強化し、地域の事業者・支援者との連携を推進しながら、障害のある方等からの相談に応じて、必要な情報提供、助言や障害福祉サービスの利用支援等を行う。	健康福祉局
11	障害者福祉サービス（自立生活援助、共同生活援助、宿泊型自立訓練）	自立生活援助は、指定障害福祉サービス事業者が障害のある方に対して、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。 共同生活援助は、指定障害福祉サービス事業者が障害のある方に対して、夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。 宿泊型自立訓練は、指定障害福祉サービス事業者が障害のある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行う。	健康福祉局
12	依存症関連問題を抱える本人並びにご家族の相談【再掲】	アルコール・薬物関連問題等を有するご本人やご家族を対象とした個別相談に加え、ご家族向けのミーティングや教室を実施する。	健康福祉局
13	依存症本人向けデイケア「だてプロ」	アルコール・薬物依存症の本人を対象とした集団回復プログラムを実施する	健康福祉局
14	こころの悩みに関する相談	(精神保健福祉総合センター) ひきこもりや不登校、家族の問題など、心の悩みに関する相談に応じる。 (各区保健福祉センター・総合支所) 心の健康や精神障害者の日常生活・社会参加に関する相談に応じる。	健康福祉局
15	地域包括支援センターによる相談事業【再掲】	地域包括支援センターにおいて、健康づくりや医療、介護、認知症に関することなど、生活全般に関する各種相談支援を行う。	健康福祉局
16	子どもの居場所づくり【再掲】	仙台市内において地域団体等が、「子ども食堂」を実施する場合に、これに要する経費を助成することにより、子どもが地域とつながり、健やかに育つ環境整備を促進する。	子供未来局

17	青少年健全育成団体事業費等補助金交付事業	青少年の健全な育成を図るため、仙台市内で活動している青少年健全育成団体が行う事業等に対し補助金を交付する。	子供未来局
18	ふれあい広場【再掲】	不登校児童生徒及び日中居場所がない青少年が、日常的に通所できる場所として「ふれあい広場」を設置し、アウトリーチや就学・就労支援も行いながら、青少年の社会的自立を目指し継続的に相談・支援を行う。	子供未来局
19	青少年の就労・就学支援活動	日常的に通所できる居場所「ふれあい広場」に通所登録した不登校生徒のうち、中学校卒業後あるいは高校を卒業または中退後、職に就いていない青少年を対象に、就労相談に応じ支援する。	子供未来局
20	ヤングテレホン相談	青少年や保護者からの悩みや不安についてフリーダイヤルで電話相談を受け、問題の整理や助言を行う。また、相談の内容により必要に応じて専門機関を紹介するなど、青少年に関する相談に幅広く対応する。	子供未来局
21	青少年面接相談【再掲】	青少年や保護者からの悩みや不安について来所や訪問により面接で相談を受け、問題の整理や助言を行う。また、相談の内容により必要に応じて専門機関を紹介するなど、青少年に関する相談に幅広く対応する。	子供未来局
22	街頭指導活動	仙台市中心部の繁華街、地下鉄泉中央駅及び長町駅周辺、さらに市内64中学校区を巡回し、青少年への声掛けを通して、非行の未然防止や早期発見、早期対応、犯罪被害の防止、そして健全育成を図る。	子供未来局
23	親子こころの相談室業務【再掲】	18歳未満の児童の精神的・心理的、及び行動上の問題について、児童心理司・保健師が相談を受け、児童とその保護者を支援する。また保護者の育児不安やストレスについての相談を通し、虐待予防及び再発防止を目指す。	子供未来局
24	住宅確保要配慮者居住支援法人等の関係団体との連携による入居支援【再掲】	住宅確保要配慮者居住支援法人や不動産団体など関係団体等と連携して、住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、障害者等）の方の民間賃貸住宅への円滑な入居を進める。	都市整備局
25	セーフティネット住宅登録制度【再掲】	住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、障害者等）の方が入居できる民間賃貸住宅として、規模、構造等の一定の基準に適合する住宅を登録し、登録住宅情報をインターネット等で公開する。	都市整備局
26	大学連携無料塾	学校の授業を中心に、学習に努力している中学生に対して、学習や生活について学生による支援を行い、楽しく充実した学校生活が送れるようにする。国語・社会・数学・理科・英語について、学生ボランティアを中心に支援を行う。参加する生徒が持参した問題集を中心に支援する。	教育局
27	スクールソーシャルワーカーによる保護者支援	社会福祉的な視点に立った専門的な助言や関係機関との連絡調整を担うスクールソーシャルワーカーを教育委員会事務局に配置し、学校からの要請に応じて各学校へ派遣し、保護者に対する相談支援を行う。	教育局

28	学校生活支援巡回相談員の派遣	発達障害に関連する行動や配慮を必要とする児童生徒のいじめ、不登校などの問題行動等に対応するため、専門の知識を有する巡回相談員が学校を訪問し、教職員に対し指導、助言を行う。	教育局
29	不登校対策推進事業【再掲】	学校における不登校の未然防止や早期発見・早期対応を推進するため、不登校児童生徒の個々の状況に応じた環境づくりや適切な支援に向け、適応指導センターや適応指導教室、在籍学級外教室の取り組みを推進するなど、さまざまな視点から、家庭と学校・関係機関などの連携に取り組む。	教育局
30	「仙台市発達障害児教育検討専門チーム」の派遣	医師や学識経験者等による専門家チームを編成して学校を訪問し、発達障害の判断や指導内容・方法等について検討を行い、児童生徒の在籍校に指針を示す。	教育局

(4) 被害者支援、地域の安全安心の推進

No	事業名	事業概要	担当局等
1	住民基本台帳事務におけるDV被害者等支援	DVやストーカー等の被害者について、その居所を知ろうとする加害者から守ることを目的に、住民基本台帳や戸籍の附票の一部等の閲覧及び交付を制限する。	市民局
2	DVや性暴力の防止と被害者支援に向けた取り組み【再掲】	DV被害者への充実した支援を図るため、関係機関と連携し、配偶者暴力相談支援センター事業を実施する。また、DV以外にも性暴力、セクハラ等への相談対応及びDVや性暴力防止のための啓発などを実施する。	市民局
3	犯罪被害者等支援総合相談窓口	各種支援施策の情報提供や関係機関等の紹介などを行い、被害者及び家族の生活を支援する。	市民局
4	犯罪被害者支援団体の活動支援	犯罪被害者等の相談や直接支援等に取り組む犯罪被害者支援団体の活動を支援する。	市民局
5	犯罪リスクを低減させる環境整備等の推進	道路や公園、公共施設等の死角や暗がりの減少、住宅や地域、商店街等の防犯対策により犯罪の起きにくい環境づくりを進める。	関係局区

資料

各種データ

市民参加の取り組み①／
市民アンケート調査結果について

市民参加の取り組み②／
住民座談会について

市民参加の取り組み③／
市民フォーラム（第18回地域福祉セミナー）について

市民参加の取り組み④／
市民意見募集結果について

審議経過

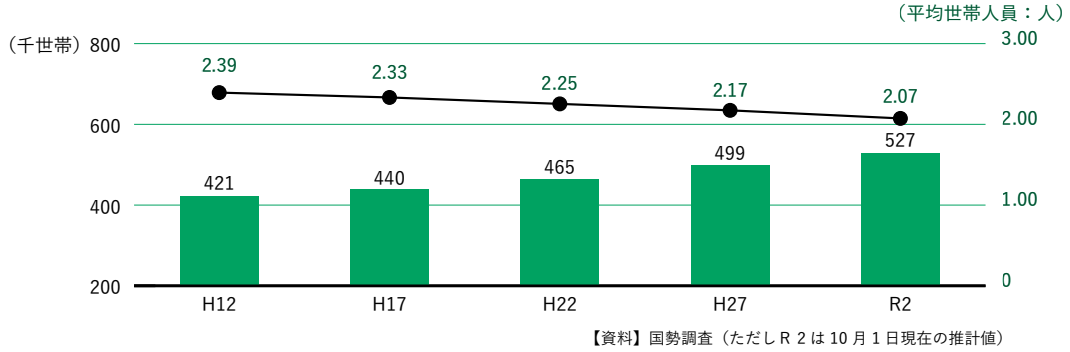
関係法令等

用語説明

各種データ

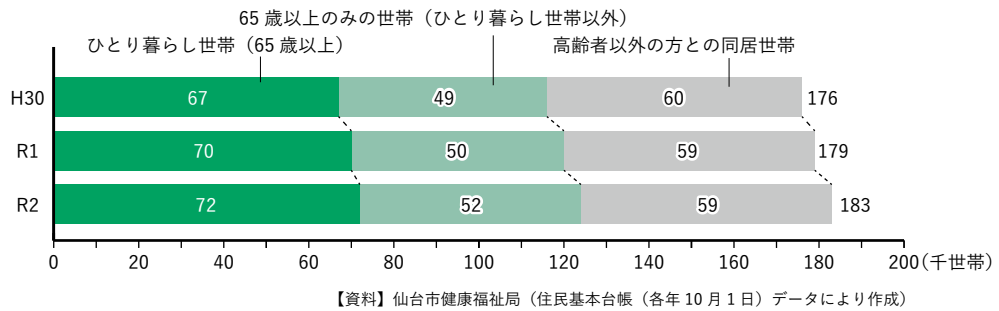
○仙台市の世帯数、平均世帯人員

世帯数は増加し、1世帯あたりの人員は年々減少しています。



○仙台市の在宅高齢者の世帯状況

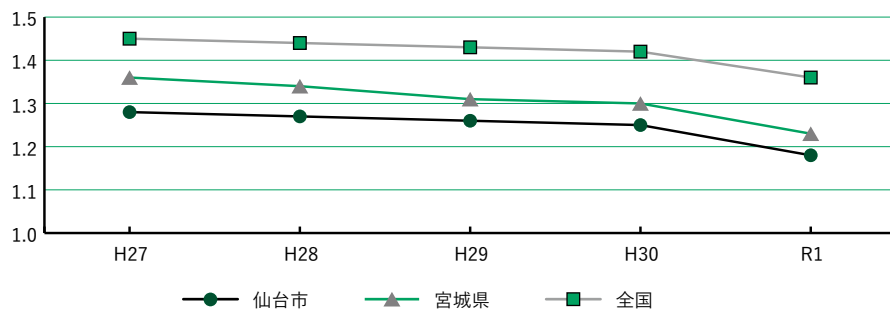
本市の高齢者のいる世帯数は、年々増加しています。高齢者以外の方と同居している世帯は若干減少している一方、ひとり暮らし世帯と65歳以上のみの世帯数が増加しています。



○仙台市の合計特殊出生率の推移

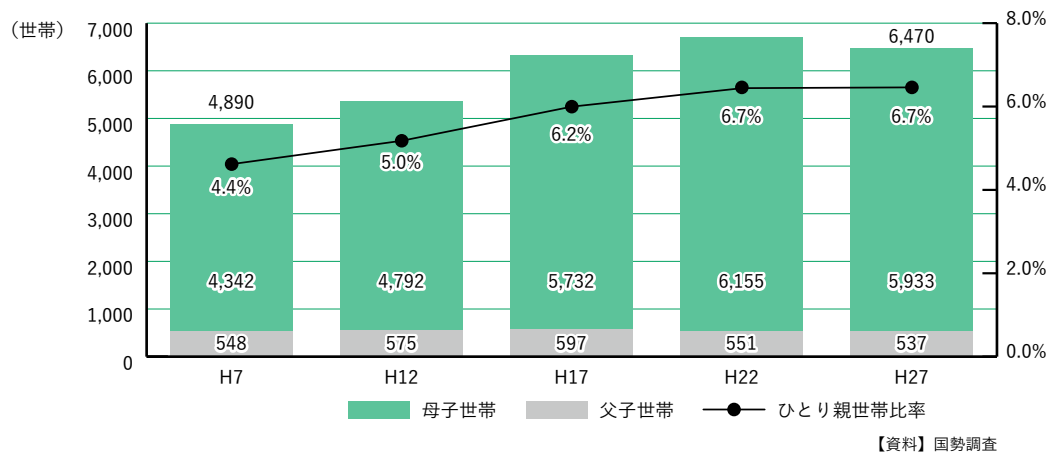
仙台市の合計特殊出生率は、全国・宮城県と比較して低い傾向があり、横ばいで推移しています。

	H27	H28	H29	H30	R1
仙台市	1.28	1.27	1.26	1.25	1.18
宮城県	1.36	1.34	1.31	1.30	1.23
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36



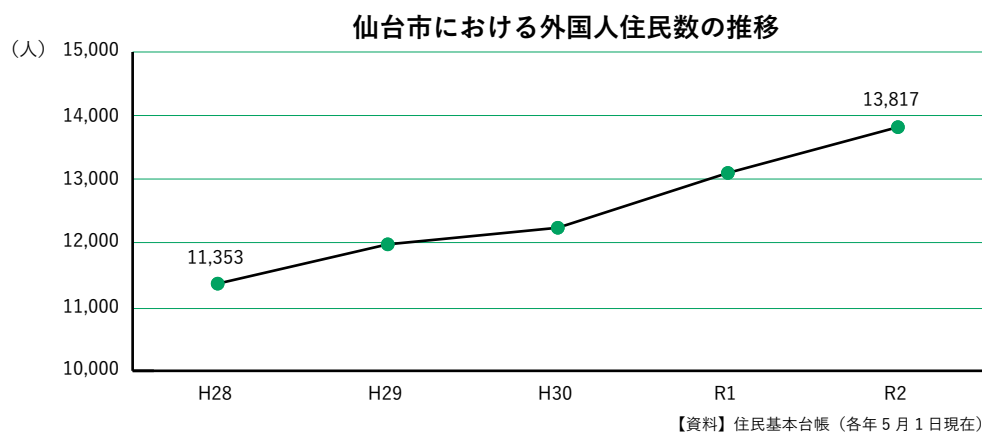
○仙台市のひとり親世帯数の推移

父子家庭は平成7年から平成27年まで、横ばいが続いています。母子家庭については平成22年まで増加傾向にあり、平成27年では減少に転じています。長期的な変化を見ると平成7年から平成27年までの20年間でひとり親世帯が約1,600世帯増加しています。



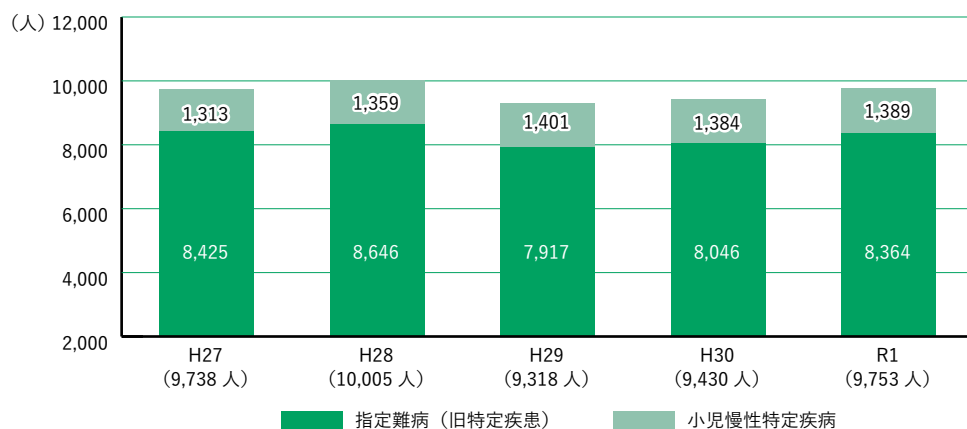
○外国人住民数の推移

本市の外国人住民数は増加傾向にあります。



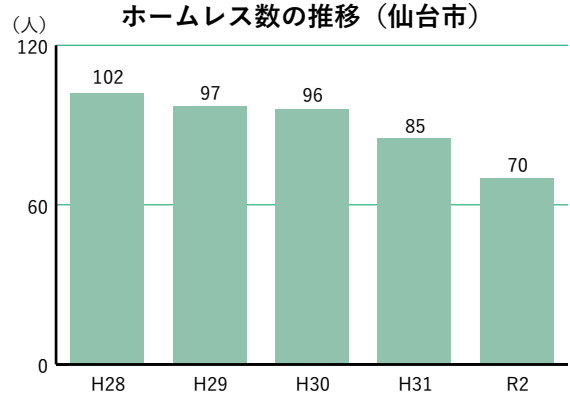
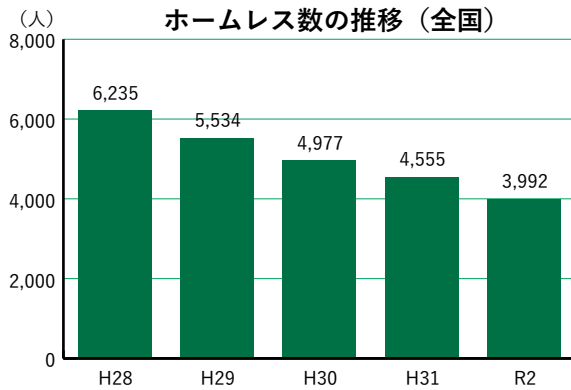
○仙台市の指定難病・小児慢性特定疾病患者数

令和元年度の指定難病・小児慢性特定疾病患者数は9,753人であり、その合計数は平成29年度に一旦減少した後は増加傾向となっています。



○ホームレス数の推移

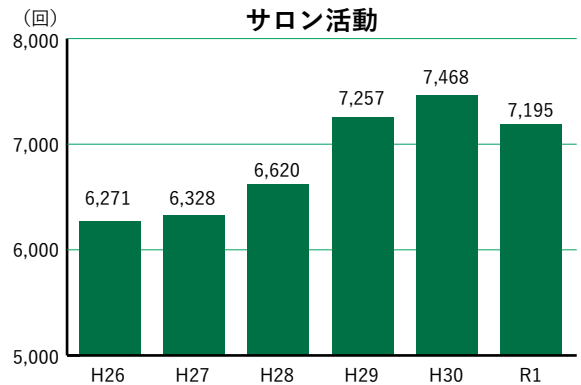
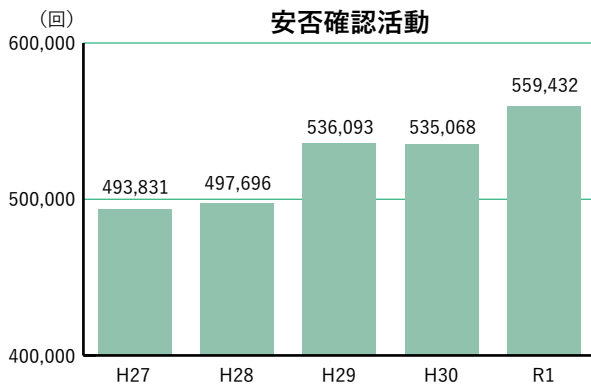
全国的にホームレス数は減少傾向にあります。本市でも令和2年にかけては減少傾向にあります。



【資料】厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」（各年1月現在）

○小地域福祉ネットワーク活動の活動件数（いずれも延べ実施回数）

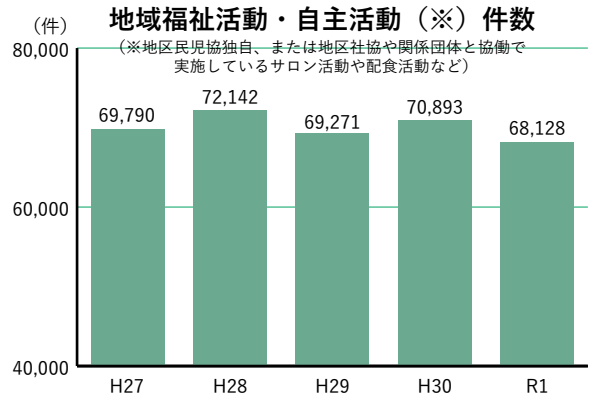
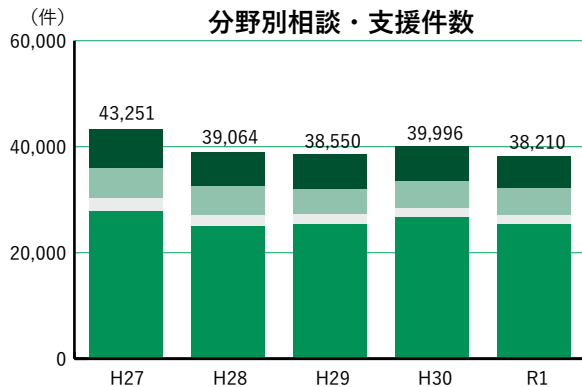
安否確認活動やサロン活動について、平成29年度までは増加傾向にあり、その後は概ね横ばいで推移しています。



【資料】仙台市健康福祉局（各年度）

○民生委員児童委員の活動状況の推移

分野別相談・支援件数は、「高齢者に関すること」が最も多く、全体の約3分の2を占めています。地域福祉活動・自主活動の件数は全体的には横ばい傾向にあります。



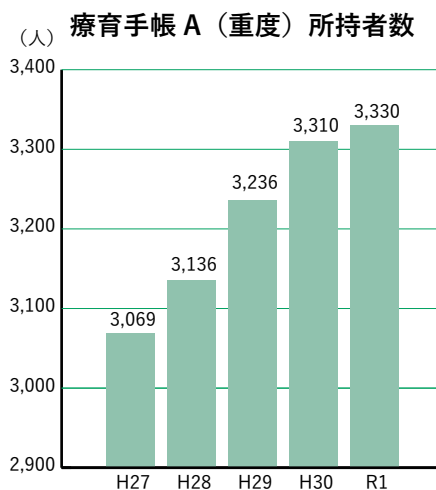
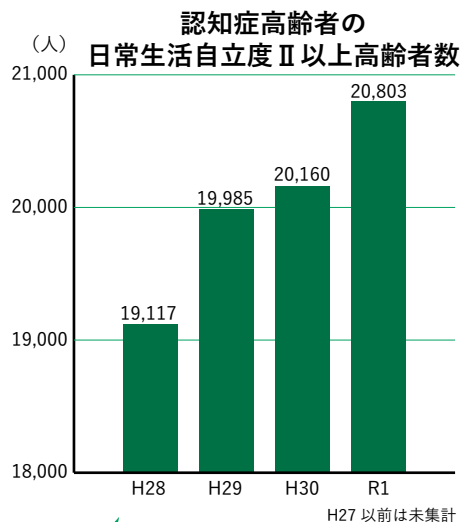
【資料】仙台市健康福祉局（各年度）

■ 高齢者に関すること ■ 障害者に関すること ■ 子供に関すること ■ その他

成年後見制度利用促進関係

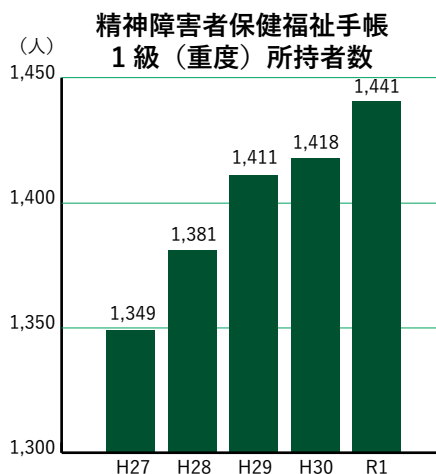
○成年後見制度の対象と見込まれる方の推移

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数、療育手帳A（重度）所持者数、精神障害者保健福祉手帳1級（重度）所持者数はいずれも増加傾向にあります。



認知症高齢者の日常生活自立度

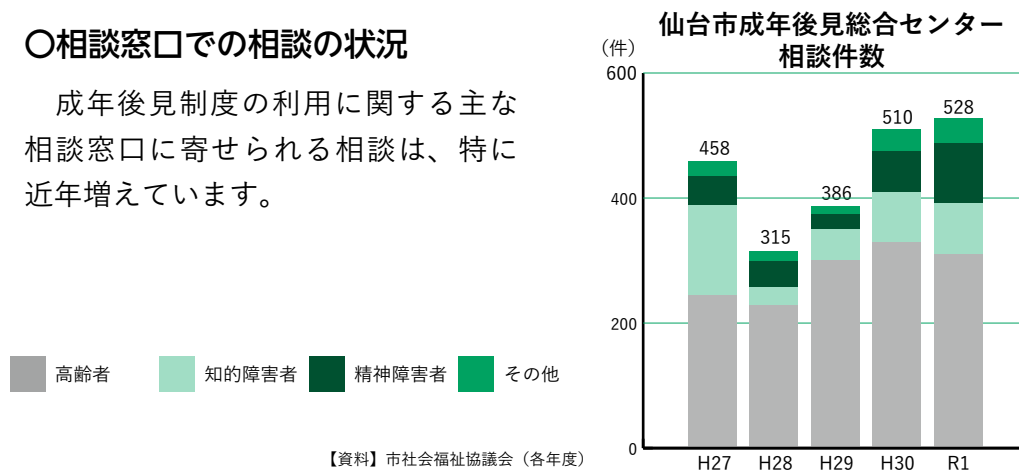
認知症と診断された高齢者の日常生活自立度の判定基準。自立度Ⅰはほぼ自立している状態で、Ⅴは常に介護が必要な状態。自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状や行動、意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態のこと。



【資料】仙台市健康福祉局（各年度）

○相談窓口での相談の状況

成年後見制度の利用に関する主な相談窓口寄せられる相談は、特に近年増えています。



【資料】市社会福祉協議会（各年度）

○各相談窓口における成年後見制度に関する相談件数

(件)

	H27	H28	H29	H30	R1
区役所高齢者総合相談窓口	165	150	200	368	272
地域包括支援センター	868	779	731	680	771
区役所障害者総合相談窓口（権利擁護全般）	97	67	245	170	196

【資料】仙台市健康福祉局（各年度）

再犯防止推進関係

○仙台市内警察署における刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

全国の傾向と同じく、50%前後と高い水準で推移しています。

	H29	H30	R1
検挙者数（人）	1,452	1,556	1,482
内）再犯者数（人）	739	756	760
再犯者率	50.9%	48.6%	51.3%

【資料】警察庁犯罪統計書（各年）,H28以前は未集計

○仙台市内で保護観察を受けている少年の人数

少年非行は近年減少傾向が続いています。

	総数（人）	（うち新規）	内 訳			
			保護観察少年	（うち新規）	仮退院少年	（うち新規）
平成27年	225	(117)	182	(95)	43	(22)
平成28年	202	(83)	171	(72)	31	(11)
平成29年	191	(93)	163	(79)	28	(14)
平成30年	168	(54)	143	(47)	25	(7)
平成31年 令和元年	120	(44)	101	(38)	19	(6)
令和2年	114	(52)	94	(42)	20	(10)

【資料】仙台保護観察所（各年）

※ 総数は1月1日時点で保護観察中の者と、その年1年間に新たに保護観察が開始された者（新規）の合計

※ 保護観察少年：家庭裁判所で保護観察処分の審判を受け、保護観察を受けている者

※ 仮退院少年：少年院に収容され、その後、仮退院し、保護観察を受けている者

○協力雇用主の状況

協力雇用主は、罪を犯した人、あるいは非行をした少年であることを理解したうえで、雇用し、立ち直りを支援する事業主です。協力を申し出る事業者は増えていますが、半数以上を建設業が占めるなど、職種に偏りがあります。

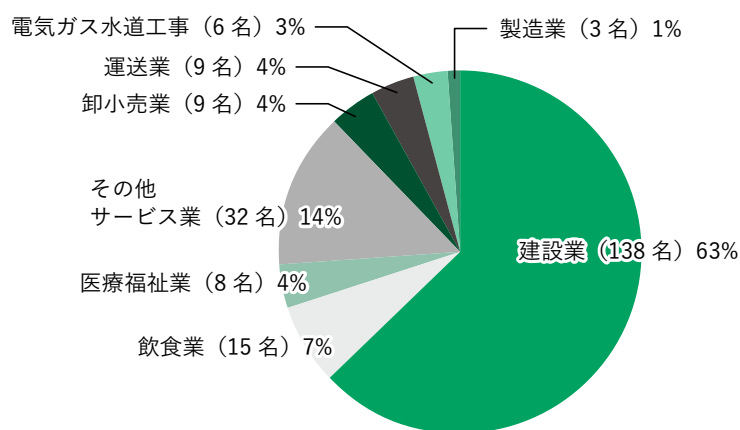
■仙台市内の協力雇用主数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
協力雇用主数	157	180	196	207	220

(人)

【資料】 仙台保護観察所（各年12月末日または翌1月1日現在）

■仙台市内の協力雇用主の業種別割合（令和2年1月1日現在）



市民参加の取り組み①／市民アンケート調査結果について

1 調査目的

せんだい支えあいのまち推進プランの策定にあたって、地域福祉に関する市民の活動状況や意向、課題等を把握することを目的に実施した。

2 調査内容

(1) 調査対象	令和元年8月1日時点において、満16歳以上の市民の方から区ごとに人口や男女比率を考慮して無作為抽出した5,000人
(2) 調査方法	調査対象者に調査票を郵送し、記入後の調査票を同封の返信用封筒にて返送していただく郵送方式にて実施
(3) 調査期間	令和元年9月13日～令和元年10月4日

3 回収結果

調査対象数	5,000人
総回収数	2,004人
有効回収数	2,002人
有効回収率	40.0%

回答の構成比は百分率で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、回答比率を合計しても100%にならないことがある。

■年齢

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
2.3%	7.1%	12.7%	15.6%	15.4%	17.9%	26.4%	2.5%

■世帯構成

一人暮らし	夫婦のみ	二世帯 (あなたと親)	二世帯(あなたと子ども)	三世帯	その他	無回答
13.5%	27.0%	12.5%	36.6%	7.8%	2.0%	0.6%

■職業

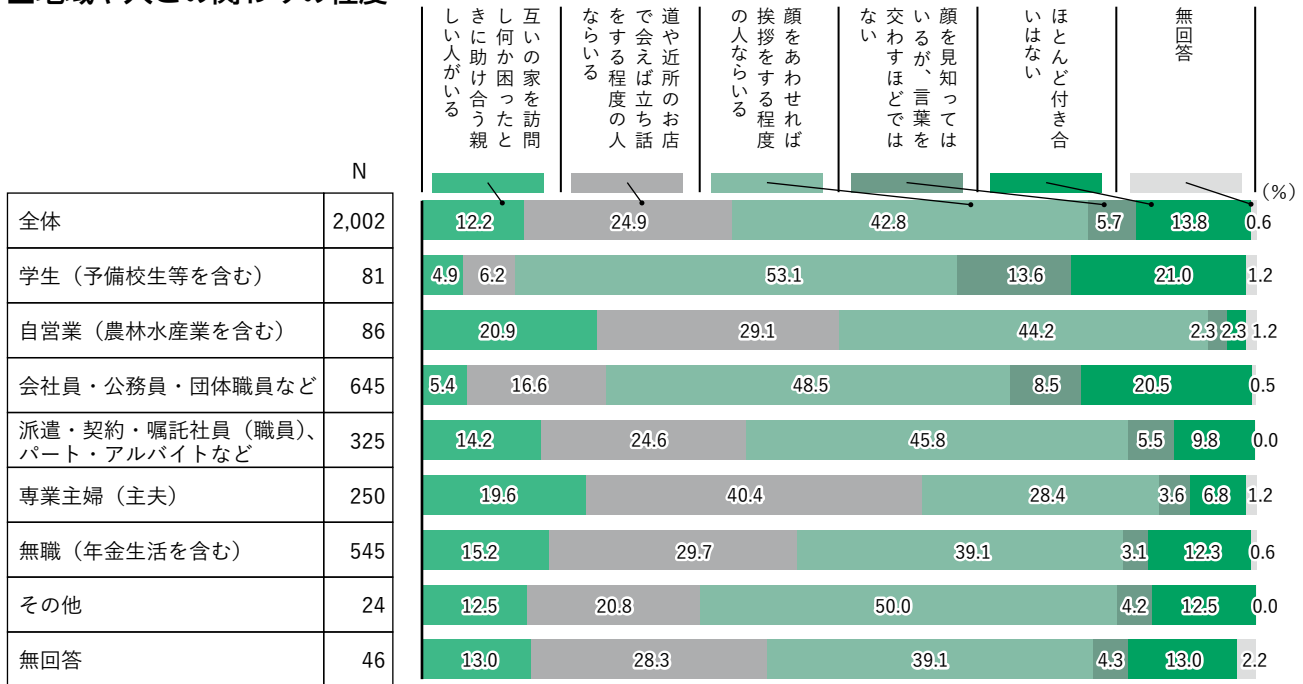
学生(予備校生等を含む)	4.0%
自営業(農林水産業を含む)	4.3%
会社員・公務員・団体職員など	32.2%
派遣・契約・嘱託社員(職員)、パート・アルバイトなど	16.2%
専業主婦(主夫)	12.5%
無職(年金生活を含む)	27.2%
その他	1.2%
無回答	2.3%

4 調査結果の概要

(1) 地域や人との関わりの状況について

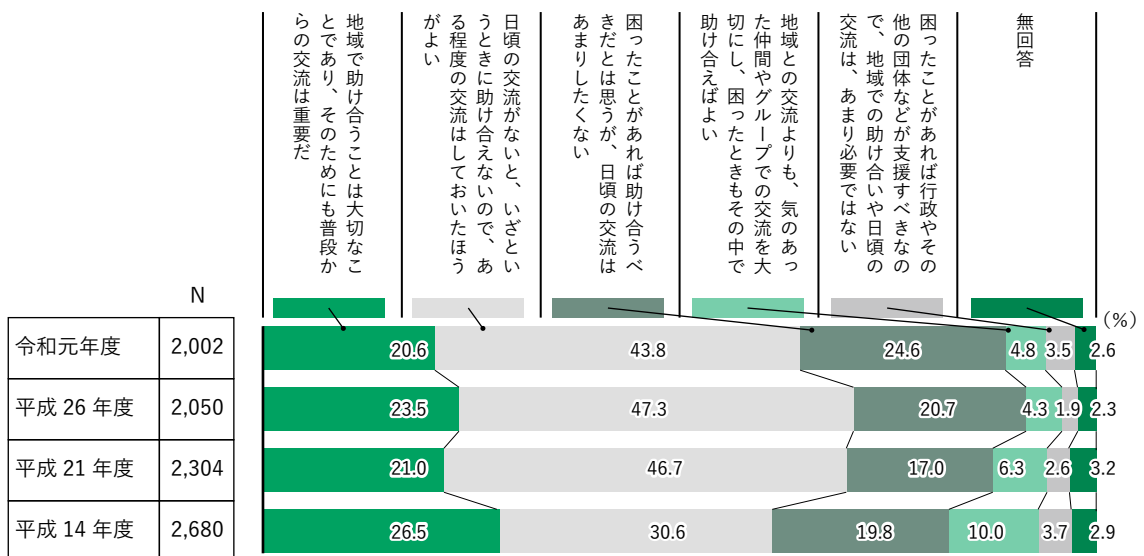
Nとは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のこと

■地域や人との関わりの程度



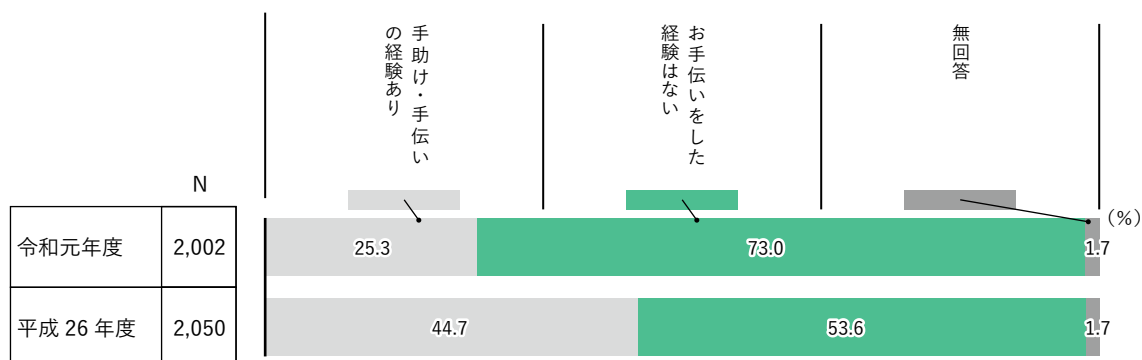
職業別にみると、「互いの家を訪問し何か困ったときに助け合う親しい人がいる」や「道や近所のお店で会えば立ち話をする程度の人ならいる」は、専業主婦（主夫）や自営業（農林水産業を含む）で割合が高く、学生（予備校生等を含む）や会社員・公務員・団体職員などで低くなっている。

■日頃からの交流の重要性・必要性



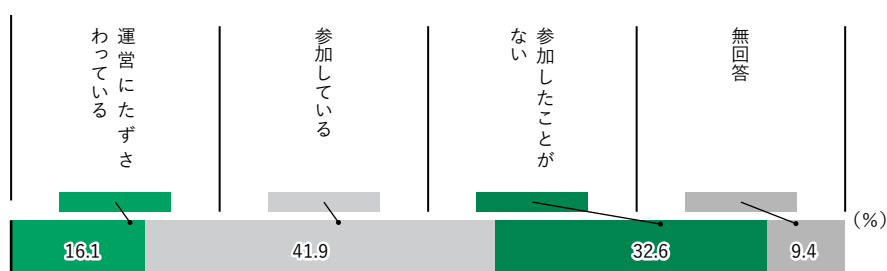
経年変化でみると、前回平成26年度調査では、震災を経て、地域や人とのかかわりへの意識や日頃からの交流の重要性についての意識が高まったことが推察されたが、今回の調査ではその項目が若干低下している。

■地域での支えあいの経験

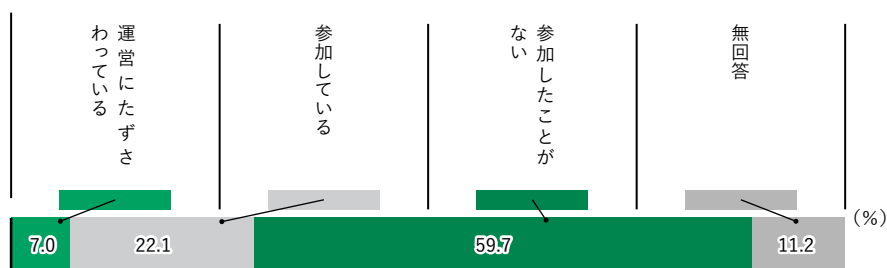


「近所の人に対してお手伝いをした経験はない」との回答が回答者の7割以上と、平成26年度調査に比べ19.4%増加しており、地域で支えあう経験は大きく減少している。

■地域活動への参加状況

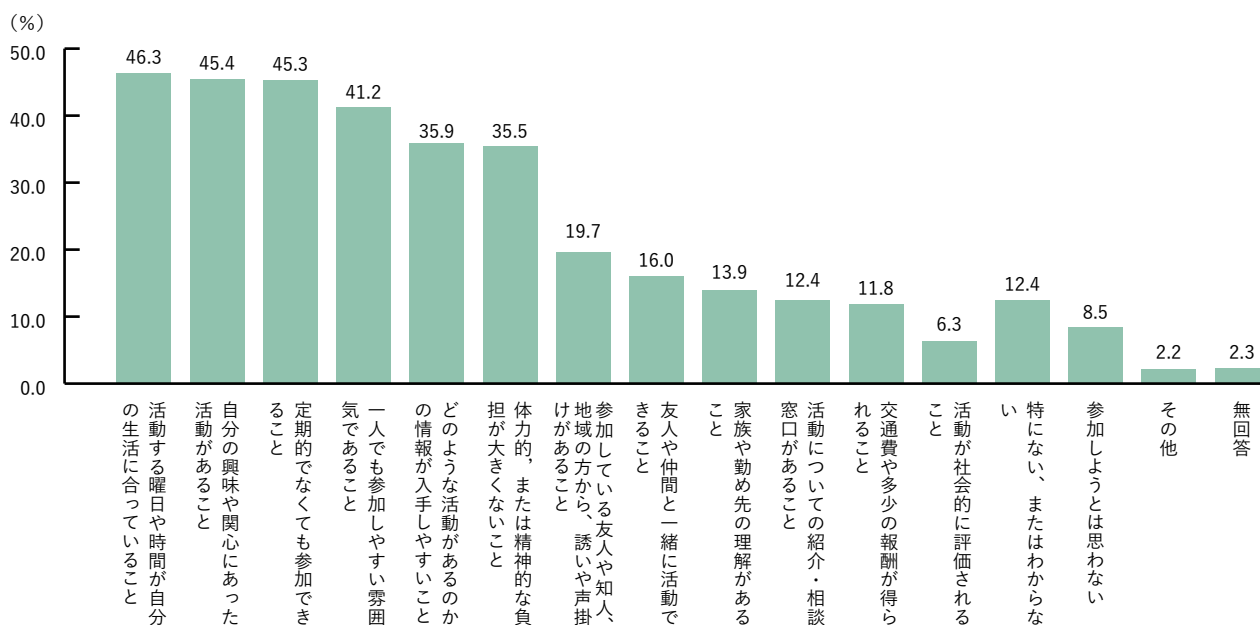


■福祉活動への参加状況



地域活動への参加状況については、現在または過去1年以内に活動経験がある人が58.0%と、半数以上の人がなんらかの地域活動に関わっていると回答している。一方、福祉活動への参加状況については、その割合が29.1%と3割に満たない状態である。

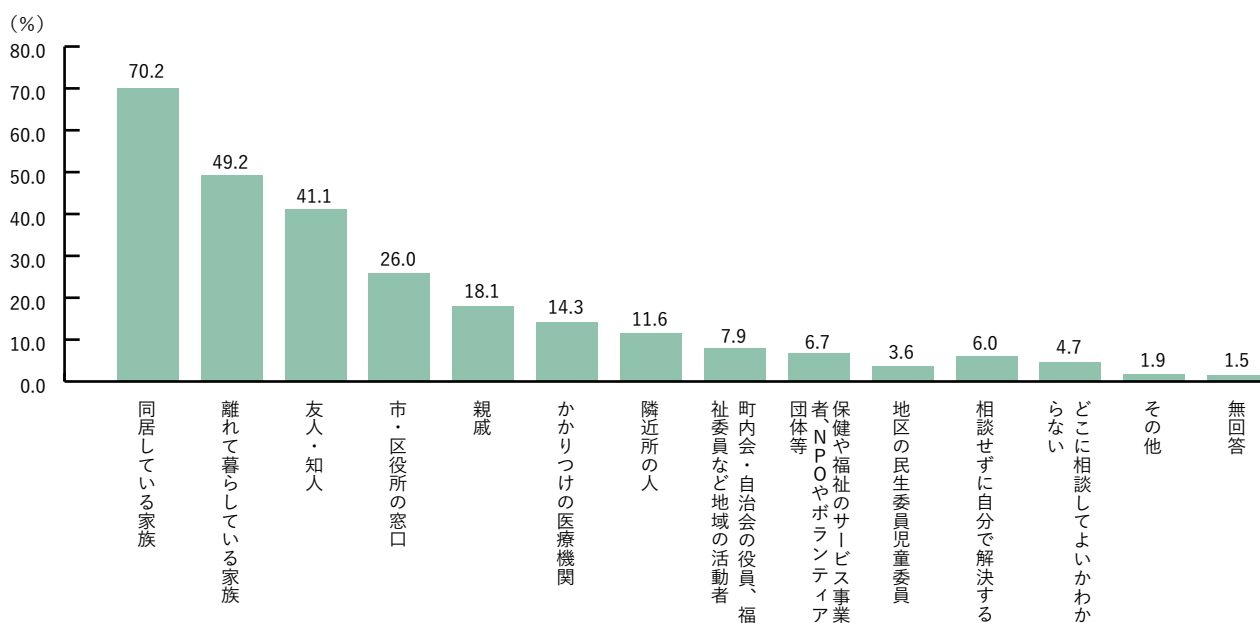
■地域活動や福祉活動に参加しやすくなる取り組み（複数回答）



「活動する曜日や時間が自分の生活に合っていること」（46.3%）や「自分の興味や関心にあった活動があること」（45.4%）、「定期的でなくても参加できること」（45.3%）、「一人でも参加しやすい雰囲気であること」（41.2%）などが挙げられており、自分のライフスタイルや価値観に合った活動を選択できるような仕組みを求める声が多い。

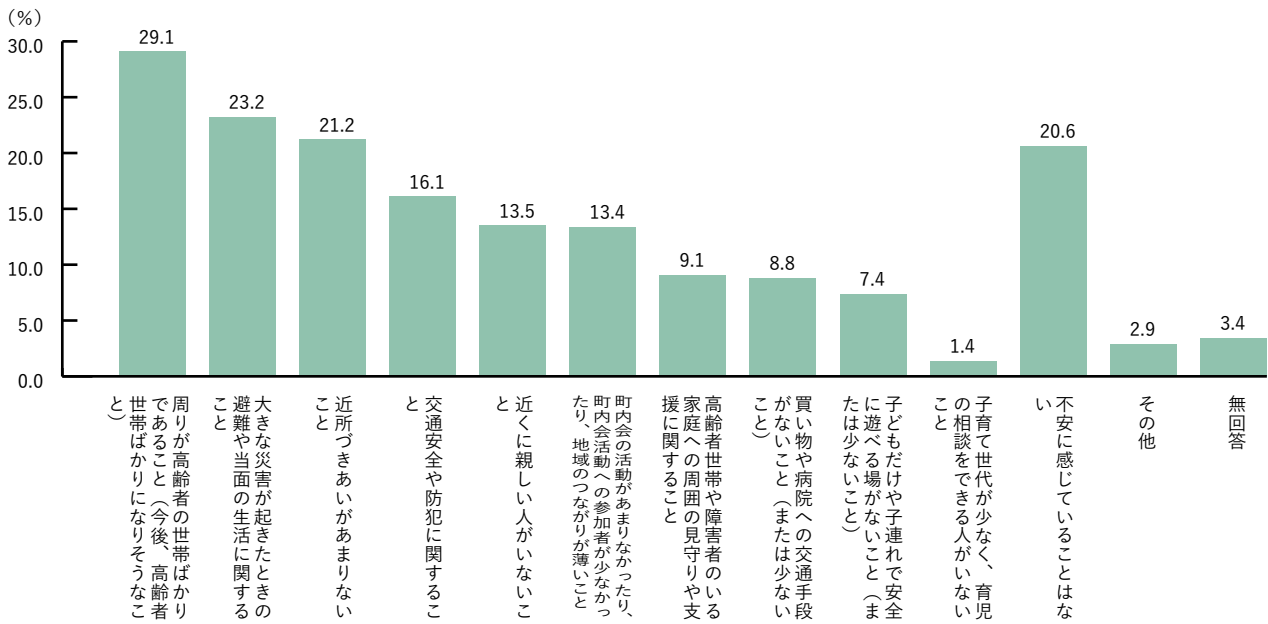
（2）地域で生活していく上での心配事

■心配事が起きた場合の相談相手（複数回答）



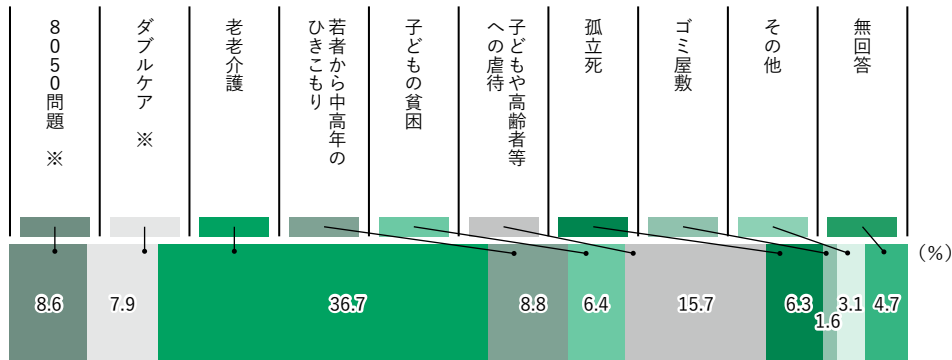
「同居している家族」が70.2%と7割以上の方が挙げ最も多く、次に、「離れて暮らしている家族」（49.2%）、「友人・知人」（41.1%）がそれぞれ4割台で続いている。

■地域における課題認識（複数回答）



「周りが高齢者の世帯ばかりであること（今後、高齢者世帯ばかりになりそうなこと）」(29.1%)、「大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること」(23.2%)が上位に挙げられている。

■最近の地域福祉に関するニュースで最も関心があること



※ 8050問題

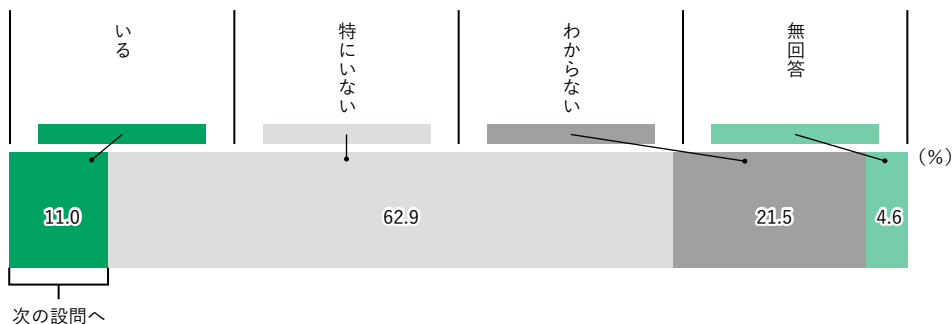
80歳代の高齢者と働いていない50歳代の子が同居している世帯の問題

※ダブルケア

親の介護と育児に同時に直面する世帯の問題

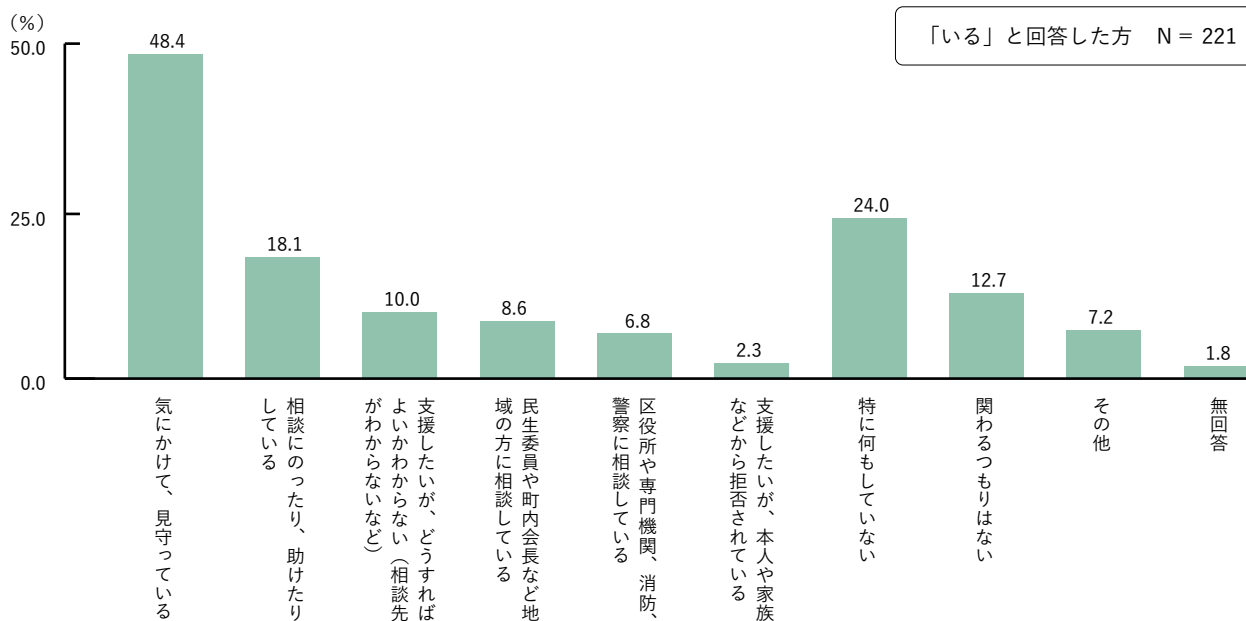
「老老介護」(36.7%)が3割以上を占め、「子どもや高齢者等への虐待」(15.7%)、「若者から中高年のひきこもり」(8.8%)が続いている。

■自身の家族や親族以外で、地域で気がかりな方



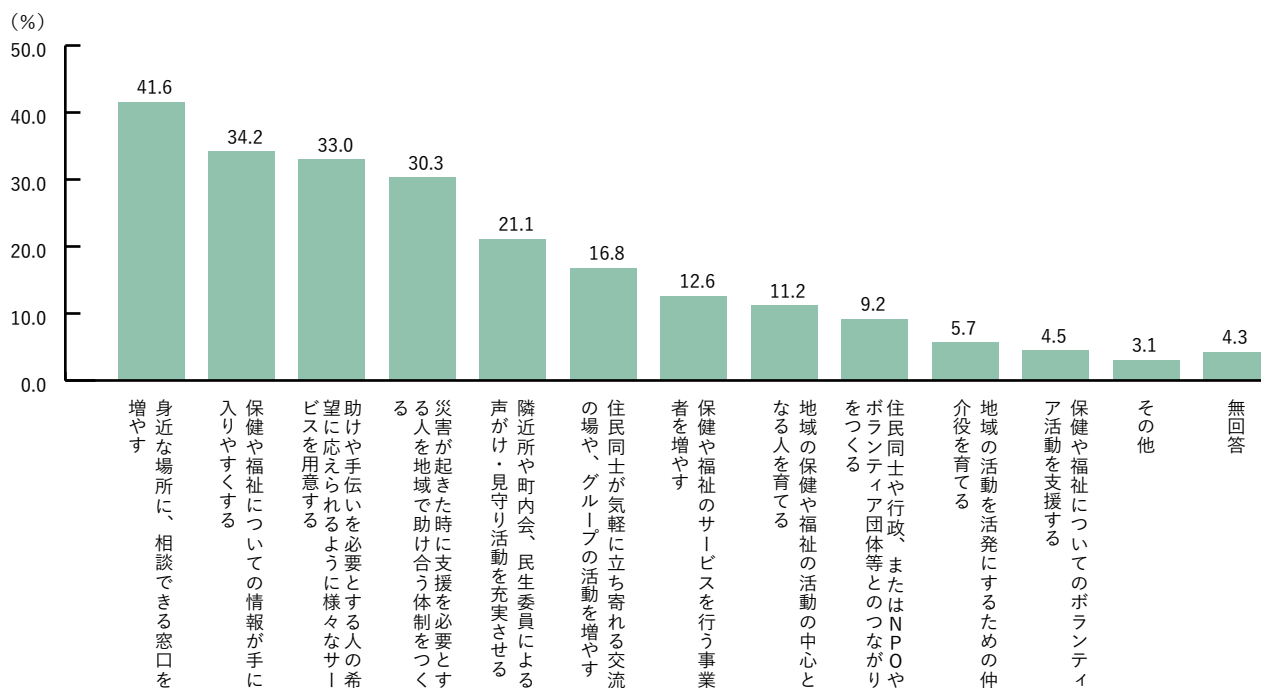
次の設問へ

■地域で気がかりな方を把握している場合、その方への対応状況



家族や親族以外で地域に気がかりな人がいるかについては、「いる」と回答した人が11.0%と、割合としては多くはないが、把握された人への対応としては、多くの人が、見守りや相談、支援者へのつなぎなどを行っている。一方、4分の1近くの人が「特に何もしていない」を選択している。

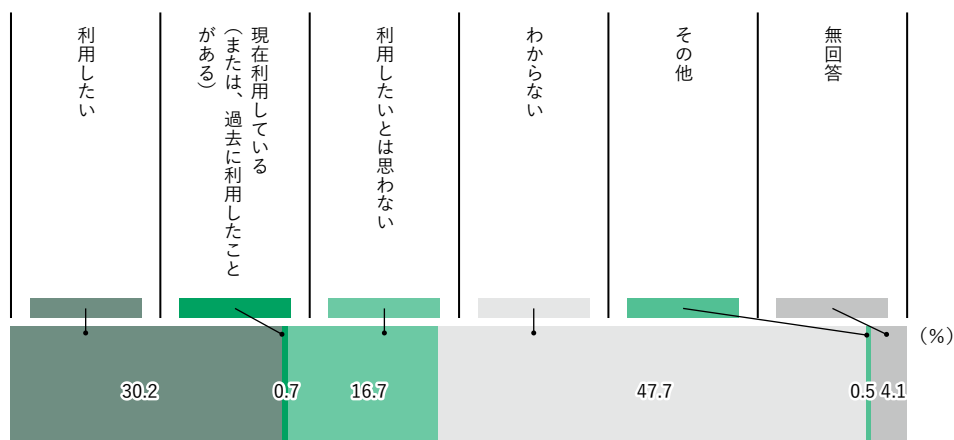
■安心して生活していくために、有効と思うこと（〇は3つまで）



「身近な場所に、相談できる窓口を増やす」（41.6%）や、「保健や福祉についての情報が手に入りやすくする」（34.2%）「助けや手伝いを必要とする人の希望に応えられるように様々なサービスを用意する」（33.0%）が挙げられるなど、さまざまなサービスに関する情報の把握のしやすさ、利用のしやすさを求める回答が多くなっている。

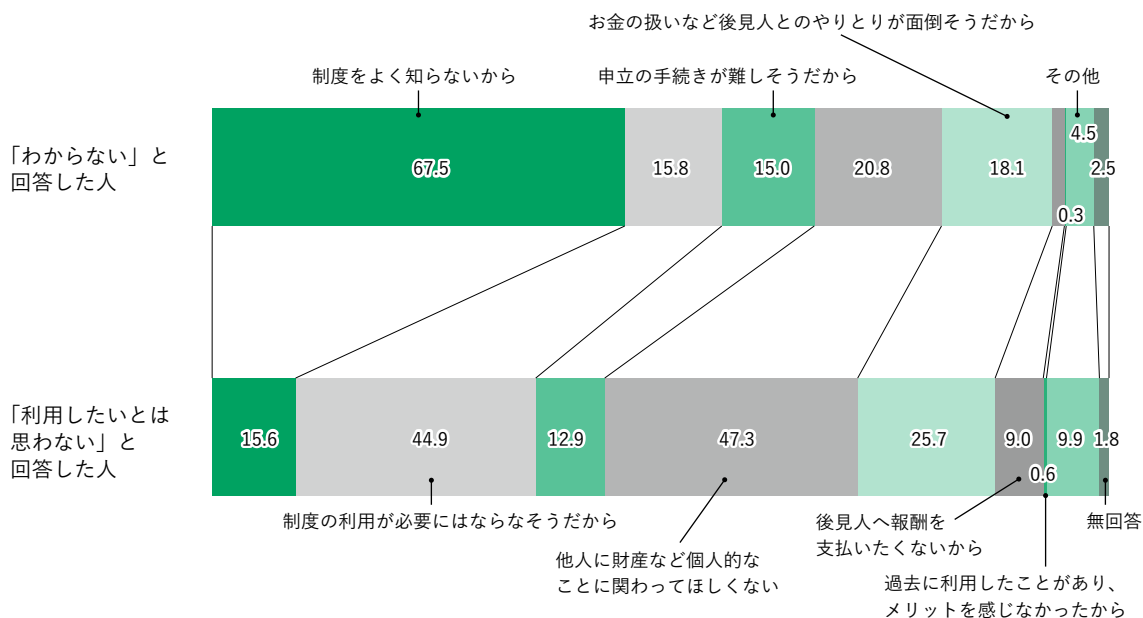
(3) 成年後見制度について

■成年後見制度の利用意向



■成年後見制度を利用したいとは思わない、または、わからない理由

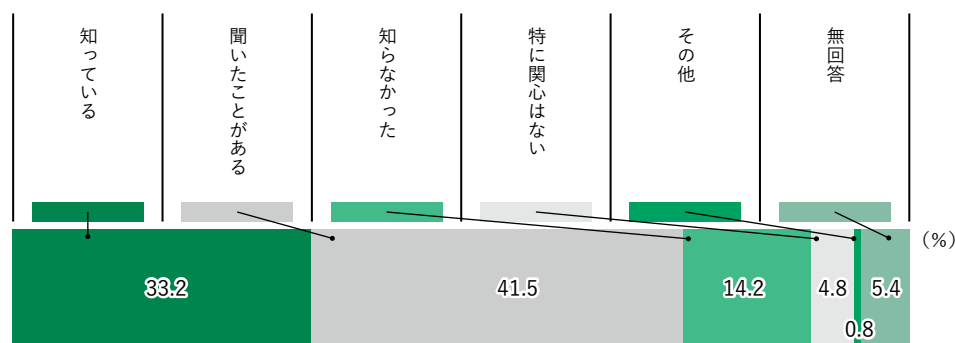
「利用したいと思わない」または「わからない」と回答した方 N = 1,289



「利用したい」が3割ほどあるが、「わからない」とする人が半数近くいる。成年後見制度を利用したいと思わない、またはわからない理由については、「わからない」と回答した方では、「制度をよく知らないから」という理由が6割を超えて最も多く、「利用したいと思わない」と回答した方では、「制度の利用が必要にはならなそうだから」や「他人に財産など個人的なことに関わってほしくない」という理由が4割を超えて多くなっている。

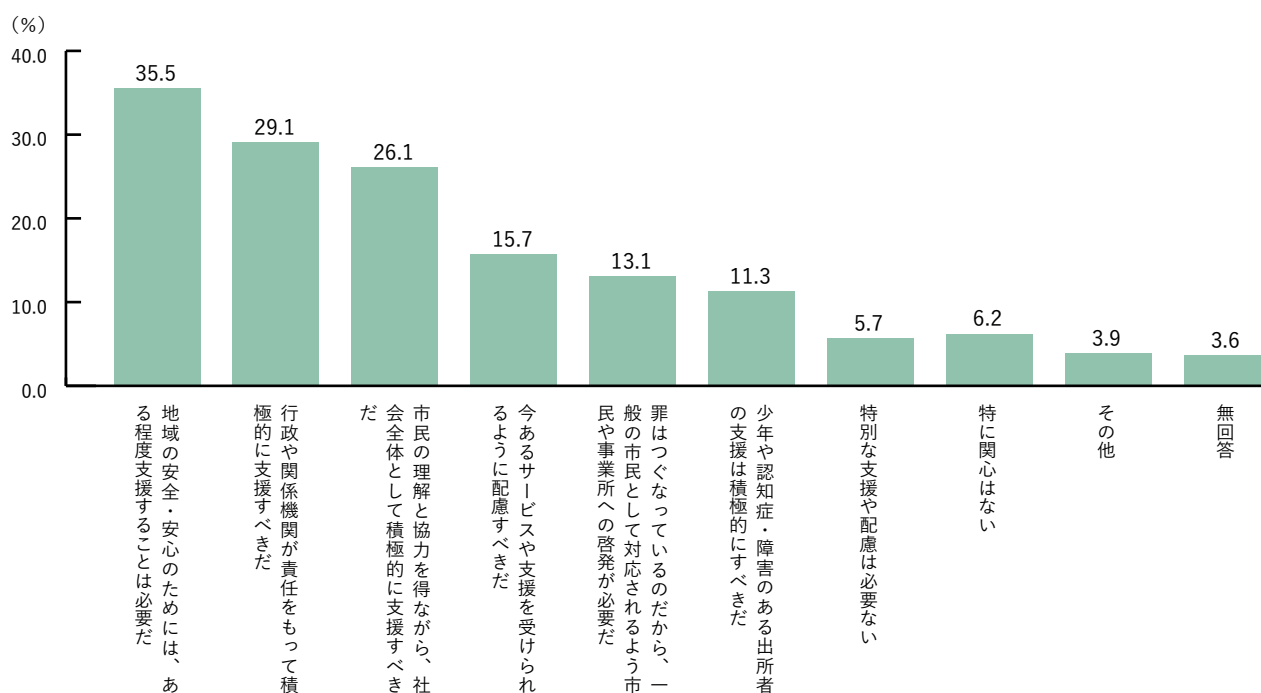
(4) 犯罪をした人の立ち直り支援について

■出所後の生活のしづらさにより再犯に至る人がいることの認知度



「知っている」(33.2%)と「聞いたことがある」(41.5%)を合わせると約7割以上となっている。

■刑務所や少年院を出た人の社会復帰支援についてのあなたの考え方 (○は2つまで)



「地域の安全・安心のためには、ある程度支援することは必要だ」(35.5%)、「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」(29.1%)が上位に挙げられている。一方、「特別な支援や配慮は必要ない」は5.7%となっている。

アンケートの詳細については、市ホームページからご覧ください。

■市民アンケート調査「地域の福祉に関するアンケート調査」結果をお知らせします

<http://www.city.sendai.jp/chiikifukushi/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryu/chosa/kekaku/chiikinofukushinikansuruanketo.html>



<二次元コード>

市民参加の取り組み②／住民座談会について

1 開催趣旨

支えあい活動などの現状や課題、取り組みの工夫等を把握し、その内容をせんだい支えあいのまち推進プランおよび仙台市社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画へ反映させることを目的に開催

2 主催

仙台市社会福祉協議会・仙台市

3 開催内容・手法

テーマ ①地域内での支えあい活動の現状と課題
②課題の解決につながる取り組みやアイデア

進め方 テーマに沿った意見の聞き取りを進めていくヒアリング形式

進行役 東北福祉大学総合福祉学部 講師 村山 くみ 氏

4 各地区の開催状況

区・地区	日時・場所	参加者数【参加団体】
八幡地区 (青葉区)	日時 令和2年9月24日 場所 八幡コミュニティ・センター	10人【地区社会福祉協議会・連合町内会・民生委員児童委員協議会・赤十字奉仕団・社会福祉法人・地域包括支援センター・病院・福祉関係事業者・学校】
南吉成地区 (青葉区) ※宮城総合支所管内	日時 令和2年10月6日 場所 吉成集会所	9人【地区社会福祉協議会・連合町内会・民生委員児童委員協議会・老人会・社会福祉法人・地域包括支援センター・学校・交番】
幸町地区 (宮城野区)	日時 令和2年9月30日 場所 幸町市民センター	13人【地区社会福祉協議会・連合町内会・民生委員児童委員協議会・福祉関係事業者(高齢)・福祉関係事業者(障害)・地域包括支援センター・学校・ボランティア団体】
南小泉南地区 (若林区)	日時 令和2年9月3日 場所 若林区中央市民センター	12人【地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・地区共同募金会・赤十字奉仕団・老人会・NPO・地域包括支援センター・学校・企業・福祉関係事業者(障害)・のびすく】
長町地区 (太白区)	日時 令和2年9月29日 場所 太白区中央市民センター	11人【地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・復興公営住宅自治会・地域包括支援センター・福祉関係事業者(高齢)・福祉関係事業者(障害)・NPO】
将監地区 (泉区)	日時 令和2年8月29日 場所 将監市民センター	9人【地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・町内会・市民センター・地域包括支援センター・福祉関係事業者(高齢)・学校関係者】

5 意見のまとめ

課題 地域活動の担い手不足

解決へのアイデア

- ・地域活動の組織的な運営効率化を図る
- ・参加しやすい気軽な雰囲気、寛容な雰囲気をつくる
- ・さまざまな手法や媒体を通して地域活動のPRを行い、活動を知ってもらう
- ・人から人への丁寧な声かけを大切にする
- ・お祭りの時など、スポット参加をきっかけに活動を知ってもらう
- ・企業が地域貢献活動を継続的にを行い、社員が地域活動へ参加することにつながる
- ・ボランティア活動がテーマの講習会などを、定年退職を控えた方向けに地域で開催したり、企業主催で社員対象に開催したりする
- ・地域のニーズに合致するテーマで、研修会等を開催する
- ・人脈を活かして、担い手候補者を見いだす

課題 若い世代と地域のつながりが希薄

解決へのアイデア

- ・若い世代や学生、その保護者の方々が、地域活動に触れて関心を持つきっかけとなるように、行事等の開催方法を工夫する
- ・学校と連携し、小中学校の授業に地域とのかかわりに関する内容を取り入れる
- ・学生にボランティアとして地域イベントへ参加してもらう
- ・SNSの活用など、若い世代への情報発信や広報を工夫する
- ・地域活動者から積極的に声かけする
- ・さまざまな世代が利用する共通の「場」「空間」をつくる

課題 コロナ禍で、地域活動が休止・停滞・縮小している

解決へのアイデア

- ・「密」にならないように少人数で活動する
- ・活動方法を工夫し、共有する
例：テイクアウト方式の芋煮会（地域食堂にて）食材の配布活動

課題 複合的な課題を持つ世帯の増加

解決へのアイデア

- ・地域包括支援センター、地域の各種団体、福祉の専門職間等で、顔の見える関係を日頃からつくっておく
- ・地域団体の長が集まり、情報共有する
- ・多機関多職種が連携を図りながら支援する
- ・近くに住む住民が気にかけて、声かけをするなど地域の力を活用する
- ・地域住民と地域の関係機関・関係団体とが共通認識を持ち、連携する
- ・地域住民のボランティア活動により、地域のみんなを地域で支える体制を築く

課題 困っている人の孤立化

解決へのアイデア

- ・個人情報の問題もあるため、災害時要援護者リスト登録を推奨したり、安心カードを活用したりするなど、制度を活用する
- ・お茶飲み会（サロン）などの集いの場や児童館などの公共施設を活用して仲間をつくる、つながりを保つ
- ・民生委員など、地域活動に関わっている方が、地域の催しや事業などをPRする

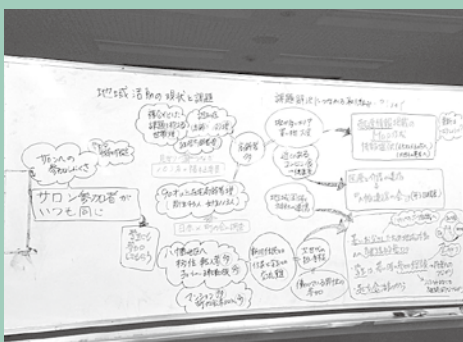
課題 支援を必要とする人と地域のつながりが希薄

解決へのアイデア

- ・高齢者・障害者ではなく、地域の人としてとらえ、支える体制をつくる
- ・地域イベントを行う際に、誰でも参加できる体制（環境）をつくり、そのことを周知する
- ・施設の協力により、障害のある方と地域の交流機会をつくり、地域の方に知ってもらう
- ・地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員、区役所などがつながり、情報交換できる機会をつくる
- ・介護保険等の公的サービス利用後も地域とのつながりを維持する仕組みをつくる
- ・関係機関と民生委員、小中学校が連携して障害や認知症への理解を深める機会をつくる

6 住民座談会の様子と主な話題

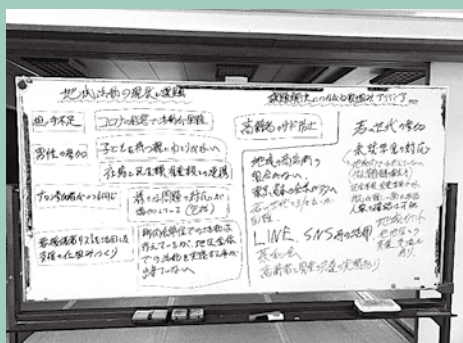
青葉区八幡地区



主な話題

- ・高齢者、認知症の方、複数の複雑化した課題を抱える家族、高齢独居世帯が増えてきている
- ・福祉委員中心に見守りし、何かの時に地域包括支援センターに相談に行ける雰囲気がある
- ・地域包括支援センターの事業等を地域と一緒に進める中で、横のつながりが太くなってきている
- ・今後、医療と介護の連携が大切になってくる
- ・買い物が大変という話から、配達情報や近くのお店の情報をマップに落として配布した
- ・新住民（若年層）と旧住民（高齢者中心）のつながりが薄い
- ・面白そうだと思えば学生も参加する。行事でもサロンでも学生に来てもらうように働きかける
- ・お祭りのときは、子ども会とその保護者を大切にし、一緒に開催する
- ・土日に行事を開催すれば、働いている方も来てくれるかもしれない
- ・継続的に行事を行うことで、つながりを築く

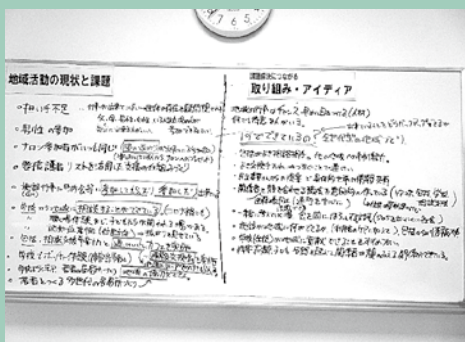
青葉区南吉成地区



主な話題

- ・若者の地域活動への参加が少ない
- ・若い人はLINEなどSNSで、つながっている
- ・対象ごとに呼びかけ方の工夫が必要
- ・事件事故の早期発見のためにも、近くに住む方、特に一人暮らし高齢者をよく見てほしい
- ・新聞販売店など、心配な方に関わる人・機関には事前に見守りをお願いしておくことも必要
- ・どのようにして困った人に出会えるのか
- ・茶話会や学校のつながりから出会う
- ・個人情報の問題もあるので、困っている人は要援護者リストに登録してほしい。登録しておけば、町内の人と情報共有することができ、声かけできる
- ・一人暮らし高齢者、認知症、老老介護、引きこもり、社会的孤立など、さまざまな問題がある
- ・地域に関わる者で共通認識をもち、連携が必要
- ・地域の人の声を聴きながら、社会全体の問題として取り上げることも必要

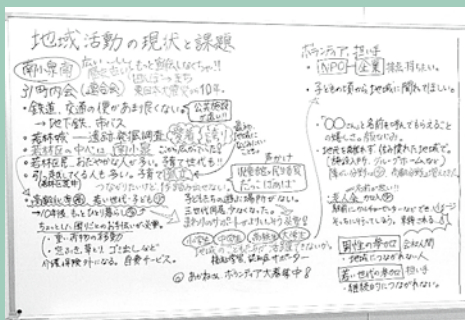
宮城野区幸町地区



主な話題

- ・認知症の劇や認知症カフェを開催し、地域全体で認知症の方を支える仕組みづくりを進めている
- ・地域包括支援センターと民生委員が連携した認知症劇団をつくり、小中学校で活動している
- ・障害のある方への接し方などわからない点が多い
- ・地域包括支援センター主催の情報交換会や、障害者支援事業所が民生委員児童委員協議会の定例会に参加し、少しずつ関係を築いている
- ・どうしたら横のつながりを上手につくれるのか
- ・連合町内会の会長会議では、関係団体の長が全て集まる。情報共有ができる
- ・地域包括支援センターと地域の協力関係ができていない
- ・実名を出しながら、情報を共有している
- ・コロナ禍により思うように活動できていないが、活動内容を工夫し、テイクアウト方式の芋煮会を行う予定

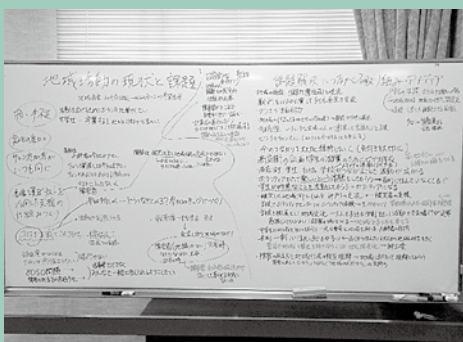
若林区南小泉南地区



主な話題

- ・自宅で親子だけで生活し息が詰まってしまうお母さんが沢山いる
- ・のびすくのサロンや電話相談を活用してほしい
- ・民生委員などから、お母さんへPRしてほしい
- ・歳をとると介護保険ではカバーできない「ちょこっとのサポート」が求められる
- ・歳をとったときに備え、日頃から地域との接点、つながりづくりが大事
- ・小学生、中学生の力を借りられないだろうか
- ・学校教育の中に地域に関わる授業があるとよい
- ・どのように地域活動参加者を増やしていくか
- ・定年前後の方を誘ってみる。退職後のボランティア活動をテーマとした講習会やセミナーを開く
- ・企業主催の講習会等により、社員が若いうちから、地域活動に触れる機会があるとよい
- ・ボランティア活動は早い年代から始めるのが良い
- ・ボランティア活動は生きがいになるし、高齢者が高齢者を支える仕組みづくりにもつながる

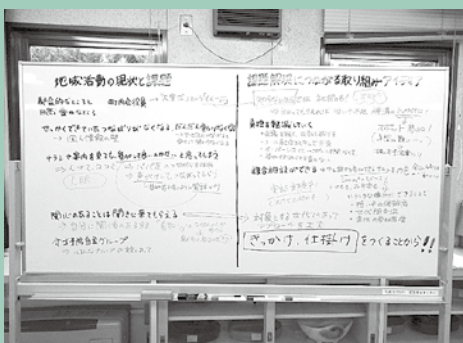
太白区長町地区



主な話題

- ・コロナ禍で計画通りに物事が進まない
- ・地域食堂を運営しているが、休止期間中は食材やお弁当の配布活動を行い、つながりを保っていた
- ・災害時に障害のある方をどう支えていけばよいか
- ・1人に対して、近所の住民2～3人で声がける体制をつくり、協力者を増やしていく
- ・日常的な関わりが必要
- ・「障害がある人」の前に、「地域の人」という見方が必要
- ・地域イベントなどを行う際に、障害のある方を含めて、誰でも参加できるという安全な環境を出る範囲で作り、そのことを伝える必要がある
- ・学校だけではなく地域で子どもたちを育てていくことはとても大切
- ・区民まつりで中学生に手伝ってもらったが、将来地域活動に関わってくれるかもしれない
- ・学生ボランティアの受入情報が見えるとよい。団体も情報発信・PRしたほうがよい

泉区将監地区



主な話題

- ・高齢化が進み担い手不足。一方で若い世代も住み始め、一緒に活動していける環境をつくりたい
- ・後継者との接点となるような、さまざまな年代の方々が利用する場、空間をつくるのが重要
- ・「一緒にやりましょう」と人からの声かけが大事
- ・行事や研修会は、関心があれば参加するだろう。主催側も何が求められているかを探ることが大事
- ・地域活動側が心を開いて「きっかけ」をつくる
- ・地域活動団体の役員の負担が重いイメージがある
- ・活動を知らないことが原因。さまざまな媒体で活動を広くPRする重要性を感じている
- ・(通年の参加だと負担になるので) お祭りとか、その時だけのスポット参加で活動を知ってもらう
- ・組織として活動負担を軽減する努力が必要
- ・参加できるときに参加してもらう寛容さが必要
- ・介護サービスとつながると、近所の方々とのつながりが自然消滅してしまうケースが多い
- ・近所の方々とのつながりを維持する仕組みが必要

市民参加の取り組み③ ／市民フォーラム（第18回地域福祉セミナー）について

1 開催趣旨

地域福祉に関するさまざまな課題や地域の取り組みなどを共有することにより、市民の地域福祉への関心を高めるとともに、地域住民が取り組める活動の方向性を考える市民向けフォーラムとして開催。あわせて、せんだい支えあいのまち推進プランおよび仙台市社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画における各施策や事業の方向性等を検討する機会とした。

2 主催

仙台市社会福祉協議会・仙台市

3 日時・会場

令和2年11月6日（金）13:30～16:00

仙台市福祉プラザ2階 ふれあいホール

4 プログラム

(1) 基調説明

「第5次地域福祉活動計画策定について」

説明者：仙台市社会福祉協議会地域福祉部 部長 岩淵 徳光 氏

(2) 報告

「住民座談会について」

報告者：東北福祉大学総合福祉学部 講師 村山 くみ 氏

(3) 実践報告

「“気づく”・“共有する”・“行動する” 3つの活動実践～」

進行：学校法人東北学院 常任理事 阿部 重樹 氏

① “身近な福祉課題に気づく力を高める”

「福祉ポスト設置による福祉ニーズを収集する取り組み」

寺岡地区社会福祉協議会 会長 高橋 和江 氏

② “課題を共有する場づくりを進める”

「地域の課題を話し合う機会を作る取り組み」

安養寺地区社会福祉協議会 会長 一井 勝雄 氏

③ “解決のために行動する”

「住民主体による訪問型地域支え合い活動の取り組み」

特定非営利活動法人 FOR YOU にこにこの家 理事長 小岩 孝子 氏



▲第18回地域福祉セミナーの様子

5 参加者

103名（地区社会福祉協議会から44名、地区民生委員児童委員協議会から31名、地域包括支援センターから22名、その他6名）

市民参加の取り組み④／市民意見募集結果について

1 募集期間

令和2年12月17日～令和3年1月22日

2 募集方法

- ・市政だより1月号及び仙台市ホームページに募集記事を掲載
- ・「中間案」「中間案（概要版）」を下記の場所で配布。また、同様の資料の電子データをホームページ上で公開

<主な資料配布場所>

市役所、各区役所・総合支所、各市民センター、仙台市福祉プラザ、仙台市社会福祉協議会・各区・支部事務所 他

3 意見提出方法

専用はがき、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法

4 募集結果

(1) 意見数及び提出者数

47件（意見提出者 12人・団体）

(2) 意見の内訳

内訳		件数
第1章 計画の策定について		3
第2章 地域の福祉に関する現状		9
第3章 計画の方向性		2
第4章 施策の展開	基本的方向1 多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進	3
	基本的方向2 地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化	11
	基本的方向3 多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進	3
第5章	生活困窮者自立支援	0
	成年後見制度利用促進	3
	再犯防止推進	5
第6章 計画の推進		0
その他のもの		8
計		47

審議経過

1 仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催

	議事概要
令和2年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回 ○「(仮称) 支え合いのまち推進プラン」の策定について ○市民アンケート調査の結果について ○現計画の振り返りとこれまでの取り組みについて
令和2年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回 ○方向性について①
令和2年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ■第3回 ○方向性について②
令和2年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ■第4回 ○第3期仙台市地域保健福祉計画の進捗管理・評価について ○構成案について
令和2年10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ■第5回 ○住民座談会の開催状況について ○市民フォーラム（地域福祉セミナー）の開催について ○素案について
令和2年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ■第6回 ○中間案について ○パブリックコメントの実施について
令和3年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ■第7回 ○パブリックコメントの結果報告と対応について ○答申案について

仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(敬称略、委員は五十音順、※は臨時委員)

会 長	あべ しげき 阿部 重樹	学校法人東北学院常任理事
副会長	むらやま くみ 村山 くみ	東北福祉大学総合福祉学部講師
委 員	いたみ さちこ 伊丹 さち子	仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長 [令和2年8月から]
	おおうち しゅうどう 大内 修道	仙台市民生委員児童委員協議会会長
	おおたき しょうこ 大瀧 正子	一般社団法人仙台市医師会理事
	おがわ のぼる 小川 登	高森東地区社会福祉協議会会長
	おりはら みきこ 折腹 実己子	(前) 仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長 [令和2年6月まで]
	こいわ たかこ 小岩 孝子	特定非営利活動法人 FOR YOU にこにこの家理事長
	しまだ ふくお 島田 福男	仙台市連合町内会長会副会長
	しょうじ きよのり 庄子 清典	社会福祉法人青葉福祉会理事長
	すずき きよたか 鈴木 清隆	(前) 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事 [令和2年3月まで]
	たちおか まなぶ 立岡 学※	一般社団法人パーソナルサポートセンター業務執行常務理事
	つりふね せいいち 釣舟 晴一	特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会理事
	てらだ きよのぶ 寺田 清伸	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事 [令和2年6月から]
	ながおか ひろはる 長岡 弘晴※	仙台市保護司会連絡協議会会長
	なかた としや 中田 年哉	仙台市知的障害者関係団体連絡協議会事務局
	みうら ひろのぶ 三浦 啓伸	一般社団法人仙台歯科医師会専務理事
	わたなべ じゅんいち 渡邊 純一	社会福祉法人仙台市障害者福祉協会常務理事兼事務局長
	わたなべ れいこ 渡邊 礼子	仙台市ボランティア連絡協議会副会長・事務局長

2 仙台市成年後見サポート推進協議会成年後見制度利用促進検討部会

(1) 主催

仙台市成年後見サポート推進協議会

(2) 参加団体

高齢者・障害者の権利に関する委員会（仙台弁護士会）
 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート宮城支部（宮城県司法書士会）
 権利擁護センターぱあとなあ宮城（一般社団法人宮城県社会福祉士会）
 東北税理士会成年後見支援センター（東北税理士会）
 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター宮城県支部（宮城県行政書士会）
 一般社団法人宮城県精神保健福祉士協会
 一般社団法人社労士成年後見センターみやぎ（宮城県社会保険労務士会）
 特定非営利活動法人ぬくもりの里 せんだい・みやぎ成年後見支援ネット
 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会
 仙台市

(3) 開催状況

	議事概要
令和元年 7 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ■第 1 回 ○成年後見制度利用促進に向けた現状把握等 ○権利擁護支援の流れと支援のポイント
令和元年 9 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ■第 2 回 ○権利擁護支援の基本的視点について ○権利擁護支援、サポート推進協議会の今後の方向性について
令和元年 11 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ■第 3 回 ○地域連携ネットワーク・協議会・中核機関について ○仙台市における権利擁護支援等の現状について ○地域連携ネットワークの役割を実現するための中核機関及び協議会が担うべき具体的機能等について
令和 2 年 1 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ■第 4 回 ○仙台市における市民後見人制度について ○市民後見人受任モデルについて ○市民後見人の今後のあり方について
令和 2 年 3 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ■第 5 回 ○報告書案について

3 仙台市における再犯防止推進計画策定に向けた協議会

(1) 主催

仙台保護観察所

(2) 参加団体

仙台地方検察庁

仙台矯正管区

宮城刑務所

東北少年院

青葉女子学園

仙台少年鑑別所

更生保護施設 宮城東華会

宮城県更生保護就労支援事業所

宮城県地域生活定着支援センター

仙台市生活自立・仕事相談センターわんすてっぷ

仙台市保護司会連絡協議会

東北地方更生保護委員会

仙台保護観察所

仙台市

(3) 開催状況

	議事概要
令和元年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回 ○社会復帰に向けた支援の現状及び課題について ○円滑な社会復帰を進めるための方策について
令和2年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回 ○対象者の問題及び課題とその具体的な支援の方策について ・再犯防止推進計画加速化プランについて ・市民アンケートの結果等について
令和2年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ■第3回 ○計画策定にあたって検討すべき事項について
令和2年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ■第4回 ○（仮称）せんだい支えあいのまち推進プラン（素案）について ○再犯防止に関するネットワークについて
令和2年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ■書面による意見聴取 ○（仮称）せんだい支えあいのまち推進プラン（中間案素案）について

成年後見制度にかかる主な専門職団体

仙台市成年後見総合センター

仙台市社会福祉協議会

成年後見制度の総合相談窓口として、市民や成年後見人、支援者・支援機関からの相談を受け、制度の利用のための助言や情報提供などを行っています。セミナーの開催、勉強会等への講師派遣、制度普及に関する調査・研究もしています。

仙台弁護士会

高齢者・障害者の権利に関する委員会

高齢者や障害者が安心して暮らせる社会を目指し、関係機関と協力し、虐待の対応や予防、成年後見制度利用促進の方策を検討するなどしています。相談支援窓口（愛称「ふくろうくん」）を設置しています。

成年後見センター・リーガルサポート宮城支部

宮城県司法書士会

高齢者や障害者の権利擁護、福祉の増進に寄与することを目的に活動しており、全国に50支部あります。

司法書士成年後見人等の養成をはじめ、申立手続き等の相談、講座開催など、制度の利用促進と普及・啓発に取り組んでいます。

権利擁護センター ぱあとなあ宮城

宮城県社会福祉士会

高齢者や障害者が安心して暮らすことができるように、権利擁護の方法の検討、成年後見制度利用の相談、成年後見人等の受任までの一貫した支援を行っています。

東北税理士会成年後見支援センター

東北税理士会

「財産管理と税の専門家」として、その豊富な経験を活かし成年後見制度に積極的に取り組んでいます。

無料相談や成年後見人制度業務に携わる東北税理士会会員の支援、セミナーなどの広報・啓発などに取り組んでいます。

コスモス成年後見サポートセンター宮城県支部

宮城県行政書士会

成年後見に関する十分な知識・経験を有する行政書士で組織しています。会員への研修や指導・監督を徹底し、資質の向上と安心の確保に努めています。

無料相談会や講座、セミナーなどの広報・啓発に取り組んでいます。

宮城県精神保健福祉士協会

精神保健福祉士は、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を行う専門職です。

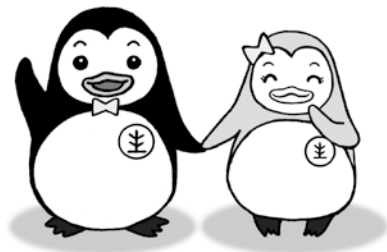
社労士成年後見センターみやぎ

宮城県社会保険労務士会

成年後見制度と車の両輪と言われる介護保険制度の専門家で、社会保障制度全般に深くかかわる専門性を活かし、成年後見人養成研修を修了した社会保険労務士で活動しています。

再犯防止関係団体

仙台市内に設置されている、または市内で活動する再犯防止に関係する主な機関・団体を紹介します。



更生保護のマスコットキャラクター
「更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん」

宮城刑務所

懲役・禁錮等の刑が確定した受刑者を収容する施設です。刑務作業や職業訓練、改善指導、教科指導などの各種プログラムを通じて本人の問題の自覚を促し、更生意欲を喚起するとともに、社会への適応性を身に付けさせています。

宮城刑務所は刑期10年以上の犯罪傾向が進んだ者を主に収容しています。また、医療重点施設として、専門的な治療等が必要な受刑者を受け入れています。

就労支援強化矯正施設に指定されており、在所中の採用内定に向け取り組んでいます。

障害のある人や高齢者の釈放に際しては、社会福祉士のスタッフや福祉専門官が支援へのつなぎを行っています。

青葉女子学園

全国に9カ所ある女子の少年院の一つで、東北地方では唯一の施設です。

収容者の8割は東北地方の女子少年です。中学生が在院することもあり、その際は中学校と連携し、学習指導要領に沿った義務教育を実施しています。大学等への進学を目指す場合は、学園内で受検できる高等学校卒業程度認定試験に向け、必要な指導をしています。

社会生活を円滑に送れるよう、在院中に進路に沿った資格取得にも取り組みます。販売士、危険物取扱者、コンピューターやパソコンの検定などの資格試験にチャレンジできます。

仙台地方検察庁

検察官は自ら捜査した事件や警察が捜査した事件について、証拠を十分に精査し、被疑者の起訴・不起訴を決定します。裁判では、その人が犯罪をしたという証拠などを示し、裁判所に適正な判断を求めます。検察官の行う事務を統括するところが検察庁です。

起訴猶予などで刑務所に入らず、釈放される人の更生に向けた支援や、犯罪被害者や遺族への支援を行う部署として、捜査公判支援・刑事政策推進室があります。

起訴猶予者等への支援では、必要に応じて社会福祉士の資格を持つ社会福祉アドバイザーとともに福祉的支援につなげる調整等を行っています。

東北少年院

少年院は、家庭裁判所で少年院送致の保護処分とされた少年を収容する施設です。それぞれの少年の特性に応じた適切な矯正教育や健全な育成のための対応を行い、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。

東北少年院は、心身に著しい障害がなく、犯罪的傾向もあまり進んでいない男子の少年を収容しています。

専門的な職業訓練を行う全国でも数少ない少年院で、電気工事、給排水設備、自動車整備、土木・建築及び溶接などの項目があり、各種専門資格の取得が可能です。

就労支援にも力を入れており、少年院内で企業の採用面接を行うなどしています。

仙台少年鑑別所（法務少年支援センター仙台）

家庭裁判所等の求めに応じ、医学、心理学、教育学、社会学などの見地から、非行に至った原因や、再非行防止のためにはどうすればよいかということについて提案します。

非行や犯罪にかかる心理の専門機関として、その知見を地域で広く活用してもらおうと、「法務少年支援センター」の名称で、年齢に関係なく幅広い相談支援を行っています。

子どもの能力や性格の調査、問題行動の分析や指導方法の提案、保護者への心理相談、関係機関団体が開く事例検討会や協議会で専門的な助言を行うなどの支援を実施します。

仙台保護観察所

罪を犯した人や非行のある少年の更生と社会復帰支援（更生保護）と、心身喪失などにより重大な他害行為をした人が適切な医療・福祉を受けながら社会復帰できるよう支援（医療観察）を行う機関です。

保護観察処分少年や少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者などへの指導監督・補導援助（保護観察）、矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの生活環境の調整を保護司と協働で実施しています。また、刑務所等を出所後、住居など生活のあてがない人の保護、雇用奨励金や身元保証などによる就労支援、犯罪予防活動について、関係機関や団体と協力して行っています。

仙台矯正管区

法務省の地方支分部局で、東北地方の矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置（支）所、少年院、少年鑑別所）を管轄し、これらの施設の適切な管理運営を図るための指導・監督をしています。

研修所支所も併設されており、刑務官や法務教官などの育成に努めています。

再犯防止推進のための関係機関等の窓口として、令和元年度に更生支援企画課を設置しました。関係機関との連絡調整や、市町村への関係統計データ等の提供、情報誌の発行による理解促進などに取り組んでいます。

コレワーク東北

全国の受刑者や少年院在院者の資格や職歴、出所・出院後の居住地などの情報を一括管理し、事業主のニーズに合った人材を紹介しています。平成28年からの事業で、地方での取り組み強化に向け、令和2年7月に仙台矯正管区にコレワーク東北が設置されました。

求人に必要な情報の提供のほか、矯正施設での採用手続き支援、奨励金や身元保証などの支援制度の紹介のサービスを行っています。

また雇用経験の豊富なアドバイザーによる事業者向け個別相談、刑務所や少年院の職業訓練などの見学の調整も実施しています。



仙台市保護司会連絡協議会

仙台市内には各区を単位とする5つの地区保護司会が設置されていますが、仙台市保護司会連絡協議会は、仙台市内の保護司（約230名）が相互に連携し、保護司（会）活動を推進することを目的として組織化されました。保護司は、それぞれ配属された地域で犯罪や非行をした人の立ち直り支援や犯罪予防活動等を行っています。

仙台市保護司会連絡協議会では、犯罪予防活動のほか、研修会を定期的で開催して研鑽に努めるとともに、保護司を始めとする地域の団体や関係機関の協力を得て、機関誌「しほれん」を毎年発行し、更生保護活動に対する理解促進などに取り組んでいます。

更生保護施設 宮城東華会

刑務所や少年院を出た後などに、住む場所がないなど自立した生活を送るのが難しい方について、保護観察所の依頼などにより、一時的に保護し、社会復帰を促す施設です。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人などが設置しています。宿泊場所や食事を提供するとともに、就労や生活の指導、福祉や医療の利用援助を行っています。

宮城東華会では、コミュニケーション能力や社会生活の適応力向上を図る社会生活技能訓練を行っています。

退所した人についても、一定期間、訪問や電話などにより生活についての相談支援を行い、社会生活を見守っています。

宮城県更生保護就労支援事業所

法務省の委託で、特定非営利活動法人宮城県就労支援事業者機構が設置しています。刑務所出所者等で支援対象に選定された人に、県内事業者の協力を得ながら、全国就労支援事業者機構と連携し、就労支援をしています。

就労のマッチング、ハローワークや就職面接への同行（就職活動支援）、職場の人間関係づくりの助言（職場定着支援）、住居探しや生活への助言（定住支援）、協力雇用主の開拓（雇用基盤整備）などに取り組んでいます。

県機構の会員として仙台協力雇用主協会をはじめ各地区協力雇用主会が参加しており、対象者の円滑な受け入れのため、情報交換や矯正施設の見学、研修などを行っています。

宮城県地域生活定着支援センター

高齢や障害により福祉的な支援が必要な矯正施設退所予定者について、保護観察所や矯正施設、地域の関係機関と連携・協働し、在所中から退所後まで一貫した相談支援を実施しています。

厚生労働省の地域生活定着促進事業により、各都道府県が設置しています。

面接などによる必要な福祉サービスの確認、施設入所や各種サービスの申請準備、受け入れ施設の開拓・確保などを行っています。

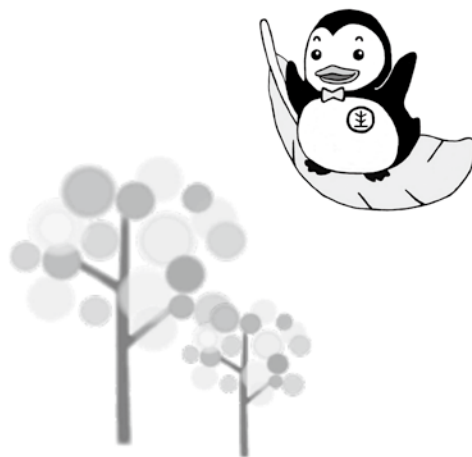
また、受け入れ施設に対しては、本人との関わり方などについての相談助言を行っています。

仙台市更生保護女性会連絡協議会

更生保護女性会は、女性の立場から、地域の犯罪予防や青少年健全育成、子育て支援などの活動を行うボランティア団体です。

仙台市には青葉、宮城野、若林、太白、泉の各区に地区会があり、計400人以上の会員が活動しています。

東北少年院や青葉女子学園の運動会や文化祭、成人式などの行事への参加や、少年鑑別所の少年との共同作業、更生保護施設宮城東華会の利用者に手作りの夕食を振舞うなど交流しています。活動を通して、温かさや優しさを伝えています。



BBS会

BBS運動（Big Brothers and Big Sisters Movement）を行う青年のボランティア団体。様々な問題を抱える少年に、兄や姉のように身近な立場で接し、良き話し相手や相談相手になることを通して、少年の自立を支援しています。

仙台市には地区会として青葉区BBS会（会員数約100名）と宮城野区BBS会（会員数約20名）があります。青葉区BBS会は、学生サークルの形で活動しており、社会を明るくする運動や、東北少年院・青葉女子学園のイベント等に参加し、在院中の少年と交流しています。

仙台ダルク

「ダルク（DARC）」は、ドラッグ（薬物）、アディクション（病的依存）、リハビリテーション（回復）、センター（施設）の頭文字を組み合わせた造語で、覚醒剤、有機溶剤（シンナー等）、市販薬、その他の薬物から開放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設です。

同じ悩み（依存症という病気）を持つ仲間と共同生活を送りながら、施設外の自助グループ活動や医療機関と連携したプログラムを実践しています。

「今日一日」を合言葉に、一日一日薬を使わないことの積み重ねとして、薬物からの回復を目指します。

関係法令等

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（地域福祉の推進）

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

- 第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- (3) 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

- 第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2～5略



重層的整備体制整備事業の概要（厚生労働省資料を参考に作成）

- 市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設。※任意事業。実施の際は①～③は必須。
- 実施する市町村に対し、関連事業に係る補助金等について一体的な執行ができるよう、一括して交付。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（抄）

(目的)

第1条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第4条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2～5（略）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（抄）

(目的)

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 (略)

仙台市社会福祉審議会条例（平成12年3月17日仙台市条例第3号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、仙台市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第2条 審議会の委員の定数は、七十人以内とする。

（委員の任期）

第3条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長の職務を行う委員）

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（専門分科会）

第5条 審議会に老人の福祉に関する事項を調査審議させるため、老人福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議させるため、地域福祉専門分科会を置く。

（審議会の調査審議の特例）

第6条 法第十二条の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

（会議）

第7条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会の委員）

第8条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

（民生委員審査専門分科会の委員）

第9条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（仙台市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例の廃止）

2 仙台市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第百二十七号）は、廃止する。

附 則（平一二、六・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平一三、一〇・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平二七、三・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

仙台市社会福祉審議会運営要領（平成12年5月9日審議会決定）

（趣旨）

第1条 この要領は、仙台市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（委員長・副委員長）

第2条 審議会に、委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

2 審議会に、委員長の指名による副委員長1人を置く。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門分科会）

第3条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、当該各号に掲げる専門分科会を置く。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項

(3) 老人福祉専門分科会 老人福祉に関する事項

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

(5) 児童福祉専門分科会 児童福祉に関する事項

2 専門分科会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に、専門分科会委員の互選による専門分科会長1人及び専門分科会長の指名による専門分科会副会長1人を置く。

（審査部会）

第4条 障害者福祉専門分科会に、身体障害者の障害の程度、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく医師の指定及び取消に関する事項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く。）の指定及び取消に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉審査部会を置く。

2 児童福祉専門分科会に、里親の認定に関する事項、児童の措置及び児童虐待等による死亡事例の検証に関する事項、特定教育・保育施設等における死亡事故等の検証に関する事項並びに社会的養育推進計画に関する事項を調査審議するため、措置・里親審査部会を、保育所及び家庭的保育事業等の認可に関する事項を調査審議するため、保育所等認可審査部会を置く。

3 審査部会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 審査部会に、審査部会委員の互選による部会長1人及び部会長の指名による副部会長1人を置く。

（会議）

第5条 専門分科会及び審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

2 専門分科会及び審査部会の会議は、審議会について定めているものの例による。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる組織において処理する。

- (1) 審議会、民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 健康福祉局地域福祉部社会課
- (2) 障害者福祉専門分科会 健康福祉局障害福祉部障害企画課
- (3) 老人福祉専門分科会 健康福祉局保険高齢部高齢企画課
- (4) 児童福祉専門分科会 子供未来局子供育成部総務課
(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成12年5月9日から施行する。

2 仙台市社会福祉審議会要綱（平成元年6月2日審議会決定）は、廃止する。

附 則（平成18年4月27日改正）この改正は、平成18年4月27日から実施する。

附 則（平成21年4月22日改正）この改正は、平成21年4月22日から実施する。

附 則（平成22年6月30日改正）この改正は、平成22年6月30日から実施する。

附 則（平成25年6月26日改正）この改正は、平成25年6月26日から実施する。

附 則（平成27年4月22日改正）この改正は、平成27年4月22日から実施する。

附 則（平成29年4月19日改正）この改正は、平成29年4月19日から実施する。

附 則（令和元年6月12日改正）この改正は、令和元年6月12日から実施する。

用語説明

この用語説明は主に、本計画で用いられている福祉に関わる用語を解説したものです。

あ行

アウトリーチ支援

様々な手法で、支援等を必要とする方に必要なサービスや情報などを届けること。例えば、福祉分野では訪問支援や相談会の開催など。


意思決定支援

認知症や知的障害、精神障害などにより、自分で判断することや自分の意思を表すのが難しい人について、その人に合った方法で必要な情報を伝え、その人の意思や考え方を引き出し、その意思にもとづいて、その人らしい暮らしができるよう支援すること。

か行

仮釈放

犯した罪を悔い、反省しており、立ち直りが期待できる懲役や禁錮（きんこ）の受刑者について、円滑な社会復帰を図ることを目的に、刑期が満了する前に仮に釈放すること。仮釈放の期間（残りの刑期）が満了するまで保護観察を受ける。

 保護観察（123ページ参照）

仮退院

少年院在院者について、改善更生が進み、かつ退院後の適切な生活の場がある場合は、収容期間の満了前に退院を許されることがある。収容期間の満了または退院の決定があるまでは保護観察を受ける。少年院出院者の99%以上が仮退院となっている。

起訴猶予

犯罪をした疑いは十分あるものの、その者の性格や年齢、境遇、犯罪の軽重、犯罪後の状況などを考慮し、起訴をしないこと。

協力雇用主

犯罪や非行をした人であることを理解したうえで雇用し、就労を通して立ち直りを支援する事業者。

権利擁護

本計画では、認知症や知的障害、精神障害などにより、自分にとっての利益・不利益を判断することや、自分の考えを表すのが難しい方について、身体的・精神的・経済的な被害（虐待など）から守るための対応をすることをいう。

後見活動

後見人による支援活動のことで、大きく、本人のために診療・介護・福祉サービスなどの利用契約を結ぶ「身上保護」、本人の預貯金の出し入れや不動産の管理などを行う「財産管理」がある。

後見人候補者

成年後見制度の利用について裁判所に申立てをする際、後見人になってほしい人、あるいは後見人にふさわしい人として、裁判所に推薦する人のこと。ただし、後見人は、裁判所が最もふさわしいと判断した人を選任するため、推薦した候補者が選任されるとは限らない。

子ども家庭応援センター

妊娠期から出産・子育て期にわたり、子どもや子育て家庭全般を総合的に支援する目的で、市内5区役所と宮城総合支所に令和2年度に整備された体制のこと。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

（33ページ参照）

さ行

災害時要援護者

高齢の方や障害のある方などで、大きな災害が発生又は災害が発生するおそれのあるとき、災害情報の入手や自力で避難することが困難な人。

災害ボランティア

台風、豪雨などによる風水害や地震、津波などの災害が発生した際に、被災者支援、被災地復旧活動や復興活動を目的に行われるボランティア活動のこと。またはそうした活動に従事するボランティアのこと。

サロン（活動）

地域の高齢者や障害のある方、子育て家庭などが、身近な地域で集い、交流や仲間づくりを行うための場、またはそうした活動のこと。

支援会議

生活困窮者自立支援法により規定される会議。生活にお困りの方の早期把握や自立支援に向けて、関係機関等で情報共有や必要な支援体制の検討を行う。

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動。7月を強化月間とし、小中学校などと連携し、広報啓発活動を展開している。

住宅確保要配慮者

住宅セーフティネット法に定められている、以下のいずれかに当てはまる人のこと。低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している人、その他住宅の確保に特に配慮が必要な人。

住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者を民間賃貸住宅に入居しやすくするため、家賃債務保証の提供、住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する、都道府県により指定を受けた法人のこと。

 住宅確保要配慮者（前項参照）

住宅セーフティネット

住宅を独力で確保することが困難な方々に対して、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるように支援する仕組みのこと。

障害者自立支援協議会

障害者総合支援法に規定される機関で、障害者福祉等に関わる地域の関係者等が集まり、個別の相談支援事例から明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて障害者等への支援体制の整備を進めることを目的に設置される協議会のこと。

障害者相談支援事業所

障害のある方やその家族、地域住民の相談に応じ、訪問等による各種相談や支援活動を通じて、地域での生活を支援する事業所で、市内に16か所設置されている。

小地域福祉ネットワーク活動

（28ページ参照）

情報アクセシビリティ

主に高齢者・障害者等をはじめ、全ての方々が、情報通信機器やソフトウェアの操作、およびそれらによって行われる情報の送受信について、支障なく利用可能であること。

情報保障

障害のある方が情報を入手するにあたって、代替りの方法（手話、要約筆記、点字、音声データなど）を用いて情報が得られるよう必要な支援を行うこと。

自立相談支援事業

生活困窮者自立支援制度の中心的役割を担う事業で、生活に困りごとや不安を抱えている方、またはその家族などの相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた情報提供を行ったり、支援計画を作成したりして、専門の支援員が寄り添いながら自立に向けた支援を行うもの。

☞生活困窮者自立支援制度（次々項参照）

生活困窮者

生活困窮者自立支援法で定義される、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、「働きたくても働けない」「住む所がない」など、様々な事情により生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、就労、住居、家計改善、子どもの学習などについて、一人ひとりの状況にあった支援を行う制度。

本市では仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」等が相談窓口になっている。

生活支援コーディネーター

地域に共通する課題の把握や分析・地域づくりに係る団体や関係機関の間のネットワークづくりなどを通して、高齢者を支えあう地域

の体制づくりを進める役割を担う人。

本市では市内52か所（令和3年3月現在）ある各地域包括支援センター及び市社会福祉協議会5区・1支部事務所の職員がその役割を担っている。

☞地域包括支援センター（122ページ参照）

☞仙台市社会福祉協議会（本ページ参照）

仙台市基本計画

「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」をまちづくりの理念に掲げ、21世紀半ば（2050年頃）を見据えた仙台市の目指す都市の姿と、その実現に向けた市政全般にわたる施策の方向性を示した、本市のまちづくりの指針となる長期計画。

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法及び介護保険法に基づいて、高齢者が地域で安心して暮らし続けるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される、地域包括ケアシステムの実現に向けた各種施策の展開を図るために策定される計画。

☞地域包括ケアシステム（14ページ参照）

仙台市社会福祉協議会

昭和26年に設立された、地域福祉の推進を目的とする民間団体で、住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民の福祉活動の推進、関係機関・団体等の組織化や連絡調整の活動等を行う社会福祉法人。

仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画・仙台市障害児福祉計画

それぞれ、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づいて、障害のある方もない方も一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる社会の実現に向けて各種施策の展開を図るために策定される計画。

仙台市すこやか子育てプラン

子ども・子育て支援法や児童福祉法などに基づいて、「子どもたちが健やかに育つまち仙台・子育てのよろこびを実感できるまち仙台」の実現に向けて、子どもの育ちと子育て支援に関わる各種施策を体系的に定めた計画。

仙台市ホームレス自立支援等取組方針

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びその規定に基づき策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に基づき、本市のホームレスの実情を踏まえ、本市が取り組むべき施策や方針を定めるために策定された方針。

仙台市路上生活者等自立支援ホーム

ホームレスの人々に対し、宿泊場所や食事などを提供するとともに、入居者に対して就労や住居の確保などに向けて必要な支援を行い、その自立を支援することを目的とした施設。

た行

地域移行（支援）

障害者支援施設などに入所している方や精神科病院に入院している方が円滑に地域生活へ移行できるように、住居の確保や地域生活移行のための相談支援、外出時の同行支援などを行うこと。

地域ケア会議

地域の関係団体や、多職種の専門職の協働により、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備などを進めるため、市町村や地域包括支援センターが開催する会議体のこと。

地域生活支援

障害のある方が自立した日常生活または社会生活を送れるよう、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な支援を行うこと。

地域における公益的な取組

社会福祉法人がその専門性を活かし、地域の関係機関等との連携を図りながら地域の課題に取り組むこと。社会福祉法において、全ての社会福祉法人が実施に努めなければならないものとされており、次の①～③の全てを満たす必要がある。

- ①社会福祉事業・公益事業を行うにあたって提供される福祉サービスである
- ②対象者が日常生活・社会生活上の支援を必要とする者である
- ③無料・低額な料金で提供される

地域福祉活動

身近な地域における日常生活上の課題解決に向けて、地域住民や福祉関係者が互いに協力し、誰もがその人らしく安心して充実した生活を送れるような地域社会をつくっていくための活動。

地域包括支援センター

高齢の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護や医療、健康づくりなど、さまざまな面から支援を行う高齢者の総合相談窓口。介護予防サービスの紹介や関係機関との調整、虐待防止などの権利擁護活動を行う。

[権利擁護（119ページ参照）](#)

地域防災リーダー

仙台市地域防災リーダー（SBL）のこと。町内会長などを補佐しながら、平常時には地域特性を考慮した防災計画づくりや効果的な訓練の企画運営、災害時には地域住民の避難誘導や救出・救護活動の指揮などを行う役割を担う。

地区社会福祉協議会

地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、住民が主体となり、概ね小学校区や地区連合町内会の範囲で組織された任意団体。小地域福祉ネットワーク活動や地域内の福祉活動の推進などを行っている。本市には、104の地区社会福祉協議会（令和3年3月現在）がある。

☞小地域福祉ネットワーク活動（28ページ参照）

町内会

一定の地域に住む人々が、日ごろから親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通するさまざまな課題をみんなで協力して解決し、ふれあいのある快適なまちづくりを目指して自主的に活動している住民自治組織。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的、精神的、性的な暴力。

な行

日常生活支援住居施設

無料低額宿泊所のうち都道府県知事等から認定を受けた施設で、福祉事務所長の委託を受けて生活保護受給者を受け入れ、生活課題に関する相談、その方の状況に応じた家事等に関する支援、服薬等の健康管理支援、金銭管理の支援等の日常生活支援を行う施設。

任意後見（制度）

将来、自分が認知症などにより判断能力が十分でなくなった場合に備えて、あらかじめ、後見人になってほしい人を選び、代理してほしいことについてその人と公正証書で契約（任意後見契約）を結んでおく制度。

これに対し、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所への申立により、家庭裁判所が選んだ後見人等が後見活動を行う制度を法定後

見制度という。

☞後見活動（119ページ参照）

任意後見監督人

任意後見制度による後見人が任意後見契約の内容のとおり、適正に仕事をしているかを監督する人。

は行

バリアフリー

障害のある方、高齢者、妊婦や子ども連れの人をはじめとした全ての方々が社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去し、新しいバリアを作らない共生社会の実現に向けた概念であり、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処すること。

微罪処分

警察等が検挙した事件で、検察官があらかじめ指定した軽微な成人の事件について、検察官に送致しない手続きをとること。

福祉避難所

指定避難所で生活を続けることが困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために、必要に応じて開設される二次的避難所。

保護観察

罪を犯した人や非行のある少年が、実社会の中で立ち直りを果たせるよう、保護観察官と保護司が協働して、面接などにより生活状況を確認し、健全な生活のための指導や助言を行ったり、自立した生活のための援助を行ったりするもの。保護観察処分を受けた少年、少年院仮退院者や仮釈放者、保護観察付執行猶予者などが対象。

☞保護司（次項参照）

☞仮釈放（119ページ参照）

保護司

(51 ページ参照)

ま行

民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けボランティアとして活動する非常勤の地方公務員で、自らも地域住民の一員として、地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助（福祉サービスの紹介や障害者・高齢者世帯等の見守り等）を行う人のこと。全ての民生委員は児童委員を兼ねており、子どもたちの見守りや子育て家庭の支援等も行う。(32 ページに囲み記事掲載)

や行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。また、そうしたデザインのこと。

要援護者支援体制

地域でできる取り組み（平常時からの顔の見える関係づくりや災害時の助け合い等）を進め、災害時要援護者を地域全体で支えあう体制のこと。

 災害時要援護者 (120 ページ参照)

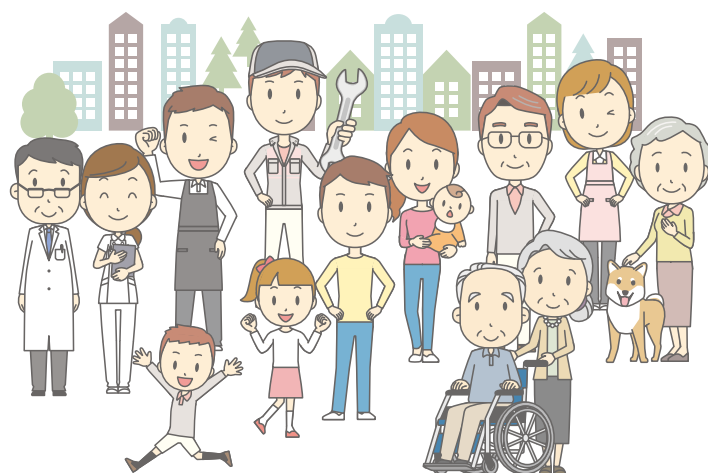
要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもなど児童福祉法により規定される要保護児童や、出産後の養育について支援が必要な特定妊婦の早期発見及び適切な保護を図るため、保育施設や学校、警察などの関係機関が連携して必要な情報を共有し支援を行うことを目的として、地方公共団体に設置される協議会のこと。本市では各区・宮城総合支所に設置されている。

ら～わ行

老人クラブ

概ね 60 歳以上の方で構成される組織で、自らの老後を健康で実り豊かなものにするために社会奉仕活動や生きがい・健康づくり活動等を行っている任意団体。



せんだい支えあいのまち推進プラン

令和3年3月

発行／仙台市健康福祉局地域福祉部社会課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL 022-214-8158 FAX 022-214-8194

E-mail: fuk005320@city.sendai.jp

印刷／東北紙工株式会社